

# 平成 2 2 年度実績評価書

平成 2 3 年 7 月  
国家公安委員会・警察庁

## はじめに

「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（平成20年12月国家公安委員会・警察庁決定。以下「基本計画」という。）において、実績評価を実施する場合は、警察行政における主要な目標（基本目標）を設定し、基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標（業績目標）を選択し、業績目標ごとに設定した業績指標を1年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価することとされている。

国家公安委員会及び警察庁は、平成22年3月に、基本計画に基づき、基本目標、業績目標、業績指標等を記載した「平成22年度実績評価計画書」を作成したところ、このたび、基本計画及び「平成23年度政策評価の実施に関する計画」（平成23年3月国家公安委員会・警察庁決定）に基づき、「平成22年度実績評価計画書」において示した29の業績目標の実施状況についてそれぞれ評価を行い、評価結果を明らかにするとともに、評価結果の政策への反映の方向性を明らかにするものである。

## 【凡例】

### 1 達成度の評価の基準について

達成

指標を全て達成していると認められるもの

おおむね達成

指標を全て達成しているとは認められないが、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められるもの

達成が十分とは言い難い

指標を全て達成しているとは認められず、総合的に見て達成の度合いが半分程度と認められるもの

### 2 認知件数等について

認知件数

警察において発生を認知した事件の件数をいう。

検挙件数

警察において検挙した事件の件数をいう。

送致件数

警察において送致・送付した事件の件数をいう。

検挙人員

警察において検挙した事件の被疑者の数をいう。

送致人員

警察において事件を送致・送付した被疑者の数をいう。

なお、同一人について同種の余罪がある場合、同一の罪について共犯者がある場合があることから、罪種により、検挙件数の合計と検挙人員の合計は必ずしも一致しない。

### 3 刑法犯及び特別法犯について

刑法犯

特に断りのない限り、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を除いた「刑法」に規定する罪並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪二関スル件」、「暴力行為等処罰二関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分二関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

特別法犯

上記の「刑法犯」以外の罪をいう。ただし、特に断りのない限り、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷及び自動車運転過失致死傷並びに「道路交通法」、「道路運送法」、「道路運送車両法」、「道路法」、「自動車損害賠償保障法」、「高速自動車国道法」、「駐車場法」、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」、「タクシー業務適正化特別措置法」、「貨物利用運送事業法」、「貨物自動車運送事業法」、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」及び「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に規定する罪を除く。

なお、特別法犯については、原則として認知件数は計上していない。

## 【目次】

### 基本目標 1 市民生活の安全と平穩の確保

- 業績目標 1 犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり・・・・・・・・・・ 1
- 業績目標 2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化・・・・・・・・・・ 5
- 業績目標 3 少年非行の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 業績目標 4 犯罪等からの少年の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 業績目標 5 良好な生活環境の保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 業績目標 6 経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保・・・・・・・・ 20
- 業績目標 7 環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止・・・・・・・・・・ 24

### 基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進

- 業績目標 1 重要犯罪に係る捜査の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 業績目標 2 重要窃盗犯に係る捜査の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 業績目標 3 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 業績目標 4 振り込め詐欺（恐喝）の捜査活動及び予防活動の強化・・・・・・・・・・ 37
- 業績目標 5 科学技術を活用した捜査の更なる推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 業績目標 6 被疑者取調べ適正化の更なる推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

### 基本目標 3 組織犯罪対策の強化

- 業績目標 1 暴力団の存立基盤の弱体化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 業績目標 2 取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化・・・・・・・・・・ 52
- 業績目標 3 銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化・・・・・・・・ 56
- 業績目標 4 来日外国人犯罪対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
- 業績目標 5 犯罪収益対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

### 基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保

- 業績目標 1 歩行者・自転車利用者の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
- 業績目標 2 高齢運転者による交通事故の防止・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
- 業績目標 3 飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通  
秩序の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
- 業績目標 4 被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少・・・・・・・・・・ 78
- 業績目標 5 道路交通環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80

### 基本目標 5 国の公安の維持

- 業績目標 1 重大テロ事案等の予防鎮圧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
- 業績目標 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処・・・・・・・・・・ 90
- 業績目標 3 警備犯罪取締りの的確な実施・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
- 業績目標 4 国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際  
テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処・・・・・・・・・・ 99

### 基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実

- 業績目標 1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援  
の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102

### 基本目標 7 安心できるIT社会の実現

- 業績目標 1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪  
の抑止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108

基本目標 1 業績目標 1 平成22年度実績評価書

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保	
業績目標	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり	
業績目標の説明	街頭犯罪・侵入犯罪に代表される国民が身近に感じる犯罪や子どもが被害者となる犯罪等の未然防止を図るため、ハード・ソフト両面における各種防犯対策等の施策を推進し、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数</p> <p>達成目標：街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数について、減少傾向を維持する。</p> <p>基準年：17～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数の減少は、国民が身近に感じる犯罪の未然防止が図られたことを示し、安全・安心なまちづくりの度合いを測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進状況（強姦、強制わいせつ等の認知件数及び声掛け等前兆事案への的確な処理事例）</p> <p>達成目標：子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組を的確に推進する（強姦、強制わいせつ等の認知件数の減少及び声掛け等前兆事案への的確な対処）。</p> <p>基準年：17～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進は、国民が身近に感じる犯罪の未然防止が図られたことを示し、安全・安心なまちづくりの度合いを測る一つの指標となるため。</p>
参考指標	参考指標	刑法犯認知件数
	参考指標	防犯ボランティア団体の活動状況（防犯ボランティア団体数、構成員数等）
	参考指標	防犯教室開催数
	参考指標	スクールサポーター数
	参考指標	子ども110番の家講習開催数
	参考指標	子ども女性安全対策班の活動状況
業績目標達成のために行った施策	<p>若い世代の参加促進を図る防犯ボランティア支援事業の推進 自主防犯活動への参加意欲のある若い世代の参加者を募集し、防犯ボランティア団体の結成方法や活動のノウハウ等に関する説明会を開催するなどして、団体の結成を支援するとともに、結成された団体等に対し、防犯パトロール用品の無償貸付等の各種支援を行った。</p> <p>防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりの推進 警察庁ウェブサイト上の「自主防犯ボランティア活動支援サイト」において、全国の防犯ボランティア団体を紹介するとともに、活動が活発な約</p>	

900団体の活動事例を紹介し、防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりを推進した。

子ども女性安全対策班が行う先制・予防的警察活動等の子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進

子どもと女性を性犯罪等の被害から守るため、21年4月に全国の警察本部に設置した「子ども女性安全対策班」において、22年度中、強制わいせつ、公然わいせつ、迷惑防止条例違反等1,315件を検挙するとともに、指導・警告1,862件を実施した。

携帯電話の電子メール等による犯罪情報や地域安全情報の提供の推進  
地域住民に向けて、警察の有する犯罪発生情報や防犯対策情報等を携帯電話電子メール、ウェブサイト、広報誌等の様々な手段及び媒体を用いて提供した。

防犯性に優れた共同住宅（防犯優良マンション）等の普及の促進

防犯関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションや駐車場を防犯優良マンション又は防犯モデル駐車場として登録又は認定する制度の構築を推進した。23年3月末現在、防犯優良マンション制度は21都道府県で、防犯モデル駐車場制度は10都府県で整備されている。

防犯性能の高い建物部品の開発・普及の促進

警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体で構成する「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」において、一定の防犯性能があると評価した建物部品（CP部品）の開発・普及に努め、23年3月末現在、17種類3,162品目を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表している。

街頭防犯カメラの設置促進

街頭防犯カメラの設置運用に係る法的課題の整理やプライバシー保護に配慮した機能の実証開発等を目的とした「街頭防犯カメラシステムモデル事業」を平成21・22年度の2か年で神奈川県川崎市J R川崎駅東口地区において実施し、同地区に街頭防犯カメラ50台を設置するとともに、同事業の調査研究結果をとりまとめた。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）

各業績指標について、基準年に対する達成率の状況を測定する。

（結果）

**業績指標**：街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数

主な街頭犯罪（注1）・侵入犯罪（注2）の認知件数は近年減少を続けており、22年度中の主な街頭犯罪の認知件数は71万4,181件と、21年度に比べ6万7,448件（8.6%）減少し、また、22年度中の主な侵入犯罪の認知件数は15万5,285件と、21年度に比べ1万4,950件（8.8%）減少した。

注1：路上強盗、ひったくり、強姦（街頭）、強制わいせつ（街頭）、略取誘拐（街頭）、暴行（街頭）、傷害（街頭）、恐喝（街頭）、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい及び自動販売機ねらい

注2：侵入強盗、侵入窃盗及び住居侵入

主な街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数（件）（注3）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
主な街頭犯罪	1,055,787	924,895	868,860	825,925	781,629	714,181
主な侵入犯罪	272,727	229,490	199,820	178,795	170,235	155,285

（23年4月生活安全企画課作成）

注3：22年度は暫定値

以上から、業績指標 については、街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数について、減少傾向を維持するという目標を達成した。

< 参考指標 > 刑法犯認知件数

刑法犯認知件数（件）（注4）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
刑法犯認知件数	2,220,894	2,018,418	1,888,301	1,794,432	1,670,578	1,557,355

（23年4月生活安全企画課作成）

注4：22年度は暫定値

< 参考指標 > 防犯ボランティア団体の活動状況(防犯ボランティア団体数、構成員数等)

防犯ボランティア団体数及び構成員数

	18年末	19年末	20年末	21年末	22年末
団体数(団体)	31,931	37,774	40,538	42,762	44,508
構成員数(人)	1,979,465	2,342,279	2,501,175	2,629,278	2,701,855

(23年2月生活安全企画課作成)

【事例】

- ・ 毎週土曜日・日曜日を中心に大型ショッピングセンターやゲームセンター内の防犯パトロール、駐輪場における自転車盗難被害防止の呼び掛け等を実施した結果、当該地域における22年中の刑法犯認知件数が前年に比べ約3割減少した(栃木)。
- ・ 自転車盗の発生が多い毎週月曜日から水曜日に、駅の自転車駐輪場の防犯パトロールを実施し、あわせて利用者への自転車への施錠を呼び掛けた結果、当該駐輪場における22年中の自転車盗認知件数が前年と比べて約5割減少した(広島)。

業績指標 : 子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進状況(強姦、強制わいせつ等の認知件数及び声掛け等前兆事案への対処事例)

1 強姦、強制わいせつ等の認知件数

22年度中の強姦の認知件数は1,261件で、17~21年度の平均値(1,714件)に比べ453件(26.4%)減少した。また、22年度中の強制わいせつの認知件数は6,974件で、17~21年度の平均値(7,643件)に比べ670件(8.8%)減少した。

さらに、22年度中の略取誘拐(注5)の認知件数は171件で、17~21年度の平均値(193件)に比べ22件(11.4%)減少した。

注5: 略取誘拐の認知件数には、人身売買の認知件数を含む。

強姦の認知件数(件)(注6)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17~21年度 (平均)	22年度
強姦	2,013	1,934	1,755	1,517	1,349	1,714	1,261

(23年4月生活安全企画課作成)

注6: 22年度は暫定値

強制わいせつの認知件数(件)(注7)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17~21年度 (平均)	22年度
強制わいせつ	8,709	8,343	7,550	7,007	6,607	7,643	6,974

(23年4月生活安全企画課作成)

注7: 22年度は暫定値

略取誘拐の認知件数(件)(注8)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17~21年度 (平均)	22年度
略取誘拐	255	178	217	162	153	193	171

(23年4月生活安全企画課作成)

注8: 22年度は暫定値

2 声掛け等前兆事案への対処事例

【事例】

- ・ 駅付近の通学路で、登下校中の小・中学生に対して、男が待ち伏せ、つきまとい、盗撮する事案が発生したことから、似顔絵及び着衣を含む全身の風体分かる絵を作成した上で内偵捜査を実施したところ、その絵に酷似する男を発見するに至り、指導・警告した(岐阜)。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンビニ店の店長から、女子トイレ内に小型カメラが仕掛けられているとの届出があり、子ども女性安全対策班において、従業員等からの聞き込みや店内の防犯カメラ画像の解析を実施した結果、被疑者を割り出し、建造物侵入で検挙した(宮城)。</li> </ul> <p>以上から、業績指標 については、強姦、強制わいせつ等の認知件数が減少し、また、声掛け等前兆事案への的確な対処がなされていることから、子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組を的確に推進するという目標を達成した。</p> <p>&lt; 参考指標 &gt; 防犯教室開催数 22年度は東日本大震災発生の影響により調査実施せず。</p> <p>&lt; 参考指標 &gt; スクールサポーター数</p> <p style="text-align: center;">スクールサポーター数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年 4月</th> <th>21年 4月</th> <th>22年 4月</th> <th>23年 4月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スクールサポーター数</td> <td style="text-align: center;">510</td> <td style="text-align: center;">545</td> <td style="text-align: center;">576</td> <td style="text-align: center;">602</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(23年 5月少年課作成)</p> <p>&lt; 参考指標 &gt; 子ども110番の家講習開催数 22年度は東日本大震災発生の影響により調査実施せず。</p>		20年 4月	21年 4月	22年 4月	23年 4月	スクールサポーター数	510	545	576	602
	20年 4月	21年 4月	22年 4月	23年 4月							
スクールサポーター数	510	545	576	602							
<p>評価の結果</p>	<p>業績指標 及び については目標を達成したことから、業績目標である「犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり」を達成したと認められる。しかしながら、街頭犯罪・侵入犯罪を含む刑法犯の認知件数は、22年度中は約156万件と、120万件前後で推移していた昭和40年代と比較すると依然として高い水準にあり、また、子どもや女性を被害者とする犯罪についても、いまだ発生が後を絶たず予断を許さない状況にあることから、引き続き犯罪予防対策を推進する必要がある。</p>										
<p>評価の結果の政策への反映の方向性</p>	<p>主な街頭犯罪及び侵入犯罪の認知件数を更に減少させるため、今後とも上記施策を推進することとする。</p> <p>また、強姦、強制わいせつ等の認知件数は減少しているものの、犯罪に対する自己防衛能力に限界のある子どもや女性の安全確保に対する国民の関心は極めて高いことから、子ども女性安全対策班が行う先制・予防的警察活動等の子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組を的確に推進する。</p>										
<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>23年 6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>										
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成22年の犯罪情勢(23年 5月警察庁)</li> <li>・ 子ども女性安全対策班の活動状況について(22年10月広報資料)</li> <li>・ 犯罪の起きにくい社会づくりの推進状況について～防犯ボランティア活動への参加促進その他の施策～(23年 2月広報資料)</li> <li>・ スクールサポーター制度の導入状況について(23年 5月警察庁資料)</li> </ul>										
<p>評価を実施した時期</p>	<p>22年 4月から23年 3月までの間</p>										
<p>政策所管課</p>	<p>生活安全企画課</p>										

基本目標 1 業績目標 2 平成22年度実績評価書

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保	
業績目標	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	
業績目標の説明	地域警察官の執行力の強化、交番機能の強化等により地域警察官による街頭活動の一層の推進を図るとともに、通信指令機能の強化を中心とした初動警察活動の強化を図る。	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合</p> <p>達成目標：刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合について、過去5年間並の高水準を維持する。</p> <p>基準年：17～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合は、地域警察官による街頭活動の強化の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：通信指令を担う人材育成の推進状況（事例）</p> <p>達成目標：通信指令に係る人材育成関係施策の効果的な推進を図る。</p> <p>基準年：20～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 通信指令を担う人材育成の推進状況は、都道府県警察における初動警察活動強化の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
参考指標	参考指標	地域警察官による刑法犯及び特別法犯の検挙状況
	参考指標	警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するリスポンズ・タイム
業績目標達成のために行った施策	<p>パトロールの強化 都道府県警察に対し、繁華街、駅等の地域において、犯罪が多発している時間帯に重点を置いたパトロールを強化するとともに、地域住民の安心感を醸成するための「見せるパトロール」の実施を指示した。</p> <p>職務質問技能の伝承 全都道府県警察に設置された職務質問指導班を活用するなど、21年度に引き続き、地域警察官の職務質問技能伝承に関する取組を推進した。</p> <p>交番相談員の増配置 平成23年度地方財政計画に基づき、交番相談員の増員要求を行った結果、23年4月1日現在、22年4月に比べ約70人の増員が行われた。 また、「交番相談員運営要綱の改正について」（平成20年1月17日付け警察庁乙生発第1号）により交番相談員の職務範囲が拡大されており、21年度に引き続き、交番相談員による通学路等における子どもの見守り活動等の活動を推進した。</p> <p>人材育成、体制強化等による通信指令機能の強化 「初動警察刷新強化のための指針」（平成20年12月10日付け初動警察強化推進委員会決定）、「警察通信指令に関する規則」（平成21年国家公安委員会規則第9号）等に基づき、人材育成、体制強化等による通信指令機能の強化を推進した。</p>	

効果の把握の手法  
及びその結果

(効果の把握の手法)  
業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。

(結果)  
**業績指標 刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合**

刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合は、17年度から21年度においては81.9%から83.1%で推移しており、22年度中は39万1,604人のうち32万4,497人(82.9%)で、21年度と同じであった。

刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合(注1)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
総検挙人員(人)	463,826	464,597	447,408	416,608	415,997	391,604
うち地域警察官による検挙人員(人)	379,677	385,850	371,938	345,371	345,170	324,497
占める割合(%)	81.9	83.1	83.1	82.9	83.0	82.9

(23年4月地域課作成)

注1:22年度は暫定値

以上から、業績指標 については、刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合について、過去5年間並の水準を維持するという目標を達成した。

**業績指標 通信指令を担う人材育成の推進状況(事例)**

【事例】

- ・ 22年度、新たに19都府県警察で通信指令に係る技能検定制度に関する規定を整備し、全都道府県警察で制度が構築された。
- ・ 22年度、新たに35都府県警察で通信指令に係る専科教養を開始し、全都道府県警察で専科教養が実施された。また、警察大学校、管区警察学校において全国規模の専科教養が実施された。

以上から、業績指標 については、通信指令に係る人材育成関係施策の効果的な推進を図るという目標を達成した。

<参考指標> 地域警察官による刑法犯及び特別法犯の検挙状況

地域警察官による刑法犯及び特別法犯の検挙人員(人)(注2)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
刑法犯	325,073	324,611	310,169	287,182	285,188	270,538
特別法犯	54,604	61,239	61,769	58,189	59,982	53,959
計	379,677	385,850	371,938	345,321	345,170	324,497

(23年4月地域課作成)

注2:22年度は暫定値

<参考指標> リスpons・タイム

リスpons・タイム

17年	18年	19年	20年	21年	22年
7分03秒	7分09秒	7分02秒	6分59秒	6分58秒	6分53秒

(23年4月地域課作成)

評価の結果

業績指標 及び については目標を達成したことから、業績目標である「地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化」を達成したと認められる。「社会意識に関する世論調査」(平成23年1月内閣府調査)によると、現在の日本の状況について、悪い方向に向かっている分野として「治安」を挙げた者の割合は21.1%となっており、前年調査に比べて4.1ポイント減少しているものの、治安に対する国民の不安が十分に払拭されたとは言えず、いわゆる体感治安についてはいまだ国民が求める水準に至っていないと考えられることから、地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化を引き続

	き推進する必要がある。
評価の結果の政策への反映の方向性	<p>国民の犯罪に関する不安を払拭するため、地域警察官によるパトロールを始めとする地域に密着した街頭活動等を強化するとともに、その体制の確立を図ることにより、犯罪の抑止と検挙に努めることとする。</p> <p>また、あらゆる事件事故に迅速的確に対応できる体制を構築するため、初動警察の更なる強化に向けた各種取組を強力に推進することとする。</p>
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	・携帯電話、IP電話等からの110番通報における位置情報通知システムの運用について（23年4月広報資料）
評価を実施した時期	22年4月から23年3月までの間
政策所管課	地域課

基本目標 1 業績目標 3 平成22年度実績評価書

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保	
業績目標	少年非行の防止	
業績目標の説明	少年犯罪の取締り及び街頭補導活動を強化するとともに、再非行抑止のための立ち直り支援等を推進することにより、少年非行の防止を図る。	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：少年非行防止のための取組の推進状況（刑法犯少年の検挙人員、人口比（注1）、不良行為少年の補導人員、少年相談受理件数）</p> <p>注1：同年齢層の人口1,000人当たりの検挙人員をいう。</p> <p>達成目標：刑法犯少年を的確に検挙し、不良行為少年を的確に補導する。</p> <p>基準年：17～21年                      達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠：          刑法犯少年の検挙人員等は、少年非行の防止の度合いを測る一つの指標となるため。          なお、刑法犯少年については、認知件数が把握できないこと等から、上記の複数の指標を総合的に判断し、業績目標の実現状況を評価することとする。</p>
	業績指標	<p>指標：非行少年の立ち直り支援の状況（関係機関等と連携した非行少年の立ち直り支援事例等）</p> <p>達成目標：非行少年の立ち直り支援を的確に推進する。</p> <p>基準年：17～21年度                      達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠：          非行少年の立ち直り支援の推進状況は、少年非行防止対策の推進の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
参考指標	参考指標	14歳から19歳の少年人口
業績目標達成のために行った施策	<p>刑法犯少年の検挙活動の推進          少年事件捜査に係る研修を行って、少年事件の捜査力の充実強化を図り、刑法犯少年の検挙活動を推進した。</p> <p>不良行為少年の補導活動の推進          不良行為少年に対する助言又は指導を的確に行うことにより、少年非行を防止するため、少年サポートセンター、スクールサポーター、少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動を推進した。</p> <p>また、学年末及び新学期の時期に合わせ、不良行為少年の発見・補導活動の強化等を重点推進事項とした「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」（平成23年2月21日付け警察庁丁少発第28号、丁生企発第87号、丁薬銃発第38号）を发出した。</p> <p>非行少年の立ち直り支援に係る施策の推進          少年サポートセンターを中心とした関係機関との連携による少年の居場所づくりや立ち直り支援を推進した。</p> <p>また、問題を抱えた個々の少年に警察から積極的に連絡をとり立ち直りを支援する活動を開始するとともに、少年を厳しくも温かい目で見守る社会気運を醸成するなど、非行少年を生まない社会づくりに向けた取組を推進した。</p> <p>非行防止教室等の開催の推進          少年の規範意識の向上と犯罪被害の防止を図るため、関係機関と連携し</p>	

た非行防止教室等の開催を推進した。

効果の把握の手法  
及びその結果

(効果の把握の手法)

各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。

(結果)

**業績指標** 少年非行防止のための取組の推進状況(刑法犯少年の検挙人員、人口比、不良行為少年の補導人員、少年相談受案件数)

- 22年度中の刑法犯少年の検挙人員は8万3,525人と、17年度から21年度までの平均検挙人員に比べ1万8,840人(18.4%)減少した。

刑法犯少年の検挙人員の推移(注2)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17~21年度 (平均)	22年度
検挙人員 (人)	119,467	110,966	101,027	89,842	90,521	102,365	83,525
凶悪犯	1,438	1,092	984	975	892	1,076	786
粗暴犯	10,353	9,595	9,037	8,450	7,536	8,994	7,734
窃盗犯	68,103	61,569	57,082	52,259	55,383	58,879	51,010
知能犯	1,206	1,177	1,205	1,168	1,059	1,163	959
風俗犯	364	354	343	395	420	375	416
その他の刑罰犯	38,003	37,179	32,376	26,595	25,231	31,877	22,620
少年の割合 (%) <small>(注3)</small>	31.1	29.2	27.9	26.7	27.1	28.4	26.4

(23年4月少年課作成)

注2:22年度は暫定値

注3:「少年の割合」とは、刑法犯の総検挙人員に占める少年の検挙人員の割合をいう。

- 22年度中の刑法犯少年の人口比は11.5と、17年度から21年度までの平均値に比べ2.1ポイント減少した。

刑法犯少年の人口比の推移(注4)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17~21年度 (平均)	22年度
人口比	15.3	14.6	13.5	12.2	12.4	13.6	11.5

(23年4月少年課作成)

注4:22年度は暫定値

- 22年中の不良行為少年の補導人員は101万1,964人と、17年から21年までの平均補導人員に比べ33万2,559人(24.7%)減少した。

不良行為少年の補導人員の推移(人)

	17年	18年	19年	20年	21年	17~21年 (平均)	22年
総数	1,367,351	1,427,928	1,551,726	1,361,769	1,013,840	1,344,523	1,011,964
喫煙	545,601	557,079	602,763	497,658	364,956	513,611	363,658
深夜徘徊	671,175	719,732	795,430	732,838	554,078	694,651	549,798

(23年4月少年課作成)

- 22年中の少年相談受案件数のうち非行問題については1万4,041件と、17年から21年までの平均受案件数に比べ1,697件(10.8%)減少した。

少年相談受案件数の推移(件)

	17年	18年	19年	20年	21年	17~21年 (平均)	22年
総数	90,283	86,926	78,789	75,274	71,415	80,537	74,850
うち非行問題	19,918	16,488	14,794	13,720	13,768	15,738	14,041
少年自身	21,443	19,245	17,965	18,099	16,565	18,663	16,560
うち非行問題	1,974	1,758	1,702	1,425	1,337	1,639	1,290
保護者	40,772	37,744	36,716	34,793	33,275	36,660	35,442

うち非行問題	11,146	7,579	7,179	6,861	6,972	7,947	7,196
その他	28,068	29,937	24,108	22,382	21,575	25,214	22,848
うち非行問題	6,798	7,151	5,913	5,434	5,459	6,151	5,555

(23年4月少年課作成)

以上から、業績指標 については、非行に至る前段階にある不良行為少年の補導人員が17年から21年までの平均を下回ったものの、刑法犯少年の検挙人員が17年度から21年度までの平均を下回っており、かつ、非行問題に関する少年相談受理件数も17年から21年までの平均を下回っていることから、少年非行の防止という目標をおおむね達成した。

### 業績指標 非行少年の立ち直り支援の状況（関係機関等と連携した非行少年の立ち直り支援事例等）

少年問題に関する警察の専門職員である少年補導職員等で構成される少年サポートセンターを中心に、関係機関・団体、ボランティア等と連携しながら、環境美化活動を始めとする少年の社会奉仕活動、生産体験活動等の社会参加活動、警察署の道場を開放して地域の少年に柔道や剣道の指導を行う柔剣道教室等のスポーツ活動等、非行少年の立ち直りに資するための活動を推進した。

#### 【事例】

- 少年サポートセンターにおいて、毎月1回「『さぼせん』ルームの日」を設定し、料理教室を始めとした各種体験活動を実施したところ、家庭に問題を抱え非行に走りかねない状況にあった少年が、同活動を通じ学習への意欲を高め、今春大学入学を果たした。この少年は、大学入学と同時に今度は自らが「少年警察ボランティア」となり、他の少年の立ち直りを支援している（岡山）。
- 家庭や学校で問題行動を繰り返していた少年に対し、少年の運動能力を見込んだスクールサポーターが少年に陸上競技を勧め、早朝や放課後に熱意ある指導を続けた結果、少年は県下競技大会で優勝するとともに、礼儀正しさが身につく、学習にも落ち着いて取り組むようになるなど家庭や学校での生活も改善された（沖縄）。
- 継続補導中の少年に対し、大学生ボランティアと協働して大学の馬術部 厩舎において馬と触れあう活動（ホースセラピー）等を通じた立ち直り支援を実施したところ、少年は、馬や大学生との関わりの中で大人への信頼感を取り戻すとともに自己肯定感を培い、その結果、学校における問題行動や親子間の関係が改善された（福井）。

#### 少年サポートセンターの設置延べ数（注5）

	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
設置数	190	191	192	193	197	197	197

(23年5月少年課作成)

注5：4月1日現在の数値。

以上から、業績指標 については、少年サポートセンターを中心に関係機関・団体、ボランティア等と連携した上で地域の実情や少年の特性に応じ、少年の問題行動や親子関係の改善に資するための様々な立ち直り支援を継続的に実施している。

また、これらの取組をより一層推進するため、少年問題に係る実践例等に基づいてその問題点や対応策等を検討するブロック協議会を全国各地で行ったこと、さらに、少年サポートセンターも197か所設置されており、上記事例のような支援も積極的に実施されていることから、非行少年の立ち直り支援を的確に推進するという目標を達成した。

#### < 参考指標 > 14歳から19歳の推計人口（千人）

	17年	18年	19年	20年	21年	22年
総計	7,789	7,624	7,468	7,365	7,300	7,252
14歳	1,215	1,215	1,193	1,211	1,210	1,189
15歳	1,244	1,216	1,214	1,193	1,211	1,210

	<table border="1"> <tr> <td>16歳</td> <td>1,268</td> <td>1,245</td> <td>1,213</td> <td>1,215</td> <td>1,194</td> <td>1,212</td> </tr> <tr> <td>17歳</td> <td>1,320</td> <td>1,268</td> <td>1,241</td> <td>1,215</td> <td>1,217</td> <td>1,196</td> </tr> <tr> <td>18歳</td> <td>1,358</td> <td>1,321</td> <td>1,282</td> <td>1,244</td> <td>1,219</td> <td>1,221</td> </tr> <tr> <td>19歳</td> <td>1,384</td> <td>1,359</td> <td>1,325</td> <td>1,287</td> <td>1,249</td> <td>1,224</td> </tr> </table> <p>(18年12月国立社会保障・人口問題研究所作成)</p>	16歳	1,268	1,245	1,213	1,215	1,194	1,212	17歳	1,320	1,268	1,241	1,215	1,217	1,196	18歳	1,358	1,321	1,282	1,244	1,219	1,221	19歳	1,384	1,359	1,325	1,287	1,249	1,224
16歳	1,268	1,245	1,213	1,215	1,194	1,212																							
17歳	1,320	1,268	1,241	1,215	1,217	1,196																							
18歳	1,358	1,321	1,282	1,244	1,219	1,221																							
19歳	1,384	1,359	1,325	1,287	1,249	1,224																							
評価の結果	<p>業績指標 については目標をおおむね達成し、 については目標を達成したことから、業績目標である「少年非行の防止」をおおむね達成したと認められる。</p> <p>しかしながら、刑法犯少年の人口比は成人の約5倍となっており、少年による社会の耳目を集める事件も発生していることから、少年非行情勢は依然として予断を許さない状況にある。したがって、引き続き少年犯罪の取締り及び街頭補導活動を推進するとともに、再非行抑止のための立ち直り支援等を推進する必要がある。</p>																												
評価の結果の政策への反映の方向性	<p>少年事件捜査に係る研修等により少年犯罪の的確な取締り及び街頭補導活動を推進するとともに、非行防止教室等による少年の規範意識の向上、関係機関・団体、ボランティア等との連携による立ち直り支援等のための諸対策を更に推進することとする。</p>																												
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	<p>23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>																												
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少年非行等の概要(平成22年1～12月)(23年2月広報資料)</li> <li>・日本の将来推計人口(平成18年12月推計)(国立社会保障・人口問題研究所)</li> </ul>																												
評価を実施した時期	<p>22年4月から23年3月までの間</p>																												
政策所管課	<p>少年課</p>																												

基本目標 1 業績目標 4 平成22年度実績評価書

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保	
業績目標	犯罪等からの少年の保護	
業績目標の説明	児童買春・児童ポルノ事犯等の少年の福祉を害する犯罪（以下「福祉犯」という。）の取締りと被害少年の発見・保護活動等を推進することにより、犯罪等からの少年の保護を図る。	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：福祉犯の取締りの推進状況（福祉犯の検挙件数及び検挙人員並びに被害者数）</p> <p>達成目標：福祉犯の被害少年の保護を図る。</p> <p>基準年：17～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 福祉犯の検挙件数等は、犯罪等からの少年の保護の度合いを測る一つの指標となるため。 なお、福祉犯については、認知件数を把握できないことから、上記の複数の指標を総合的に判断し、業績目標の実現状況を評価することとする。</p>
	業績指標	<p>指標：被害少年の支援等の状況（犯罪被害に係る少年相談受理件数及び少年補導職員等による被害少年の支援事例）</p> <p>達成目標：被害少年に対する支援を推進する。</p> <p>基準年：17～21年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 被害少年の支援等の状況は、犯罪等からの少年の保護の度合いを測る一つの指標となるため</p>
参考指標	参考指標	なし
業績目標達成のために行った施策	<p>福祉犯等の検挙活動の推進 児童買春・児童ポルノ事犯を始めとする福祉犯の取締りを推進した。 児童ポルノ等に係る国際的な情報共有の推進 東南アジア諸国の国家警察代表者等を招へいして東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関するセミナー等を開催した。 また、児童ポルノ画像を検索するため、ICPO（国際刑事警察機構）の児童ポルノ画像データベースにアクセスできるシステムの運用を開始した。</p> <p>児童ポルノ排除総合対策等に基づく施策の推進 21年6月に警察庁において策定した「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」及び22年7月に犯罪対策閣僚会議において決定された「児童ポルノ排除総合対策」に基づき、各府省庁等と連携し、児童ポルノ事犯の取締り、被害児童の早期発見及び支援活動等を推進した。 インターネット上の有害情報対策の推進（携帯電話に係るフィルタリングの普及の推進） 22年11月、「児童が使用する携帯電話に係るフィルタリングの100%普及を目指した取組の推進について」（平成22年11月1日付け警察庁丙少発第31号、丙情発第69号）等を発出し、関係機関等との連携の下、事業者に対する指導・要請や保護者に対する啓発活動等、フィルタリングの普及に向けた取組を推進した。 児童虐待等による被害を受けた少年に対する支援の推進（被害少年に対する継続的な支援の推進等）</p>	

少年サポートセンターを中心とした少年補導職員等によるカウンセリング等、被害少年に対する継続的な支援を推進した。

効果の把握の手法  
及びその結果

(効果の把握の手法)

各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。

(結果)

**業績指標 福祉犯の取締りの推進状況(福祉犯の検挙件数及び検挙人員並びに被害者数)**

- 福祉犯の検挙件数及び検挙人員は近年増加傾向にあり、22年度中の検挙件数は8,221件と、21年度に比べ322件(4.1%)増加し、検挙人員は7,699人と、21年度に比べ247人(3.3%)増加した。
- 福祉犯の被害者数は、21年度に減少から増加に転じ、22年度中は7,355人と、21年度に比べ75人(1.0%)増加した。

福祉犯の検挙状況等(注1)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
検挙件数(件)	7,099	7,166	7,161	7,202	7,899	8,221
検挙人員(人)	6,279	6,548	6,848	7,121	7,452	7,699
被害者数(人)	7,879	7,317	7,279	6,934	7,280	7,355

(23年4月少年課作成)

注1:22年度は暫定値

福祉犯の法令別検挙件数(件)(注2)

法令・違反態様	年					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
総数	7,099	7,166	7,161	7,202	7,899	8,221
未成年者飲酒禁止法	116	162	183	177	139	160
未成年者喫煙禁止法	39	61	103	446	872	1,056
風営適正化法	605	658	631	546	400	375
売春防止法	171	130	112	108	89	76
児童福祉法	759	646	614	437	470	420
児童買春・児童ポルノ禁止法	2,245	2,089	1,877	1,746	2,114	2,378
労働基準法	106	100	112	87	52	39
職業安定法	89	90	52	61	31	37
毒物及び劇物取締法	323	247	154	111	94	61
覚せい剤取締法	248	137	148	107	125	119
青少年保護育成条例	2,294	2,700	2,937	2,894	3,119	3,003
出会い系サイト規制法	15	60	160	410	319	437
その他の特別法	89	86	78	72	75	60

(23年4月少年課作成)

注2:22年度は暫定値

福祉犯の法令別検挙人員(人)(注3)

法令・違反態様	年					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
総数	6,279	6,548	6,848	7,121	7,452	7,699
未成年者飲酒禁止法	154	240	276	258	170	198
未成年者喫煙禁止法	42	69	125	548	977	1,170
風営適正化法	889	978	952	819	593	565
売春防止法	117	76	66	57	61	38
児童福祉法	611	522	500	477	458	388
児童買春・児童ポルノ禁止法	1,452	1,412	1,357	1,318	1,544	1,665
労働基準法	129	102	159	115	60	55
職業安定法	88	88	55	63	38	43
毒物及び劇物取締法	305	229	166	104	96	61
覚せい剤取締法	202	115	131	95	125	114
青少年保護育成条例	2,193	2,565	2,827	2,786	2,948	2,917
出会い系サイト規制法	14	61	156	409	312	430
その他の特別法	83	91	78	72	70	55

( 23年 4 月少年課作成 )

注 3 : 22年度は暫定値

福祉犯被害少年の男女別状況 ( 人 ) ( 注 4 )

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
総数	7,879	7,317	7,279	6,934	7,280	7,355
男子	1,277	1,407	1,301	1,560	1,732	2,015
構成比	16.2	19.2	17.9	22.5	23.8	27.4
女子	6,602	5,910	5,978	5,374	5,548	5,340
構成比	83.8	80.8	82.1	77.5	76.2	72.6

( 23年 4 月少年課作成 )

注 4 : 22年度は暫定値

以上から、業績指標 については、前年度と比べ福祉犯の検挙件数、検挙人員及び被害少年の数が全て増加したことから、福祉犯の取締りが推進され、福祉犯の被害少年の保護を図るという目標を達成した。

業績指標 被害少年の支援等の状況 ( 犯罪被害に係る少年相談受案件数及び少年補導職員等による被害少年の支援事例 )

少年相談受案件数のうち犯罪被害についてのものは 2 年連続で増加しており、22年中は8,482件と、21年に比べ864件(11.3%)増加した。

少年相談受案件数の推移 ( 件 )

	17年	18年	19年	20年	21年	22年
総数	90,283	86,926	78,789	75,274	71,415	74,850
うち犯罪被害	7,576	7,513	7,654	7,183	7,618	8,482
少年自身	21,443	19,245	17,965	18,099	16,565	16,560
うち犯罪被害	2,695	2,444	2,576	2,539	2,592	2,927
保護者	40,772	37,744	36,716	34,793	33,275	35,442
うち犯罪被害	2,909	3,231	3,244	3,019	3,236	3,589
その他	28,068	29,937	24,108	22,382	21,575	22,848
うち犯罪被害	1,972	1,838	1,834	1,625	1,790	1,966

( 23年 4 月少年課作成 )

【事例】

- 福祉犯被害少年に対し、少年サポートセンターの少年相談員が約 1 年半にわたり、中学生の少年と両親に面接を行って支援を続けたところ、少年と両親との関わりが増え、少年は母親に対して不満や不安を伝えることができるようになった。その後、少年は学校に復帰して部活や勉強に意欲的に取り組み、高校への進学を果たした ( 神奈川 )。
- 福祉犯被害少年に対し、家庭訪問を繰り返すとともにスポーツ活動や料理教室等の「居場所づくり活動」による心の拠り所の提供に努めたところ、1 年後には地元の少年補導員連絡協議会が開催した大会で自己の被害経験や心境を話すまでに立ち直り、その後、ミュージシャンになるという目標に向かって前向きに取り組むようになった ( 佐賀 )。
- 暴力被害を受けたとの相談を少年から受理した際に、あわせて、人間関係が苦手であると申し立てがあったため、警察署で「少年の居場所づくり活動」として行っているソーラン踊り活動を紹介した。その後、少年は年齢差のあるソーラン隊員との交流の中で自分の居場所を見つけ、少しずつ自信を持ち踊りの発表会にも出場するようになり、休みがちであった学校にも毎日通うようになった ( 岐阜 )。

以上から、業績指標 については、犯罪被害に係る少年相談受案件数が増加しており、また、福祉犯被害少年等に対し、少年サポートセンターの少年補導職員らによる保護者も含めた継続的な面接相談や居場所づくり活動等を通じた立ち直り支援、家庭環境の整備を図るための保護者への助言指導等、支援の充実を図っていることから、被害少年に対する支援を推進するという目標を達成した。

<p>評価の結果</p>	<p>業績指標 及び については目標を達成したことから、業績目標である「犯罪等からの少年の保護」を達成したと認められる。  しかしながら、依然として少年の福祉犯被害が後を絶たないことから、これらの事犯の取締りと被害少年保護対策を更に推進する必要がある。</p>
<p>評価の結果の政策への反映の方向性</p>	<p>福祉犯捜査に係る研修等により福祉犯の取締りを引き続き強化するとともに、フィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動を推進するなど、サイバー犯罪等による犯罪被害を防ぎ少年を保護するための諸対策にも取り組んでいくこととする。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>少年非行等の概要(平成22年1～12月)(23年2月広報資料)</p>
<p>評価を実施した時期</p>	<p>22年4月から23年3月までの間</p>
<p>政策所管課</p>	<p>少年課</p>

基本目標 1 業績目標 5 平成22年度実績評価書

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保	
業績目標	良好な生活環境の保持	
業績目標の説明	<p>風俗営業者等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための施策を支援し、業務の適正化や風俗関係事犯の取締りを推進するほか、猟銃等の所持者に対して適正な取扱いや保管管理の徹底に関する指導等を行い、猟銃等の事件・事故を防止することにより、良好な生活環境を保持する。</p>	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員</p> <p>達成目標：風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させる。</p> <p>基準年：17～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員の増加は、風俗営業等の取締りが推進されたことを示し、良好な生活環境の保持の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：風俗営業等に対する行政処分件数</p> <p>達成目標：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）に基づく行政処分件数を過去5年間の平均より増加させる。</p> <p>基準年：17～21年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 風俗営業等に対する行政処分件数の増加は、風俗営業等の取締りが推進されたことを示し、良好な生活環境の保持の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：猟銃等による事件・事故の発生件数</p> <p>達成目標：猟銃等による事件・事故の発生件数を過去5年間の平均より減少させる。</p> <p>基準年：17～21年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 猟銃等による事件・事故の発生件数の減少は、猟銃等の所持者に対して適正な取扱いや保管管理の徹底に関する指導等が推進されたことを示し、良好な生活環境の保持の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
参考指標	参考指標	風俗営業等の許可・届出件数
	参考指標	猟銃等の所持許可丁数
業績目標達成のために行った施策	<p>風営適正化法の的確な運用を始めとする繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進</p> <p>全国会議等において、様々な形態で営業する違法性風俗店等につき、各種法令を積極的に活用した取締りを推進するよう都道府県警察に対し指示した。</p>	

風営適正化法施行令の改正等  
 出会い系喫茶やいわゆる類似ラブホテルについては、児童買春等の温床又は犯行場所となり、また、清浄な風俗環境等を害している実態がみられるなどしたことから、これらの問題に対処するため、22年7月、風営適正化法施行令を改正し（23年1月施行）、出会い系喫茶を新たに店舗型風俗特殊営業とするとともに、風営適正化法上のラブホテル等営業に該当するものの範囲を拡大することにより規制対象の範囲を拡大した。

人身取引事犯の取締りの強化  
 全国会議等において、各種法令を適用して悪質な雇用主やブローカーの摘発に重点を置いた取締りや被害者の適切な保護等、人身取引事犯に対する取組の一層の強化を都道府県警察に対し指示した。

子どもや女性を守るための匿名通報事業（通称「匿名通報ダイヤル」）を活用した被害者の保護及び捜査の推進

警察庁の委託を受けた民間団体が、国民から人身取引事犯や少年の福祉に関係する一定の犯罪に関する通報を電話により匿名で受け付け、これを警察に提供して捜査等に役立てる制度である「匿名通報ダイヤル」を運用し、人身取引事犯等に係る被害者の保護及び捜査を推進した。

猟銃等の所持者に対する指導の強化及び講習会の充実  
 猟銃安全指導委員を委嘱し、猟銃の所持者に対して猟銃の所持及び使用による危害を防止するために必要な助言等を行わせるよう都道府県警察に対し指示した。また、猟銃等講習会等の教材を作成するとともに、講習会の更なる充実を図るよう都道府県警察に対し指示した。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）  
 各種業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。  
 なお、風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員等の増大は、より多くの違法行為が排除されたことを示すものである。

（結果）  
**業績指標 風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員**  
 22年度中の風俗関係事犯の検挙件数は7,116件と、17年度から21年度までの平均検挙件数7,638件に比べ522件（6.8%）、22年度中の検挙人員は7,467人と、17年度から21年度までの平均検挙人員8,224人に比べ757人（9.2%）、それぞれ少なかった。

風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員（注）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17~21年度 （平均）	22年度
検挙件数(件)	7,302	8,144	7,809	7,893	7,043	7,638	7,116
検挙人員(人)	8,300	8,781	8,376	7,881	7,780	8,224	7,467

（23年4月保安課作成）

注：22年度は暫定値

以上から、業績指標 については、風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員で過去5年間の平均を下回ったことから、達成が十分とは言い難い。

**業績指標 風俗営業等に対する行政処分件数**  
 22年中の風俗営業等に対する行政処分件数は9,145件と、17年から21年までの平均行政処分件数8,852件に比べ293件（3.3%）多かった。

風俗営業者等に対する行政処分件数（件）

	17年	18年	19年	20年	21年	17~21年 （平均）	22年
行政処分件数	7,766	8,599	9,631	8,864	9,398	8,852	9,145

（23年4月保安課作成）

以上から、業績指標 については、風俗営業者等に対する行政処分件数で過去5年間の平均を上回るという目標を達成した。

< 参考指標 > 風俗営業等の許可・届出件数

風俗営業等の許可・届出件数（件）

	17年	18年	19年	20年	21年	22年
風俗営業	112,892	111,528	109,135	106,864	104,920	102,207
性風俗関連特殊営業	42,583	17,492	19,990	22,021	23,727	25,102
深夜酒類提供飲食店	266,435	269,335	269,348	270,916	272,068	272,049
合計	421,910	398,355	398,473	399,801	400,715	399,358

（23年4月保安課作成）

業績指標 猟銃等による事件・事故の発生件数

22年中の猟銃等による事件の発生件数は5件と、17年から21年までの平均発生件数6件に比べ1件（16.7%）少なかった。また、22年中の猟銃等による事故の発生件数は35件と、17年から21年までの平均発生件数52件に比べ17件（32.7%）少なかった。

猟銃等による事件・事故の発生件数（件）

	17年	18年	19年	20年	21年	17～21年 （平均）	22年
事件	9	6	12	2	3	6	5
事故	55	48	55	52	49	52	35

（23年4月保安課作成）

以上から、業務指標 については、過去5年間の平均を下回るという目標を達成した。

< 参考指標 > 猟銃等の所持許可丁数

猟銃等の所持許可丁数（丁）

	17年	18年	19年	20年	21年	22年
猟銃	316,555	305,179	294,630	276,908	260,412	238,451
空気銃	34,543	33,930	33,331	31,759	30,527	28,198
合計	351,098	339,109	327,961	308,667	290,939	266,649

（23年4月保安課作成）

評価の結果

業績指標 については目標の達成が十分とはいえないものの、業績指標及び については目標を達成したことから、業績目標である「良好な生活環境の保持」をおおむね達成したと認められる。

しかしながら、繁華街・歓楽街を中心に、いまだ違法性風俗店等が根絶されておらず、また、狩猟等の行為中に発生する事故は後を絶たないことなどから、引き続き風俗関係事犯の取締り及び猟銃等の事件・事故の防止に向けた取組を行う必要がある。

評価の結果の  
政策への反映  
の方向性

繁華街・歓楽街を中心に、いまだ違法性風俗店等が根絶されていないことから、違法性風俗店等に対し、改正風俗適正化法施行令を始めとする各種法令を積極的に活用した取締りを行うなど、風俗関係事犯の効果的な取締り等を推進するとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための施策を支援し、業務の適正化を推進することとする。

また、狩猟等の行為中に発生する事故が後を絶たないこと等から、猟銃等の所持者に対して適正な取扱いや保管管理の徹底に関する指導等を行い、猟銃等の事件・事故を防止すること等により、良好な生活環境の保持を図っていくこととする。

学識経験を有する  
者の知見の活用  
に関する事項

23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程  
において使用した資料  
その他の情報に関する事項

- ・平成22年中における風俗関係事犯の取締状況等について（23年4月警察庁資料）
- ・銃砲刀剣類の所持許可状況（平成22年末現在）及び平成22年中の猟銃等に係る事件、事故の概要、取締状況等について（23年4月警察庁資料）

評価を実施した時期	22年4月から23年3月までの間
政策所管課	保安課

基本目標 1 業績目標 6 平成22年度実績評価書

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保	
業績目標	経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保	
業績目標の説明	経済活動を侵害するとともに、国民の日常生活に影響を及ぼす犯罪等の取締りの推進により、良好な経済活動等を確保する。	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：ヤミ金融事犯（注1）の検挙事件数及び検挙人員</p> <p>注1：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反（高金利）事件及び貸金業法違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、暴行、脅迫等の事件</p> <p>達成目標：ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させる。</p> <p>基準年：17～21年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員の増加は、ヤミ金融事犯の取締りが推進されたことを示し、良好な経済活動の確保の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：特定商取引等事犯（注2）の検挙事件数及び検挙人員</p> <p>注2：特定商取引に関する法律違反事件及び特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引をいう。）に関連した詐欺、恐喝等の事件</p> <p>達成目標：特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させる。</p> <p>基準年：17～21年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員の増加は、特定商取引等事犯の取締りが推進されたことを示し、良好な経済活動の確保の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：知的財産権侵害事犯（注3）の検挙事件数及び検挙人員</p> <p>注3：食品の産地等偽装表示事犯の検挙事件数及び検挙人員を除く。</p> <p>達成目標：知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させる。</p> <p>基準年：17～21年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員の増加は、知的財産権侵害事犯の取締りが推進されたことを示し、良好な経済活動の確保の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：食の安全に係る事犯（注4）の検挙事件数及び検挙人員</p> <p>注4：食品衛生関係事犯及び食品の産地等偽装表示事犯</p> <p>達成目標：食の安全に係る事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させる。</p> <p>基準年：17～21年 達成年：22年</p>

	<p>目標設定の考え方及び根拠：  食の安全に係る事犯の検挙事件数及び検挙人員の増加は、食の安全に係る事犯の取締りが推進されたことを示し、食の安全の確保の度合いを測る一つの指標となるため。</p>																								
参考指標	<p>参考指標 警察に寄せられた悪質商法に関する相談件数</p> <hr/> <p>参考指標 「食品表示110番」の相談受理件数</p>																								
業績目標達成のために行った施策	<p>関係機関・団体との連携によるヤミ金融事犯、特定商取引等事犯等の取締り及び被害広報啓発活動の推進</p> <p>関係機関・団体と連携して、ヤミ金融事犯、特定商取引等事犯等の取締りを行うとともに、政府広報の実施、インターネットテレビ番組の放送、広報啓発用リーフレットの配布等を行い、ヤミ金融、悪質商法等の被害の抑止に向けた広報啓発活動を推進した。</p> <p>政府の設定した消費者月間に合わせた取締りの強化  政府が毎年5月に定める消費者月間に合わせ、都道府県警察に通達を發出し、消費者被害に係る生活経済事犯の取締りの強化、消費者被害の未然防止のための広報啓発活動の推進等を指示した。</p> <p>政府の決定した知的財産推進計画に基づく取締りの強化  政府の決定した知的財産推進計画に基づき、知的財産権侵害事犯の取締りの強化、権利者等と連携した知的財産の保護及び不正商品の排除に向けた広報啓発活動を推進した。</p> <p>食品の産地等偽装表示事犯等の取締りの推進及び関係省庁との情報交換の強化  食品の産地等偽装表示事犯等の取締りを推進するとともに、関係省庁間で食品表示連絡会議を設置し、各都道府県に設置されている食品表示監視協議会における関係機関間の情報共有、意見交換等が円滑に行われるよう関連情報の共有を進めるなど連携を強化した。</p> <p>犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供の徹底  ヤミ金融事犯、特定商取引等事犯を始めとする経済犯罪等の被害拡大防止のため、犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供の徹底を図った。</p>																								
効果の把握の手法及びその結果	<p>(効果の把握の手法)  各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。</p> <p>(結果)  <b>業績指標 ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員</b>  22年中のヤミ金融事犯の検挙事件数は393事件と、17年から21年までの平均検挙事件数に比べ12事件(3.0%)少なく、検挙人員は755人と、17年から21年までの平均検挙人員に比べ62人(7.6%)少なかった。</p> <p><b>ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> <th>21年</th> <th>17～21年 (平均)</th> <th>22年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検挙事件数(事件)</td> <td>339</td> <td>323</td> <td>484</td> <td>437</td> <td>442</td> <td>405</td> <td>393</td> </tr> <tr> <td>検挙人員(人)</td> <td>706</td> <td>710</td> <td>995</td> <td>860</td> <td>815</td> <td>817</td> <td>755</td> </tr> </tbody> </table> <p>(23年2月生活経済対策管理官作成)</p> <p>以上から、業績指標 については、ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員が過去5年間の平均を下回ったことから、ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させるという目標の達成が十分とはいえない。</p> <hr/> <p><b>業績指標 特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員</b>  22年中の特定商取引等事犯の検挙事件数は193事件で、17年から21年までの平均検挙事件数に比べ59事件(44.0%)多く、検挙人員は430人で、17年から21年までの平均検挙人員に比べ97人(29.1%)多かった。</p>		17年	18年	19年	20年	21年	17～21年 (平均)	22年	検挙事件数(事件)	339	323	484	437	442	405	393	検挙人員(人)	706	710	995	860	815	817	755
	17年	18年	19年	20年	21年	17～21年 (平均)	22年																		
検挙事件数(事件)	339	323	484	437	442	405	393																		
検挙人員(人)	706	710	995	860	815	817	755																		

**特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員**

	17年	18年	19年	20年	21年	17～21年 (平均)	22年
検挙事件数(事件)	124	138	112	142	152	134	193
検挙人員(人)	330	385	299	279	371	333	430

(23年2月生活経済対策管理官作成)

以上から、業績指標 については、特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員ともに過去5年間の平均を上回っており、特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させるという目標を達成した。

< 参考指標 > 警察に寄せられた悪質商法に関する相談件数

**警察に寄せられた悪質商法に関する相談件数**

	17年	18年	19年	20年	21年	17～21年 (平均)	22年
件数(件)	358,302	274,139	159,234	149,591	113,407	210,935	64,837

(23年3月生活安全企画課作成)

**業績指標 知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員**

22年中の知的財産権侵害事犯の検挙事件数は388事件と、知的財産権侵害事犯の17年から21年までの平均検挙事件数に比べ34事件(8.1%)少なく、検挙人員は563人と、17年から21年までの平均検挙人員に比べ129人(18.6%)少なかった。

**知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員**

	17年	18年	19年	20年	21年	17～21年 (平均)	22年
検挙事件数(事件)	484	488	437	369	330	422	388
検挙人員(人)	789	771	735	653	513	692	563

(23年2月生活経済対策管理官作成)

以上から、業績指標 については、知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員が過去5年間の平均を下回ったことから、知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させるという目標の達成が十分とは言い難い。

**業績指標 食の安全に係る事犯の検挙事件数及び検挙人員**

22年中の食の安全に係る事犯の検挙事件数は46事件と、17年から21年までの平均検挙事件数に比べ5事件(12.2%)多く、検挙人員は85人と、17年から21年までの平均検挙人員に比べ8人(10.4%)多かった。

**食の安全に係る事犯の検挙事件数及び検挙人員**

	17年	18年	19年	20年	21年	17～21年 (平均)	22年
検挙事件数(事件)	26	25	52	37	66	41	46
検挙人員(人)	37	35	90	91	132	77	85

(23年2月生活経済対策管理官作成)

以上から、業績指標 については、食の安全に係る事犯の検挙事件数及び検挙人員ともに過去5年間の平均を上回っており、食の安全に係る事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させるという目標を達成した。

< 参考指標 > 「食品表示110番」の相談受理件数

**「食品表示110番」の相談受理件数**

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

	件数（件）	16,449	24,727	26,222	27,356	24,916
	（23年4月農林水産省消費・安全局表示・規格課作成）					
評価の結果	<p>業績指標 及び については目標の達成が十分とは言い難いものの、 については昨年に比べ検挙事件数及び検挙人員が増加しており、業績指標 及び については目標を達成していることから、業績目標である「経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保」をおおむね達成したと認められる。</p> <p>しかしながら、高齢者等を被害者とする特定商取引等事犯、暴力団が関与するヤミ金融事犯、国民の健康を脅かす現実的可能性が高い事犯等が後を絶たないことから、これら事犯の取締りを優先的に行っていく必要がある。</p>					
評価の結果の政策への反映の方向性	<p>国民の日常的な経済生活における安全と安心に大きな脅威を与える経済犯罪等の生活経済事犯については、「生活経済事犯対策推進要綱」（平成20年7月1日付け警察庁丙生環発第23号別添）に基づいて、関係機関・団体と連携しつつ、被害拡大防止に向けた事犯の早期認知・検挙、犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供、広報啓発、被害回復の援助等の施策を進めることにより、良好な経済活動等の確保を図っていくこととする。</p>					
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。					
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年中における生活経済事犯の検挙状況について（23年2月警察庁資料）</li> <li>・警察に寄せられた悪質商法に関する相談件数（23年3月警察庁資料）</li> <li>・食品表示110番の実績について（23年4月農林水産省資料）</li> </ul>					
評価を実施した時期	22年4月から23年3月までの間					
政策所管課	生活経済対策管理官					

基本目標 1 業績目標 7 平成22年度実績評価書

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保																									
業績目標	環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止																									
業績目標の説明	環境を破壊する犯罪の取締りの推進により、環境破壊等を防止する。																									
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員</p> <p>達成目標：産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させる。</p> <p>基準年：17～21年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員の増加は、環境を破壊する犯罪の取締りが推進されたことを示し、環境破壊等の防止の度合いを測る一つの指標となるため。</p>																								
	業績指標	<p>指標：一般廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員</p> <p>達成目標：一般廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させる。</p> <p>基準年：17～21年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 一般廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員の増加は、環境を破壊する犯罪の取締りが推進されたことを示し、環境破壊等の防止の度合いを測る一つの指標となるため。</p>																								
参考指標	参考指標	産業廃棄物の不法投棄件数																								
業績目標達成のために行った施策	環境犯罪対策推進計画に基づく悪質な環境事犯の取締りの推進 「環境犯罪対策推進計画」(平成11年4月5日付け警察庁丙生環発第15号別添)に基づき、事件指導等において、悪質な環境犯罪に対する取締りの推進を指示した。																									
効果の把握の手法及びその結果	<p>(効果の把握の手法) 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。</p> <p>(結果) <b>業績指標 産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員</b> 22年中の産業廃棄物事犯の検挙事件数は1,174事件と、17年から21年までの平均検挙事件数に比べ80事件(7.3%)多く、検挙人員は1,820人と、17年から21年までの平均検挙人員に比べ78人(4.1%)少なかった。</p> <p style="text-align: center;"><b>産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> <th>21年</th> <th>17～21年 (平均)</th> <th>22年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検挙事件数(事件)</td> <td>797</td> <td>1,013</td> <td>1,206</td> <td>1,225</td> <td>1,228</td> <td>1,094</td> <td>1,174</td> </tr> <tr> <td>検挙人員(人)</td> <td>1,742</td> <td>1,863</td> <td>2,051</td> <td>1,940</td> <td>1,893</td> <td>1,898</td> <td>1,820</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(23年2月生活経済対策管理官作成)</p> <p>以上から、業績指標 については、産業廃棄物事犯の検挙人員は過去5年間の平均を下回ったものの、検挙事件数は過去5年間の平均を上回っていることから、産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させるという目標をおおむね達成した。</p>			17年	18年	19年	20年	21年	17～21年 (平均)	22年	検挙事件数(事件)	797	1,013	1,206	1,225	1,228	1,094	1,174	検挙人員(人)	1,742	1,863	2,051	1,940	1,893	1,898	1,820
	17年	18年	19年	20年	21年	17～21年 (平均)	22年																			
検挙事件数(事件)	797	1,013	1,206	1,225	1,228	1,094	1,174																			
検挙人員(人)	1,742	1,863	2,051	1,940	1,893	1,898	1,820																			

**業績指標 一般廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員**

22年中の一般廃棄物事犯の検挙事件数は5,009事件と、17年から21年までの平均検挙事件数に比べ546事件（12.2%）多く、検挙人員は5,859人と、17年から21年までの平均検挙人員に比べ641人（12.3%）多かった。

一般廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員

	17年	18年	19年	20年	21年	17～21年 (平均)	22年
検挙事件数(事件)	3,326	4,288	4,901	4,899	4,900	4,463	5,009
検挙人員(人)	3,986	4,989	5,746	5,662	5,706	5,218	5,859

(23年2月生活経済対策管理官作成)

以上から、業績指標 については、一般廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員ともに過去5年間の平均を上回っており、一般廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させるという目標を達成した。

< 参考指標 > 産業廃棄物の不法投棄件数（注）

産業廃棄物の不法投棄件数

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
件数(件)	558	554	382	308	279

(22年12月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課企画・不法投棄対策室作成)

注：22年度の数値については、23年12月に確定予定。

評価の結果

業績指標 については目標を達成し、業績指標 についても目標をおおむね達成したことから、業績目標である「環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止」をおおむね達成したと認められる。

しかしながら、自然環境を破壊する環境事犯が後を絶たないことから、引き続き環境犯罪の取締りを推進する必要がある。

評価の結果の  
政策への反映  
の方向性

国民の日常的な経済生活における安全と安心に大きな脅威を与える環境事犯については、「環境犯罪対策推進計画」(平成11年4月5日付け警察庁丙生環発第15号別添)及び「生活経済事犯対策推進要綱」(平成20年7月1日付け警察庁丙生環発第23号別添)に基づいて、関係機関・団体と連携しつつ、被害拡大防止に向けた事犯の早期認知・検挙、犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供、広報啓発等の施策を進めることにより、良好な自然環境の確保を図っていくこととする。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

- ・平成22年中における生活経済事犯の検挙状況について（23年2月警察庁資料）
- ・産業廃棄物の不法投棄等の状況（平成21年度）について（22年12月環境省資料）

評価を実施した時期

22年4月から23年3月までの間

政策所管課

生活経済対策管理官

基本目標 2 業績目標 1 平成22年度実績評価書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	<p>重要犯罪（注1）に係る捜査の強化</p> <p>注1：殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ</p>	
業績目標の説明	<p>「人からの捜査」及び「物からの捜査」が困難化するなど捜査を取り巻く環境が悪化している中、真の治安再生に向けて、重要犯罪の検挙に向けた取組を推進する。</p>	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：各重要犯罪の検挙率</p> <p>達成目標：殺人、強盗、強姦等の各重要犯罪の検挙率を向上させる。</p> <p>基準年：17～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 各重要犯罪の検挙率の向上は、重要犯罪に係る捜査の強化の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
参考指標	参考指標	各重要犯罪の認知件数
	参考指標	各重要犯罪の検挙件数
	参考指標	各重要犯罪の検挙人員
	参考指標	<p>警察における死体取扱数、検視官（注2）の臨場死体取扱数及び死体解剖総数</p> <p>注2：刑事部門における10年以上の捜査経験を有する警察官で警察大学校における法医専門研究科を修了したもから任用される検視の専門家のこと。なお、平成22年度実績評価計画書においては「刑事調査官」としていたところ、22年8月、その名称を「検視官」と変更したことから、本評価書においても「検視官」と表現を改めた。</p>
業績目標達成のために行った施策	<p>情報分析支援システム（C I S - C A T S）（注3）の活用 21年1月に情報分析支援システムの運用を開始し、重要事件の捜査に積極的に活用した。</p> <p>捜査特別報奨金制度の活用 19年4月に捜査特別報奨金制度を導入し、22年度末までに殺人等の重要凶悪事件延べ84事件を対象に、同制度に基づく広告を実施した。</p> <p>DNA型鑑定（注4）の積極的活用 DNA型鑑定を積極的に実施し、重要犯罪の捜査に活用した。</p> <p>DNA型データベースの活用 遺留DNA型記録及び被疑者DNA型記録のデータベースの活用を積極的に推進し、重要犯罪の捜査に活用した。</p> <p>高性能のDNA型自動分析装置の整備 4県警察（神奈川、愛知、兵庫、福岡）に、フラグメントアナライザー（DNA型自動分析装置）各1式を増強整備して、重要犯罪の捜査に活用した。</p> <p>自動車ナンバー自動読取システムの活用 通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムを効果的に活用した。</p> <p>適正な死体取扱業務を推進するための取組 適正な死体取扱業務を推進するため、検視官等の増強、死体取扱業務に携わる警察官に対する研修の充実、資機材の整備等検視体制の強化を推進した。</p> <p>合同捜査及び共同捜査の推進 広域にわたる重要事件が発生した場合には、指揮系統を一元化し、関係</p>	

都道府県警察が一体となって捜査を行う合同捜査や、指揮系統の一元化までは行わないものの、捜査事項の分担その他捜査方針の調整を行う共同捜査を積極的に推進した。

注3：Criminal Investigation Support - Crime Analysis Tool and Systemの略。犯罪統計、犯罪手口等の犯罪関連情報を地図上に表示し、他の様々な情報と統合して、犯罪発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を分析することを可能にするシステム

注4：デオキシリボ核酸（Deoxyribonucleic Acid）の個人ごとに異なる部分を比較することで個人を識別する鑑定法

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）

業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。

（結果）

**業績指標 各重要犯罪の検挙率**

- ・ 22年度中の重要犯罪の認知件数は1万4,551件と、21年度に比べ329件（2.2%）減少した。
- ・ 22年度中の重要犯罪の検挙件数は9,311件、検挙人員は7,266人と、それぞれ21年度に比べ191件（2.0%）、447人（5.8%）減少した。
- ・ 22年度中の重要犯罪の検挙率は64.0%と、21年度に比べ0.1ポイント、17年度から21年度までの平均値に比べ3.4ポイント向上した。

< 参考指標 > 各重要犯罪の認知件数・検挙件数・検挙人員

**重要犯罪罪種別認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率（注5）（注6）**

区分		年次	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17～21年度 （平均）	22年度
		重要犯罪	認知件数(件)	19,946	18,432	16,667	15,751	14,880	17,135
検挙件数(件)	11,432		10,804	10,227	9,934	9,502	10,380	9,311	
検挙人員(人)	9,451		8,620	8,315	7,986	7,713	8,417	7,266	
検挙率(%)	57.3		58.6	61.4	63.1	63.9	60.6	64.0	
殺人	認知件数	1,361	1,264	1,235	1,254	1,101	1,243	1,047	
	検挙件数	1,324	1,232	1,152	1,220	1,078	1,201	1,027	
	検挙人員	1,317	1,199	1,163	1,163	1,053	1,179	992	
	検 挙 率	97.3	97.5	93.3	97.3	97.9	96.6	98.1	
強盗	認知件数	5,726	5,033	4,419	4,373	4,433	4,797	3,894	
	検挙件数	3,232	3,014	2,799	2,614	2,814	2,895	2,505	
	検挙人員	3,783	3,194	2,982	2,819	2,973	3,150	2,520	
	検 挙 率	56.4	59.9	63.3	59.8	63.5	60.3	64.3	
放火	認知件数	1,882	1,680	1,491	1,438	1,237	1,546	1,204	
	検挙件数	1,368	1,215	1,088	1,101	845	1,123	938	
	検挙人員	775	810	737	689	606	723	655	
	検 挙 率	72.7	72.3	73.0	76.6	68.3	72.7	77.9	
強姦	認知件数	2,013	1,934	1,755	1,517	1,349	1,714	1,261	
	検挙件数	1,417	1,461	1,419	1,279	1,129	1,341	1,050	
	検挙人員	1,076	1,030	1,003	964	871	989	800	
	検 挙 率	70.4	75.5	80.9	84.3	83.7	78.3	83.3	
略取誘拐 ・ 人身売買	認知件数	255	178	217	162	153	193	171	
	検挙件数	205	161	187	146	132	166	149	
	検挙人員	166	154	163	121	103	141	116	
	検 挙 率	80.4	90.4	86.2	90.1	86.3	86.1	87.1	
強制 わいせつ	認知件数	8,709	8,343	7,550	7,007	6,607	7,643	6,974	
	検挙件数	3,886	3,721	3,582	3,574	3,504	3,653	3,642	
	検挙人員	2,334	2,233	2,267	2,230	2,107	2,234	2,183	
	検 挙 率	44.6	44.6	47.4	51.0	53.0	47.8	52.2	

（23年4月捜査第一課作成）

注5：上記の数値は、未遂罪及び予備罪（強姦及び強制わいせつについては未遂罪）を含む。また、「17～21年度（平均）」欄は、単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が合計と必ずしも一致しない。

注6：22年度は暫定値

**【事例】**

- ・ 男（40）は、21年7月、路上において帰宅途中の女性に対し、「静か

にしろ」「殺すぞ」などと脅迫して、同女に対し強いてわいせつな行為をした。情報分析支援システムを活用した同種事件の発生状況分析等による捜査を行った結果、容疑者が浮上し、さらに、遺留資料と同人のDNA型記録が一致するなどしたことから、22年5月、同人を強制わいせつの罪で逮捕した（静岡）。

< 参考指標 > 警察における死体取扱数、検視官の臨場死体取扱数及び死体解剖総数

警察における死体取扱数、検視官の臨場死体取扱数及び死体解剖総数

年次	17年	18年	19年	20年	21年	22年
死体取扱数	148,475	149,239	154,579	161,838	160,858	171,025
検視官臨場死体取扱数	17,485	16,756	18,322	22,780	32,676	47,522
死体解剖総数	13,570	14,042	14,725	15,716	16,184	19,083

（23年4月捜査第一課作成）

以上から、業績指標については、17年度から21年度までの平均と比較すると検挙率に一定の向上が認められることから、各重要犯罪の検挙率を向上させるといった目標を達成した。

評価の結果

業績指標については目標を達成したことから、業績目標である「重要犯罪に係る捜査の強化」を達成したと認められる。

評価の結果の  
政策への反映  
の方向性

重要犯罪に係る捜査の強化は図られたと認められるものの、依然として社会的反響の大きい重要犯罪が発生していることから、国民の不安を払拭するため、情報分析支援システムの効果的活用を図るとともに、引き続き、DNA型鑑定及びデータベースの積極的活用、自動車ナンバー自動読取システムの整備、適正な死体取扱業務の推進、合同捜査及び共同捜査の推進等により、重要犯罪に係る捜査の強化を図る。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

平成22年の犯罪情勢（23年5月警察庁）

評価を実施した時期

22年4月から23年3月までの間

政策所管課

捜査第一課、刑事企画課、犯罪鑑識官

基本目標 2 業績目標 2 平成22年度実績評価書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	重要窃盗犯（注1）に係る捜査の強化 注1：侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすり	
業績目標の説明	重要窃盗犯については、国民の身近な場で発生し、国民に治安に対する不安を与えるものであることから、真の治安再生に向けて、重要窃盗犯の検挙に向けた取組を推進する。	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：各重要窃盗犯の検挙率</p> <p>達成目標：侵入窃盗、自動車盗等の各重要窃盗犯の検挙率を向上させる。</p> <p>基準年：17～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 各重要窃盗犯の検挙率の向上は、重要窃盗犯に係る捜査強化の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
参考指標	参考指標	各重要窃盗犯の認知件数
	参考指標	各重要窃盗犯の検挙件数
	参考指標	各重要窃盗犯の検挙人員
業績目標達成のために行った施策	<p>情報分析支援システム（C I S - C A T S）の活用 21年1月に情報分析支援システムの運用を開始し、重要窃盗犯の捜査に積極的に活用した。</p> <p>DNA型鑑定の積極的活用 DNA型鑑定を積極的に実施し、重要窃盗犯の捜査に活用した。</p> <p>DNA型データベースの活用 遺留DNA型記録及び被疑者DNA型記録のデータベースの活用を積極的に推進し、重要窃盗犯の捜査に活用した。</p> <p>高性能のDNA型自動分析装置の整備 4県警察（神奈川、愛知、兵庫、福岡）に、フラグメントアナライザー（DNA型自動分析装置）各1式を増強整備して、重要窃盗犯の捜査に活用した。</p> <p>自動車ナンバー自動読取システムの活用 通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムを効果的に活用した。</p> <p>合同捜査及び共同捜査の推進 広域にわたる重要事件が発生した場合には、指揮系統を一元化し、関係都道府県警察が一体となって捜査を行う合同捜査や、指揮系統の一元化までは行わないものの、捜査事項の分担その他捜査方針の調整を行う共同捜査を積極的に推進した。</p>	
効果の把握の手法及びその結果	<p>（効果の把握の手法） 業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。</p> <p>（結果） <b>業績指標 各重要窃盗犯の検挙率</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>22年度中の重要窃盗犯認知件数は17万5,851件と、21年度に比べ1万9,035件（9.8%）減少した。</li> <li>22年度中の重要窃盗犯の検挙件数は8万4,317件、検挙人員は1万4,318人と、それぞれ21年度に比べ1万6,605件（16.5%）、942人（6.2%）減少した。</li> <li>22年度中の重要窃盗犯の検挙率は47.9%と、21年度に比べ3.9ポイント</li> </ul>	

低下し、17年度から21年度までの平均値とは同じであった。

< 参考指標 > 各重要窃盗犯の認知件数・検挙件数・検挙人員

重要窃盗犯の罪種別認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率（注2）

区分		年次	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17-21年度 (平均)	22年度
		重要窃盗犯	認知件数(件)	326,588	270,904	234,343	207,288	194,886	246,802
検挙件数(件)	132,186		125,460	123,460	109,661	100,922	118,338	84,317	
検挙人員(人)	18,529		17,667	16,689	15,328	15,260	16,695	14,318	
検挙率(%)	40.5		46.3	52.7	52.9	51.8	47.9	47.9	
侵入窃盗	認知件数	236,867	197,179	171,484	152,622	144,911	180,613	132,338	
	検挙件数	103,298	98,726	95,910	84,776	81,388	92,820	68,287	
	検挙人員	12,496	12,267	11,956	10,982	11,007	11,742	10,414	
	検挙率	43.6	50.1	55.9	55.5	56.2	51.4	51.6	
住宅対象	認知件数	139,415	114,568	101,520	87,920	79,378	104,560	71,519	
	検挙件数	60,136	57,502	54,149	48,827	47,198	53,562	39,394	
	検挙人員	4,888	4,744	4,431	4,154	4,221	4,488	4,000	
	検挙率	43.1	50.2	53.3	55.5	59.5	51.2	55.1	
自動車盗	認知件数	44,406	33,704	31,353	26,894	25,260	32,323	23,727	
	検挙件数	14,524	13,523	13,014	12,327	9,107	12,499	8,672	
	検挙人員	3,277	2,836	2,350	2,193	1,974	2,526	1,879	
	検挙率	32.7	40.1	41.5	45.8	36.1	38.7	36.5	
ひったくり	認知件数	30,655	26,926	22,059	19,612	17,706	23,392	13,878	
	検挙件数	10,540	9,587	11,724	10,845	8,451	10,229	5,842	
	検挙人員	1,830	1,613	1,481	1,253	1,455	1,526	1,092	
	検挙率	34.4	35.6	53.1	55.3	47.7	43.7	42.1	
すり	認知件数	14,660	13,095	9,447	8,160	7,009	10,474	5,908	
	検挙件数	3,824	3,624	2,812	1,713	1,976	2,790	1,516	
	検挙人員	926	951	902	900	824	901	933	
	検挙率	26.1	27.7	29.8	21.0	28.2	26.6	25.7	

(23年4月捜査第一課作成)

注2：22年度は暫定値

【事例】

- ・ 19年8月から21年11月までの間、暴力団組織に広い人脈を持つ男が首魁となり、暴力団組長、組員らと共に、資産家の住宅を対象とした空き巣や携帯電話機販売店を対象とした出店荒しを繰り返し敢行していた。関係府県警察で合・共同捜査体制を構築して捜査を推進した結果、首魁を含む被疑者46名を検挙するとともに、22年12月までに1都3管区8県下（東京都、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、福岡県、佐賀県、熊本県）における空き巣等377件（被害総額約2億9,200万円相当）を解決し、組織を壊滅した（埼玉、千葉、兵庫、福岡、熊本）。

以上から、業績指標 について、17年度から21年度までの平均と比較すると、重要窃盗犯全体の検挙率については同じ数値であり、また、侵入窃盗については検挙率に向上がみられ、自動車盗、ひったくり及びすりについてもほぼ同等の検挙率となっており、各重要窃盗犯の検挙率の向上という目標はおおむね達成した。

評価の結果

業績指標 については目標をおおむね達成したことから、業績目標である「重要窃盗犯に係る捜査の強化」をおおむね達成したと認められる。しかしながら、参考指標として挙げている検挙件数及び検挙人員は減少傾向にあることから、その向上に努める必要がある。

評価の結果の政策への反映の方向性

依然として社会的反響の大きい重要窃盗犯が発生していることから、国民の不安を払拭するため、情報分析支援システムの効果的活用を図るとともに、引き続き、DNA型鑑定及びデータベースの積極的活用、自動車ナンバー自動読取システムの整備、合同捜査及び共同捜査の推進等重要窃盗犯に係る捜

	査の強化を図るための取組を一層推進する。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	平成22年の犯罪情勢（23年5月警察庁）
評価を実施した時期	22年4月から23年3月までの間
政策所管課	捜査第一課、刑事企画課、犯罪鑑識官

基本目標 2 業績目標 3 平成22年度実績評価書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進																																								
業績目標	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化																																								
業績目標の説明	贈収賄事件、公職選挙法違反事件、企業幹部らによる組織的詐欺事件等は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものであることから、このような不正の追及を強化する。																																								
業績指標及び達成目標	<p>業績指標 指標：政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙状況（検挙事件数及び検挙事例）</p> <p>達成目標：政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙を推進する。</p> <p>基準年：17～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙の推進状況は、これら不正の追及の強化の度合いを測る一つの指標となるため。</p>																																								
参考指標	参考指標 なし																																								
業績目標達成のために行った施策	<p>贈収賄事件等の捜査の現状、問題点及び捜査指揮についての研修の実施 贈収賄事件等の政治・行政をめぐる不正事案の捜査を担当する都道府県警察の捜査指揮官や捜査員を対象に、捜査の現状と課題、情報収集・内偵捜査要領、捜査指揮要領等について、より実践的・効果的な研修を実施するとともに、情報収集や捜査体制の確立等に関する先進的な取組の導入を図るなどして、検挙実績向上に向けた対策を強化した。</p> <p>企業犯罪等の捜査における財務捜査の活用、捜査能力の向上等を目的とした研修等の実施 企業犯罪等の捜査を担当する都道府県警察の捜査指揮官、財務捜査官及び捜査員を対象に、財務捜査指揮要領、財務分析手法、最新の会計・監査制度、簿記知識等について、より実践的・効果的な研修を実施するとともに、関係機関等との人事交流を推進した。</p> <p>全国会議の開催 全国の捜査第二課において政治・行政・経済の構造的不正事案の捜査を担当する特別捜査班班長を対象とした全国会議を開催し、構造的不正事案の捜査における課題等について協議や検討を行った。</p>																																								
効果の把握の手法及びその結果	<p>（効果の把握の手法） 業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。</p> <p>（結果） <b>業績指標 政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙状況（検挙事件数及び検挙事例）</b></p> <p>1 政治・行政をめぐる構造的不正事案の検挙状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>贈収賄、談合・競売入札妨害等の検挙状況 22年度中の贈収賄、談合・競売入札妨害、あっせん利得処罰法違反及び政治資金規正法違反事件の検挙事件数は合計47件で、17年度から21年度までの平均値に比べ31件少なかった。</li> </ul> <p>贈収賄、談合・競売入札妨害等の検挙事件数（件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>17～21年度 （平均）</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>贈収賄</td> <td>62</td> <td>71</td> <td>40</td> <td>58</td> <td>30</td> <td>52</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>談合・競売入札妨害</td> <td>22</td> <td>44</td> <td>28</td> <td>21</td> <td>10</td> <td>25</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>あっせん利得処罰法違反</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>政治資金規正法違反</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	年次	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17～21年度 （平均）	22年度	贈収賄	62	71	40	58	30	52	36	談合・競売入札妨害	22	44	28	21	10	25	10	あっせん利得処罰法違反	2	1	0	0	0	1	0	政治資金規正法違反	1	1	0	0	0	0	1
年次	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17～21年度 （平均）	22年度																																		
贈収賄	62	71	40	58	30	52	36																																		
談合・競売入札妨害	22	44	28	21	10	25	10																																		
あっせん利得処罰法違反	2	1	0	0	0	1	0																																		
政治資金規正法違反	1	1	0	0	0	0	1																																		

## 【事例】

- ・ 特許庁職員らによる新事務処理システム開発をめぐる贈収賄事件（警視庁）  
 特許庁職員(45)は、17年8月頃から21年11月頃までの間、前後66回にわたり、データ通信システム開発等事業者の部長らから、同新事務処理システムの開発に関する情報を同人らに提供するなど有利かつ便宜な取り計らいを受けたことへの謝礼等の下に供与されるものであることを知りながら、タクシー乗車の利益（料金合計約256万円相当）を受けた。
- ・ 厚生労働省特別医療指導監査官らによるコンタクトレンズ診療所の指導監督をめぐる贈収賄事件（大阪）  
 厚生労働省特別医療指導監査官(50)は、20年2月頃から9月頃までの間、前後14回にわたり、コンタクトレンズ販売会社取締役らから、同社が実質経営する眼科診療所が管轄社会保険事務局による健康保険法に基づく指導・監督対象から免れるため指導・助言するなど、有利な取り計らいを受けたことに対する謝礼等の趣旨で供与されるものであることを知りながら、自己名義の銀行口座に合計1,175万円の振込送金を受けた。
- ・ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構元職員らによる三次元物理探査船プロジェクトをめぐる贈収賄事件（警視庁）  
 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構元職員(41)は、20年5月頃から21年10月頃までの間、前後16回にわたり、労働者派遣会社代表取締役から、機構による船上調査員等の公募等に関し、同社の従業員を機構への出向者として選定するよう意見具申するなど、有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼等の趣旨で供与されるものであることを知りながら、合計約2,930万円の振込送金を受けた。
- ・ 日本年金機構職員らによる官製談合防止法違反及び競売入札妨害事件（警視庁）  
 日本年金機構職員(46)は、年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳との突き合わせ業務に関する一般競争入札に関し、特定業者に落札受注させることを企て、22年2月頃から5月頃までの間、予算関係資料や技術評価点一覧書等入札に関する秘密を教示し、入札等の公正を害すべき行為をした。

- ・ **公務員犯罪の検挙状況**

公務員犯罪については、自治体職員らによる詐欺事件等を検挙している。

- ・ **第22回参議院議員通常選挙違反取締状況**

第22回参議院議員通常選挙における選挙期日後90日（22年10月9日）

現在の公職選挙法違反事件の検挙件数は220件、検挙人員は339人（うち逮捕人員70人）で、前回の第21回参議院議員通常選挙期日後90日に比べ、検挙件数が64件（41.0%）、検挙人員が102人（43.0%）、逮捕人員が15人（27.3%）それぞれ増加した。

罪種別に見ると、最も多いのは買収事件で、検挙件数119件、検挙人員235人（うち逮捕人員35人）で、全検挙に占める割合は、検挙件数が54.1%、検挙人員が69.3%、逮捕人員が50.0%となっている。

罪種別検挙状況（注1）

	今回（第22回）			前回（第21回）			増 減		
	件数	人員	うち逮捕	件数	人員	うち逮捕	件数	人員	うち逮捕
買 収	119	235	35	67	136	16	52	99	19

自由妨害	47	25	16	49	41	26	-2	-16	-10
詐偽投票等	8	8	1	16	20	6	-8	-12	-5
投票偽造	5	16	9	6	14	4	-1	2	5
投票干渉	12	14	5	0	0	0	12	14	5
地位利用	1	1	0	2	2	1	-1	-1	-1
戸別訪問	0	0	0	1	0	0	-1	0	0
文書違反	21	34	1	12	21	0	9	13	1
その他	7	6	3	3	3	2	4	3	1
合計	220	339	70	156	237	55	64	102	15

(平成23年4月捜査第二課作成)

注1：選挙期日後90日現在の統計である。

### 【事例】

- ・ 障害者施設施設長による投票干渉事件（山梨）  
障害者施設施設長(49)は、22年7月上旬頃、期日前投票所において、同施設の入所者であり選挙人である7名が投票する際、選挙区選出議員選挙に立候補した候補者及び比例代表選出議員選挙に立候補した候補者の氏名を記載した紙片を選挙人に所持させた上、投票所に入場させて投票させ、投票に干渉した。
- ・ 選挙運動員による日当買収事件（島根）  
選挙運動員A(58)らは、共謀の上、22年7月中旬頃、選挙運動員Bに対し、車上運動員として投票を呼び掛けるほか、他の車上運動員を手配・指導するなどの選挙運動をしたことの報酬等として、現金約130万円を供与するとともに、その他選挙運動員7名に対し、車上運動員として投票依頼をするなどの選挙運動をしたことの報酬として、一人当たり現金数万円から数十万円を供与した。
- ・ 落選候補者らによる日当買収（約束）事件（警視庁）  
落選候補者(65)らは、共謀の上、22年6月下旬頃、選挙運動員7名に対し、選挙人に電話をかけて投票依頼する選挙運動をしたことの報酬として、一人当たり給与等に相当する金額を供与する約束をした。

## 2 経済的不正事案の検挙状況

### ・ 金融・不良債権関連事犯の検挙状況

22年度中の金融・不良債権関連事犯の検挙事件数は79件で、17年度から21年度までの平均値に比べ20件（20.2%）少なかった。

#### 金融・不良債権関連事犯の検挙事件数（件）（注2）（注3）

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17～21年度 （平均）	22年度
融資過程	28 (17)	24 (12)	20 (15)	21 (11)	50 (42)	29 (19)	40 (32)
債権回収過程	37 (31)	26 (21)	11 (7)	11 (8)	3 (3)	18 (14)	6 (3)
その他金融機関役職員	56 (2)	63 (0)	49 (0)	46 (0)	48 (0)	52 (0)	33 (0)
合計	121 (50)	113 (33)	80 (22)	78 (19)	101 (45)	99 (34)	79 (35)

(23年5月捜査第二課作成)

注2：括弧内は、「暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯」を示す。

注3：「17～21年度（平均）」欄は、単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が合計と必ずしも一致しない。

### 【事例】

- ・ 大手商工ローン会社代表取締役らによる詐欺再生、特別背任、電磁的公正証書原本不実記録・同供用事件（警視庁）  
商工ローン会社(A社)代表取締役(62)らは、地方裁判所による同社に係る民事再生手続開始の決定及び同決定の確定に先立ち、同社の債権者を害し、自己及び自己が実質的に支配する法人(B社)等の利益を図る目的で、20年12月頃、A社が保有している簿価合計418億円の不動産担

保貸付債権を実質的に無償でB社に譲渡してA社の財産を債権者の不利益に処分するとともに、同社に財産上の損害を加え、さらにB社に関する同債権譲渡に関して虚偽の登記を行った。

- ・ 不動産仲介業者による住宅ローン融資名目の詐欺事件（愛知）  
不動産仲介業者の代表取締役（41）は、多重債務や所得不足により、本来なら金融機関から住宅ローンの融資を受けることができない顧客らと共謀し、同人らに係る住宅ローン融資の名目で金融機関から現金をだまし取ろうと企て、金融機関3社に対し、偽造した源泉徴収票等を提出するなどして、住宅ローン融資を受けるための条件を満たしているものと信用させて融資を決定させ、21年4月から22年3月までの間、総額約2億8,500万円をだまし取った。
- ・ 金融機関役員らによる銀行法違反（検査忌避）事件（警視庁）  
金融機関の取締役会長（48）らは、金融庁が銀行法第25条に基づき21年6月から22年3月まで実施した同社に対する立入検査に際して、同庁検査官から電子メールデータの提出を求められた際、同社の業務内容等の実態を隠蔽し、検査官による同社の業務及び財産の状況に関する実態把握を誤らせようとして、21年6月中旬頃、同社本店において、検査官閲覧用サーバに保存されている複製された電子メールデータのうち、被疑者送信に係る同社の営業状況に関する電子メール285件を削除した上で、6月下旬頃、検査官閲覧用サーバに保存されている電子メールデータが、検査官から提出を求められた全ての電子データであるかのように装ってこれを提出し、検査を忌避した。
- ・ **企業犯罪、証券犯罪、財政侵害犯罪等の検挙状況**  
社会的反響の大きい企業犯罪、証券犯罪、財政侵害犯罪等を検挙した。

#### 【事例】

- ・ 大手マンション総合管理会社役員らによる社債等をめぐる証券取引法違反並びに詐欺等事件（福岡、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島）  
不動産管理、リゾート施設運営等会社の代表取締役会長（56）らは、18年7月以降、架空法人名義の社債券を偽造・行使し、また、18年7月下旬頃、約1万5,000世帯に社債を無届で募集し、さらに、元本保証や高利をうたい文句に満期償還できる能力もないのに、リゾートクラブ入会預託金名下に20年6月以降、64名から約1億6,000万円をだまし取った。
- ・ 事業主及び不動産業者らによる組織的な就職安定資金融資名目の詐欺事件（大分）  
団体役員（64）らは、就職安定資金融資制度を悪用して金員をだまし取ろうと企て、21年5月頃から22年1月頃にかけて、内容虚偽の離職・住居喪失証明書等を作成し、公共職業安定所に提出し就職安定資金融資対象者証明書の交付を受けた上、金融機関に同証明書とともに融資申請書類等を提出するなどして融資を申し込み、住宅入居初期費用等として約2,100万円をだまし取った。

政治・行政をめぐる構造的不正事件の検挙状況は、社会的反響の大きな検挙事例が多く、17年度から21年度までの平均値に比べ減少しているものの、贈収賄及び政治資金規正法違反の検挙件数は前年度を上回り、特に、政治資金規正法違反については過去平均0件のところ1件を検挙している。

また、22年度は参議院議員通常選挙が施行されたが、その違反取締りについては、前回比で検挙件数、検挙人員及び逮捕人員ともに大幅に増加し、特に買収や社会的弱者を対象とした投票干渉等の悪質な実質犯の検挙が大幅に増加している。

経済的不正事件の検挙状況は、金融・不良債権関連事犯の検挙件数について、17年度から21年度までの平均値に比べて減少しているものの、上に列挙した事例のとおり、極めて社会的反響の大きな事件の検挙があり、また企業犯罪、証券犯罪、財政侵害犯罪等についても同様に、社会的反響の大きな検挙事例が多くあった。

	<p>以上から、総合的に判断すると、政治・行政をめぐる構造的不正事案や経済的不正事件の検挙については、件数に関して実績が必ずしも十分とは言い難い面も認められるものの、社会的反響の大きい事件を数多く検挙しているほか、参議院議員通常選挙において検挙件数、検挙人員及び逮捕人員ともに大きく実績を上げるなどの状況が認められる状況にあることから、業績指標 については、目標をおおむね達成したものと認められる。</p>
評価の結果	<p>業績指標 については目標をおおむね達成したと認められることから、業績目標である「政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化」をおおむね達成したものと認められる。</p> <p>しかし、政治・行政をめぐる構造的不正事件のうち、特に贈収賄、談合・競売入札妨害等の検挙については、今後もその実績向上へ向けた対策を推進していく必要がある。</p>
評価の結果の政策への反映の方向性	<p>今後も社会的反響の大きな事件の検挙に努めながら、贈収賄事件等を中心とした政治・行政の構造的不正事案の実績向上に向けた対策を強化する。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種情報の収集・分析の向上</li> <li>捜査体制の見直し、整備</li> <li>捜査員の育成・確保</li> </ul> <p>等を引き続き推進する。</p>
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	<p>23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	
評価を実施した時期	<p>22年4月から23年3月までの間</p>
政策所管課	<p>捜査第二課</p>

基本目標 2 業績目標 4 平成22年度実績評価書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	振り込め詐欺（恐喝）の捜査活動及び予防活動の強化	
業績目標の説明	<p>振り込め詐欺（恐喝）（注1）の犯行手口は、日々巧妙化・多様化し、依然として国民に甚大な被害が生じていることから、捜査活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の続発防止を図る。</p> <p>注1：いわゆるオレオレ詐欺（恐喝）（電話を利用して親族等を装い、交通事故示談金等を名目に現金を預貯金口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺及び脅し取る恐喝事案）、架空請求詐欺（恐喝）（郵便、インターネット等を利用して不特定多数の者に対し、架空の事実を口実とした料金を請求する文書等を送付するなどして、現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺及び脅し取る恐喝事案）、融資保証金詐欺（実際には融資しないにもかかわらず、融資する旨の文書等を送付するなどして、融資を申し込んできた者に対し、保証金等を名目に現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺事案）及び還付金等詐欺（税金還付等に必要の手続を装って被害者に現金自動預払機（ATM）を操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る電子計算機使用詐欺又は詐欺事案）</p>	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：振り込め詐欺（恐喝）の発生状況（認知件数及び被害総額）</p> <p>達成目標：振り込め詐欺（恐喝）の認知件数及び被害総額を前年度よりも減少させる。</p> <p>基準年：21年度                      達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 振り込め詐欺（恐喝）の認知件数及び被害総額の減少は、振り込め詐欺（恐喝）等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：振り込め詐欺（恐喝）の検挙状況（検挙件数及び検挙人員）</p> <p>達成目標：振り込め詐欺（恐喝）の検挙件数及び検挙人員を前年度よりも増加させる。</p> <p>基準年：21年度                      達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 振り込め詐欺（恐喝）の検挙件数及び検挙人員の増加は、振り込め詐欺（恐喝）等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
参考指標	参考指標	振り込め詐欺（恐喝）の検挙率
業績目標達成のために行った施策	<p>総合的な振り込め詐欺対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集約した情報を都道府県警察に還元し、戦略的な取締活動を推進するとともに、都道府県警察間の合・共同捜査を積極的に推進した。</li> <li>振り込め詐欺の被害は減少傾向にあるものの、依然として予断を許さない状況にあることを踏まえ、撲滅に向けた機運を再醸成すべく、「振り込め詐欺の撲滅に向けた全国官民連絡会議」を開催するなどして、官民一体となった抑止対策を推進した。</li> </ul> <p>関係警察相互の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各道府県警察の首都圏における基礎捜査に従事させるため、「振り込め詐欺首都圏派遣捜査専従班」を活用し、関係警察相互の連携を図った。</li> <li>各都道府県警察に設置された「司令塔」を対象とした全国会議を開催し、各都道府県警察が行っている施策についての情報共有を図るとともに、振り込め詐欺対策における留意点等を指示した。</li> </ul>	

広報啓発活動の推進

防犯教室や巡回連絡等の機会やテレビ等マスコミを通じて、犯行の手口や被害に遭わないようにするための訴求ポイント等の情報を積極的に国民に対して提供しているほか、防犯ボランティア団体等の協力により、高齢者宅へ電話をかけたり、戸別訪問したりして注意喚起するなど、高齢者に対する直接的・個別的な働き掛けを推進した。

振り込め詐欺対策のための資機材の整備

振り込め詐欺対策に必要な資機材を整備した。

犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の活用の推進

振り込め詐欺（恐喝）の犯行の際に悪用されることの多い架空又は他人名義の預貯金口座及び携帯電話の供給・流通を遮断するため、預貯金口座の売買や他人名義携帯電話の譲渡・譲受行為等について、犯罪による収益の移転防止に関する法律や携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律を適用するなどして、積極的に検挙を図った。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）

各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。

（結果）

**業績指標 振り込め詐欺（恐喝）の発生状況（認知件数及び被害総額）**

22年度中の振り込め詐欺（恐喝）の認知件数は6,232件、被害総額は82億5,673万2,166円と、それぞれ21年度に比べ487件（7.2%）、3億8,626万3,045円減少した。

振り込め詐欺（恐喝）の認知件数及び被害総額（注2）

年次	19年度	20年度	21年度	22年度
認知件数（件）	20,116	17,173	6,719	6,232
被害総額（円）	287億 370万 9,418	224億 6,927万 6,660	86億 4,299万 5,211	82億 5,673万 2,166

（23年5月捜査第二課作成）

注2：被害総額に、警察官等をかたってキャッシュカード等を直接受け取る手口のオレオレ詐欺におけるATMからの引出額は含まない。

以上から、業績指標 については、振り込め詐欺（恐喝）の認知件数及び被害総額いずれも減少したことから、目標を達成した。

**業績指標 振り込め詐欺（恐喝）の検挙状況（検挙件数及び検挙人員）**

22年度中の振り込め詐欺（恐喝）の検挙件数は4,304件、検挙人員は738人と、それぞれ21年度に比べ1,126件（20.7%）、40人（5.1%）減少した。

振り込め詐欺（恐喝）の検挙件数及び検挙人員

年次	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17～21年度 （平均）	22年度
検挙件数（件）	2,677	3,051	3,022	5,397	5,430	3,915	4,304
検挙人員（人）	740	653	423	943	778	707	738

（23年5月捜査第二課作成）

以上から、業績指標 については、振り込め詐欺（恐喝）の検挙件数及び検挙人員いずれも減少しており、目標の達成が十分とは言い難い。

< 参考指標 > 振り込め詐欺（恐喝）の検挙率

振り込め詐欺（恐喝）の検挙率

年次	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17～21年度 （平均）	22年度
検挙率（%）	13.5	17.5	15.0	31.4	80.8	24.1	69.1

（23年5月捜査第二課作成）

<p>評価の結果</p>	<p>業績指標 については目標を達成しているほか、業績指標 についても、目標の達成は十分とはいえないものの、認知件数が減少する中で17年度から21年度までの平均を上回る件数・人員を検挙し、引き続き高水準の検挙率を維持していることから、業績目標である「振り込め詐欺（恐喝）の捜査活動及び予防活動の強化」をおおむね達成したと認められる。</p> <p>しかしながら、いまだ年間80億円近くの被害が発生しているほか、警察官等をかたってキャッシュカード等を直接受け取る手口のオレオレ詐欺におけるATMからの引出額を含めると、実質的な被害総額は100億円を超えている。また、1件あたりの平均額は依然として100万円を超えており、特に首都圏を中心に、高齢女性が被害者の大部分を占めるオレオレ詐欺の発生が目立っていることから、振り込め詐欺をめぐる情勢は依然として予断を許さない状況にある。加えて、近年、未公開株、社債等の有価証券、外国通貨等の売買勧誘をめぐる詐欺等、振り込め詐欺と同様に匿名性・非面接性を担保して敢行される詐欺が全国的に多発していることなどから、今後は、振り込め詐欺とともに、この種事案についても警察の総力を挙げた取締活動及び官民一体となった予防活動を推進する必要がある。</p>
<p>評価の結果の政策への反映の方向性</p>	<p>振り込め詐欺の撲滅に向けた対策を引き続き推進しつつ、これまでの振り込め詐欺対策で培ってきた捜査手法等のノウハウを匿名性・非面接性を担保して敢行される振り込め詐欺類似の詐欺にも活用するため、これらを振り込め詐欺と併せて「特殊詐欺」と総称することとし、警察庁の「振り込め詐欺対策官」を「特殊詐欺対策室」へと発展的に改組した。今後は、同室等が事務局を務める「振り込め詐欺対策室」及び各都道府県警察の「司令塔」の下、必要な資機材や体制の整備、手口の多様化に即した諸対策の推進、発生状況の分析の徹底、国民一人一人の心に響く広報啓発活動の実施等被害減少のための施策を推進するとともに、戦略的な取締活動を推進することとする。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>平成22年の犯罪情勢（23年5月警察庁）</p>
<p>評価を実施した時期</p>	<p>22年4月から23年3月までの間</p>
<p>政策所管課</p>	<p>捜査第二課、生活安全企画課</p>

基本目標 2 業績目標 5 平成22年度実績評価書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	科学技術を活用した捜査の更なる推進	
業績目標の説明	科学技術の急速な進展、情報化社会の著しい進展等に的確に対処するために、鑑識資機材の充実、鑑識技術への先端的な科学技術の導入、情報技術解析の効果的な活用等を図ることにより、科学的な捜査を更に推進する。	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：DNA型鑑定の利用状況（鑑定事件数及び効果的事例）</p> <p>達成目標：DNA型鑑定の鑑定事件数の過去5年間の増加傾向を維持する。また、DNA型鑑定の効果的な活用を更に推進する。</p> <p>基準年：17～21年                      達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： DNA型鑑定の鑑定事件数の増加傾向を維持することが、科学技術を活用した捜査の更なる推進の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：DNA型データベースの利用状況（活用件数及び効果的事例）</p> <p>達成目標：DNA型データベースの活用件数の過去5年間の増加傾向を維持する。また、DNA型データベースの効果的な活用を更に推進する。</p> <p>基準年：17～21年度                      達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： DNA型データベースの活用件数の増加傾向を維持することが、科学技術を活用した捜査の更なる推進の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：画像処理装置（注1）の利用状況（画像処理件数及び効果的事例）</p> <p>達成目標：簡易画像処理装置（注2）の利用状況を含めた画像処理件数の過去5年間の増加傾向を維持する。また、画像処理の効果的な活用を更に推進する。</p> <p><small>注1：画像の鮮明化等高度な画像処理を可能とする装置</small> <small>注2：画像の明暗調整等簡易な画像処理を行う装置</small></p> <p>基準年：17～21年                      達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 画像処理件数の増加傾向を維持することが、科学技術を活用した捜査の更なる推進の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：情報技術解析の利用状況（技術支援件数及び効果的事例）</p> <p>達成目標：技術支援件数について、過去5年間の増加傾向を維持する。また、情報技術解析の効果的な活用を更に推進する。</p> <p>基準年：17～21年度                      達成年：22年度</p>

	<p>目標設定の考え方及び根拠：          犯罪捜査において電磁的記録の解析を行う件数（技術支援件数）の増加は、科学技術を活用した捜査の更なる推進の度合いを測る一つの指標となるため。</p>												
参考指標	参考指標 なし												
業績目標達成のために行った施策	<p>科学捜査のための研究の推進          DNA型鑑定資料の採取方法等に関する研究を行った。          DNA型鑑定及びデータベースの適正な運用          犯罪捜査におけるDNA型鑑定及びデータベースの適正な運用の徹底と更なる積極的活用を推進した。          DNA型鑑定資機材の整備          4県警察（神奈川、愛知、兵庫、福岡）に、フラグメントアナライザー（DNA型自動分析装置）各1式を増強整備した。          DNA型鑑定資料保存用冷凍庫の整備等          DNA型鑑定資料をより一層適切に取り扱い、将来の公判等における鑑定結果の信頼性を確保するため、資料の保存用冷凍庫を整備（全国1,184警察署に各1台）するとともに、これに伴い、DNA型鑑定の運用に関する指針を改正した。          警察庁におけるDNA型鑑定業務の運用開始等          DNA型鑑定の基盤を強化するため、DNA型記録取扱規則及びDNA型記録取扱細則の一部改正を行い、警察庁におけるDNA型鑑定業務の運用を開始した。          情報技術解析用資機材の増強、警察職員への研修及び国内外関係機関との連携等、情報技術解析に係る取組を強化          電子機器等を解析するための資機材を整備・増強するとともに、電磁的記録解析等に関する専門知識・技術を習得させるための教養・訓練を実施した。また、デジタルフォレンジック連絡会やアジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議の開催等を通じ、国内外関係機関との情報技術改正に係る情報共有等を行った。</p>												
効果の把握の手法及びその結果	<p>（効果の把握の手法）          各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。          （結果）  <b>業績指標 DNA型鑑定の活用状況（鑑定事件数及び効果的事例）</b>          22年中の鑑定事件数は4万1,192件で、21年に比べ5,790件（16.4%）増加した。</p> <p>鑑定事件数（件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> <th>21年</th> <th>22年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,751</td> <td>11,819</td> <td>21,189</td> <td>30,074</td> <td>35,402</td> <td>41,192</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（23年4月犯罪鑑識官作成）</p> <p>【事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 21年11月、山形県内において発生した窃盗（空き巣）事件につき、22年2月、捜査の過程で浮上した広域窃盗常習被疑者に由来する資料を採取・鑑定したところ、そのDNA型が、本件犯行現場に遺留されていたハンカチから採取・鑑定した資料のDNA型と一致。所要の捜査を経て同人を逮捕した（山形）。</li> <li>・ 22年1月、山梨県内において発生した強盗殺人事件につき、被害者の着衣及び身体から採取・鑑定した資料のDNA型が、捜査の過程で浮上した被疑者から採取・鑑定した資料のDNA型と一致。所要の捜査を経て同人を逮捕した（山梨）。</li> </ul> <p>したがって、業績指標 については、過去5年間の鑑定事件数の増加傾向を維持するとともに、効果的な活用が図られていることから、目標を達成した。</p>	17年	18年	19年	20年	21年	22年	5,751	11,819	21,189	30,074	35,402	41,192
17年	18年	19年	20年	21年	22年								
5,751	11,819	21,189	30,074	35,402	41,192								

**業績指標 DNA型データベースの活用状況（活用件数及び効果的事例）**

22年度中、DNA型データベースを活用して、犯罪現場等から得られた遺留資料のDNA型から事件の被疑者を判明させた件数は896件で、21年度に比べ264件（41.8%）増加した。また、検挙した被疑者について、そのDNA型から他の都道府県に及ぶ余罪を判明させた件数及び人員はそれぞれ622件、453人と、それぞれ21年度に比べ60件（10.7%）、44人（10.8%）増加した。

活用件数

区分	年度	18年度 (注2)	19年度	20年度	21年度	22年度
犯罪現場等から得られた遺留資料のDNA型から事件の被疑者を判明させた件数(件)		97	166	305	632	896
検挙した被疑者について、そのDNA型から他の都道府県に及ぶ余罪を判明させた件数(件)及び人員(人)		142 (97)	216 (149)	427 (289)	562 (409)	622 (453)

(23年5月犯罪鑑識官作成)

注2：DNA型データベースの運用を開始した17年9月から18年3月までの間の件数を含む。

**【事例】**

- ・ 13年4月、埼玉県内において発生した強姦致傷事件につき、22年9月、当該未解決重要事件の再捜査において、DNA型鑑定が可能な遺留資料を精査し、これを実施の上、被疑者資料に係るDNA型データベースに照会したところ、DNA型の一致により被疑者が判明。所要の捜査を経て、公訴時効1か月前に同人を逮捕した（埼玉）。
- ・ 22年10月、福岡県内における住居侵入・強制わいせつ事件で逮捕した被疑者につき、余罪を犯している可能性があることと認められたことから、同人のDNA型鑑定を実施し、遺留資料に係るDNA型データベースに照会したところ、DNA型の一致により、13年1月、大分県内において発生した強姦致傷事件の余罪が判明。所要の捜査を経て同人を再逮捕した（福岡・大分）。

したがって、業績指標 については、過去5年間の活用件数の増加傾向を維持するとともに、効果的な活用が図られていることから、目標を達成した。

**業績指標 画像処理装置の活用状況（画像処理件数及び効果的事例）**

22年中、画像処理装置の活用件数は3万1,842件で、21年に比べ3,292件（9.4%）減少し、簡易画像処理装置の活用件数は1万172件で、21年に比べ6,352件（38.4%）減少したため、総件数で9,644件（18.7%）減少した。

画像処理件数(件)

	17年	18年	19年	20年	21年	22年
画像処理装置	36,111	36,662	30,469	35,492	35,134	31,842
簡易画像処理装置	5,691	17,315	25,054	20,300	16,524	10,172
計	41,802	53,977	55,523	55,792	51,658	42,014

(23年5月犯罪鑑識官作成)

**【事例】**

- ・ 22年3月、福井県内の質屋において発生した強盗事件につき、現場付近の道路沿いに設置されている数箇所の防犯カメラに逃走車両が撮影されていたことから、画像処理装置を活用して当該画像を鮮明化し、車種、車名、型式等の特徴を特定。これを端緒として被疑者2名を割り出し、所要の捜査を経て同人らを逮捕した（福井）。
- ・ 22年12月、広島県内のコンビニエンスストアにおいて発生した強盗事件につき、画像処理装置を活用して、店内に設置されている4台の防犯カメラ

	<p>ラに撮影されていた犯行状況等の画像を鮮明化したことにより、被疑者の人相及び着衣並びに素手による犯行が判明。これを端緒として被疑者を割り出し、所要の捜査を経て同人を逮捕した（広島）。</p> <p>したがって、業績指標 については、21年の件数を上回ることはできなかったが、全国に整備されている画像処理装置の活用件数にあっては、過去5年間同様、年間3万件以上の水準を維持しており、また、その効果的な活用が図られていることから、目標をおおむね達成した。</p> <p><b>業績指標 情報技術解析の活用状況（技術支援件数及び効果的事例）</b></p> <p>技術支援件数については、17年度から21年度まで増加傾向にあるところ、22年度は2万850件と、21年度よりやや減少しているものの、20年度と比較して増加していることから、増加傾向を維持していると考えられる。</p> <p style="text-align: center;">技術支援件数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数(件)</td> <td>11,601</td> <td>15,803</td> <td>18,045</td> <td>18,959</td> <td>21,143</td> <td>20,850</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（23年5月情報技術解析課作成）</p> <p><b>【事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 22年8月、海上にヘリコプターが墜落した業務上過失致死事件につき、海上保安庁からの要請に基づき、搭載されていたフライトレコーダーの内蔵HDD（ハードディスクドライブ）の解析を実施。海中に没していたため、HDD内部には塩分が析出している状態であったが、解析用資機材と蓄積されたノウハウを駆使してデータの抽出に成功し、墜落直前までの飛行軌跡等の解明に貢献した。</li> <li>・ 23年3月、金融商品取引法違反事件につき、ネットワークを介して接続された4台のHDDの解析を実施。当該HDDは相互に補完し合う機能を持ち、かつ、動作不良のものも含まれたため、解析が非常に困難であったが、解析用資機材と蓄積されたノウハウを駆使してデータの抽出に成功し、事件検挙に貢献した。</li> </ul> <p>したがって、業績指標 については、技術支援件数について最近の増加傾向を維持するとともに、情報技術解析の効果的な活用が図られていることから、目標を達成した。</p>		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	件数(件)	11,601	15,803	18,045	18,959	21,143	20,850
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度									
件数(件)	11,601	15,803	18,045	18,959	21,143	20,850									
<p>評価の結果</p>	<p>業績指標 、 及び については目標を達成し、業績指標 についても目標をおおむね達成したことから、業績目標である「科学技術を活用した捜査の更なる推進」をおおむね達成したと認められる。</p>														
<p>評価の結果の政策への反映の方向性</p>	<p>今後も、犯罪捜査において重要な客観性の高い科学的証拠を収集・確保するため、DNA型鑑定等の基盤整備に努めるとともに、その適正運用・積極的活用を更に推進していくこととする。</p>														
<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>														
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>捜査官（22年11月広報誌）</p>														
<p>評価を実施した時期</p>	<p>22年4月から23年3月までの間</p>														
<p>政策所管課</p>	<p>犯罪鑑識官、情報技術解析課</p>														

基本目標 2 業績目標 6 平成22年度実績評価書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	被疑者取調べの適正化の更なる推進	
業績目標の説明	警察捜査に対する一層の信頼確保及び裁判員裁判への的確な対応のため、被疑者取調べの適正化の更なる推進を図る。	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（以下「適正化規則」という。）に定める監督対象行為の発生件数</p> <p>達成目標：適正化規則に定める監督対象行為の発生件数の減少を図る。</p> <p>基準年：21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 不適正な取調べにつながるおそれのある行為として適正化規則において定めた監督対象行為の発生件数の減少は、被疑者取調べの適正性の確保の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：取調べ状況の把握を容易にするための透視鏡の整備状況</p> <p>達成目標：取調べ状況の把握を容易にするための透視鏡の整備率を100%にする。</p> <p>基準年：20～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 適正化規則の制定に先立ち、警察が当面取り組むべき施策として20年1月に取りまとめた「警察捜査における取調べ適正化指針」においては、適正な取調べを担保するための措置として、取調べ状況の把握を容易にするための施設整備の一層の充実が掲げられているところ、透視鏡の整備状況は、被疑者取調べの適正性の確保の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：捜査に携わる者に対する適正捜査に関する研修の実施状況（実施件数及び事例）</p> <p>達成目標：捜査に携わる者に対する適正捜査に関する研修を的確に実施する。</p> <p>基準年：21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 捜査に携わる者に対する適正捜査に関する研修の実施状況は、被疑者取調べの適正化のための措置の達成度合いを測る一つの指標となるため。</p>
参考指標	参考指標	なし
業績目標達成のために行った施策	<p>被疑者取調べ監督に係る実地点検及び指導（以下「指導等」という。）の強化</p> <p>被疑者取調べ監督制度が各都道府県警察で斉一性を保ちながら適切に運用されることを目的として、延べ64警察本部及び105警察署に対して、警察庁職員及び管区警察局長職員による指導等を実施した。</p> <p>取調べ状況の把握を容易にするための透視鏡の整備</p> <p>犯罪捜査規範に示された透視鏡の設置基準に基づき、早期設置を行うよ</p>	

	<p>う巡回業務指導等を通じて各都道府県警察に指導を実施した。</p> <p>研修（取調べ専科等）等の実施</p> <p>取調べ監督部門においては、全国取調べ監督担当室長等会議において、被疑者取調べ監督制度の運用上の留意事項等について指示したほか、警察大学校において、各都道府県警察の取調べ監督官に対し、被疑者取調べ監督制度の運用に係る必要な知識、技能等を習得させることを目的とした「被疑者取調べ監督専科」を実施した。また、捜査部門においては、警察大学校、管区警察学校等において、各都道府県警察の刑事指導業務を担当している者等に対し、取調べに関するより専門的知識・技術を修得させることを目的とした「取調べ専科」等を実施した。</p>																
<p>効果の把握の手法及びその結果</p>	<p>(効果の把握の手法)</p> <p>各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。</p> <p>(結果)</p> <p><b>業績指標 適正化規則に定める監督対象行為の発生件数</b></p> <p>21年度の監督対象行為の発生件数は29件、22年度は30件で、1件増加した。</p> <p>以上から、業績指標 については、監督対象行為の発生件数が1件増加したことから、達成が十分とは言い難い。</p> <hr/> <p><b>業績指標 取調べ状況の把握を容易にするための透視鏡の整備状況</b></p> <p>22年度は、868室の取調べ室に透視鏡を整備し、全国の取調べ室数1万2,101室のうち、1万2,093室(99.9%)に透視鏡を整備した。21年度に比べ整備率は、6.7ポイント増加した。未設置の8室は、警察署の建替等のためによるものであり、事実上、透視鏡の設置が必要な既存の取調べ室については、整備が終了した。</p> <p><b>透視鏡の整備室(台)数</b></p> <table border="1" data-bbox="488 1066 1401 1200"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国の取調べ室数(室)</td> <td>11,917</td> <td>12,048</td> <td>12,101</td> </tr> <tr> <td>透視鏡設置済み取調べ室数(室)</td> <td>5,648</td> <td>11,225</td> <td>12,093</td> </tr> <tr> <td>透視鏡整備率(%)</td> <td>47.4</td> <td>93.2</td> <td>99.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(22年5月刑事企画課作成)</p> <p>以上から、業績指標 については、透視鏡の設置が必要な既存の取調べ室について整備がなされたことから、目標を達成した。</p> <hr/> <p><b>業績指標 捜査に携わる者に対する適正捜査に関する研修の実施状況(実施件数及び事例)</b></p> <p>警察大学校において、22年9月、各都道府県警察における被疑者取調べの適正化の指導的立場にある警部を対象に必要な知識、技能等を修得させるため、取調べ専科を実施し、取調べの在り方が問われた事例、被疑者取調べ監督制度に関する講義等を実施した。また、全ての管区警察学校において、指導的立場にある警部補又は巡査部長を対象に、新たに設置した取調べ専科を実施した。さらに、全ての都道府県警察において、当該研修結果を踏まえ、被疑者取調べの適正化を図るため、学校教養、巡回教養等各種研修の機会を活用して、捜査員に対し講義等を実施した。</p> <p>以上から業績指標 については、被疑者取調べの適正化を図るようあらゆる機会を通じた研修を実施したことから、目標を達成した。</p>		20年度	21年度	22年度	全国の取調べ室数(室)	11,917	12,048	12,101	透視鏡設置済み取調べ室数(室)	5,648	11,225	12,093	透視鏡整備率(%)	47.4	93.2	99.9
	20年度	21年度	22年度														
全国の取調べ室数(室)	11,917	12,048	12,101														
透視鏡設置済み取調べ室数(室)	5,648	11,225	12,093														
透視鏡整備率(%)	47.4	93.2	99.9														
<p>評価の結果</p>	<p>業績指標 については達成が十分とは言い難いものの、業績指標 及びについては目標を達成したことから、業績目標である「被疑者取調べの適正化の更なる推進」をおおむね達成したと認められる。</p>																
<p>評価の結果の政策への反映の方向性</p>	<p>被疑者取調べの適正化の更なる推進はおおむね達成されたと認められるものの、22年度においても、依然として監督対象行為や国民の信頼を著しく失墜させる被疑者取調べの不適正事案が発生していることから、捜査部門が取調べの適正化に関する業務指導や教養を実施するとともに、取調べ監督部門</p>																

	が警察組織内部におけるチェック機能としての役割を十分に果たし、引き続き、被疑者取調べの適正化に向けた取組を推進する。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	
評価を実施した時期	22年4月から23年3月までの間
政策所管課	刑事企画課、総務課

基本目標 3 業績目標 1 平成22年度実績評価書

基本目標	組織犯罪対策の強化	
業績目標	暴力団の存立基盤の弱体化	
業績目標の説明	<p>暴力団は、依然として、組織の威力を最大限に利用しながら、社会経済情勢の変化に応じた多種多様な資金獲得活動を行っていることから、これらに対する取締りを強化するなど暴力団の資金源を封圧する対策を重点的に推進することによって、暴力団の存立基盤の弱体化を図る。</p>	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：暴力団構成員及び準構成員（以下「暴力団構成員等」という。）の検挙人員</p> <p>達成目標：暴力団構成員等の検挙人員を前年より増加させる。</p> <p>基準年：21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 暴力団構成員等の検挙人員の増加は、暴力団の人的基盤に対する打撃となることから、暴力団の存立基盤の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：暴力団構成員等に対する組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額</p> <p>達成目標：暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法第9条（法人等経営支配）第10条（犯罪収益等隠匿）第11条（犯罪収益等收受）及び第23条（起訴前の没収保全命令）の適用件数及び没収保全額を過去5年間の平均より増加させる。</p> <p>基準年：17～21年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 暴力団は、獲得した資金の没収等や獲得した資金に起因して検挙される事態を回避するために、犯罪収益の隠匿等のマネー・ローンダリング行為を行うが、組織的犯罪処罰法の適用による検挙を推進するとともに、犯罪収益を剥奪することは、暴力団の資金獲得活動に打撃を与えることになることから、暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法の適用件数等は、暴力団の存立基盤の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：銀行取引及び証券取引に係る暴力団排除条項の整備率</p> <p>達成目標：全国銀行協会会員銀行における融資取引及び普通預金取引等並びに日本証券業協会会員会社における証券取引に係る暴力団排除条項の整備率を向上させる（目標整備率：融資取引80%以上、融資取引以外の銀行取引50%以上、証券取引80%以上）</p> <p>基準年：21年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 暴力団等反社会的勢力は、銀行取引や証券取引を利用してマネー・ローンダリング等資金獲得・運用を行っていることから、警察が関係機関と連携して銀行や証券会社に働き掛け、銀行取</p>

	<p>引、証券取引に係る暴力団排除条項の整備率を向上させることは、暴力団の存立基盤の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため。</p> <p>業績指標 指標：公共工事における暴力団排除件数</p> <p>達成目標：公共工事における警察からの通報による暴力団排除件数を過去3年間の平均より増加させる。</p> <p>基準年：19年～21年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 暴力団は、全国的に公共工事に介入して多額の資金を獲得していることから、公共工事において、警察からの通報により、暴力団関係企業を排除した件数を増加させることは、暴力団の存立基盤の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
<p>参考指標</p>	<p>参考指標 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）に係る行政命令の発出件数</p>
<p>業績目標達成のために行った施策</p>	<p>暴力団犯罪の取締りの強化 暴力団の存立基盤に打撃を与えるため、暴力団や暴力団関係企業等に対する取締りを推進した。とりわけ、暴力団勢力の約半数を占める山口組の弱体化・壊滅を図るため、中枢幹部の検挙や資金源となっている関係企業の取締り等、全国警察一体となった山口組・弘道会に対する集中取締りを実施した。</p> <p>暴力団及び暴力団と共生する者の実態解明の推進 暴力団及びその資金獲得活動に協力している共生者の実態解明を促進するため、暴力団の活動実態に係る情報の収集・集約及び分析を推進した。</p> <p>暴力団に対する組織的犯罪処罰法の積極的適用 暴力団の長期隔離や資金剥奪のため、組織的犯罪処罰法を積極的に適用した。</p> <p>暴力団対策法の的確かつ積極的・効果的な運用 暴力団対策法に基づく行政命令（中止命令、再発防止命令等）の効果的な発出や指定暴力団員の威力利用資金獲得行為に係る代表者等の損害賠償責任規定の積極的な適用・活用の支援を図るなど、暴力団対策法を的確かつ積極的・効果的に運用した。</p> <p>行政機関、業界団体等との連携強化 関係省庁と連携し、公共工事を含めたあらゆる公共事業等からの暴力団排除を推進したほか、地方公共団体の発注する工事や民間工事等においても同様の措置が講じられるよう、関係省庁と共に地方公共団体、業界団体等に対する働き掛けを行った。</p> <p>また、証券取引、銀行取引からの暴力団排除を推進するため、日本証券業協会及び全国銀行協会に対して、約定書等において暴力団排除条項を盛り込むよう働き掛けを行った。</p> <p>さらに、社会における暴力団の孤立化を促進するため、都道府県によるいわゆる暴力団排除条例の制定に向けた取組を支援した。</p> <p>19年7月の第9回犯罪対策閣僚会議で報告された企業指針の普及啓発 関係省庁と連携し、犯罪対策閣僚会議の下に設置された「暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム」において、企業指針の更なる普及啓発等、企業活動から暴力団等の反社会的勢力の排除について、政府が今後更に取り組むべき施策を決定した。</p> <p>暴力団を相手方とする民事訴訟等の支援 都道府県暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）及び単位弁護士会民事介入暴力対策委員会（以下「民暴委員会」という。）と連携して暴力団を相手方とする民事訴訟等に対する支援を積極的に推進した。</p> <p>各種暴力排除活動の推進 関係機関と連携し、不当要求責任者講習の実施等による行政対象暴力対</p>

策及び企業対象暴力対策、暴力団員の離脱支援等の社会復帰対策、暴力団への加入防止等の各種暴力排除活動を推進した。

効果の把握の手法及びその結果

(効果の把握の手法)  
各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。

(結果)

**業績指標 暴力団構成員等の検挙人員**

22年度中の暴力団構成員等の検挙人員は2万5,496人と、21年度に比べ1,267人下回った。

**暴力団構成員等の検挙人員(注)**

	21年度	22年度
暴力団構成員等の検挙人員	26,763人	25,496人

(23年4月暴力団対策課作成)

注：22年度は暫定値

**【事例】**

- ・ 山口組若頭(63)が、直系組長(二次組織の首領)らと共謀し、会社経営の男性から、みかじめ料名目で現金を喝取した(京都)。
- ・ 山口組総本部長(65)らが、配下の組員が拳銃を発砲する暴力行為を敢行したことに関し、公安委員会から暴力団対策法に基づく賞揚等禁止命令を受けたにもかかわらず、同組員の功績をたたえる慰労金を供与し、同命令に違反した(大阪)。

以上から、業績指標 については、暴力団構成員等の検挙人員は21年度を下回ったことから、目標の達成が十分とは言い難い。

しかしながら、山口組組長不在の中、同組を実質的に支配するナンバー2の若頭、ナンバー3の総本部長を始めとする中枢幹部の大量検挙や資金源となっていた暴力団関係企業に対する取締り等、全国警察一体となった山口組・弘道会に対する集中取締りを強力に推進した。

**業績指標 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額**

22年中の暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法の適用件数は126件と、17年から21年までの平均件数に比べ52件上回り、起訴前の没収保全命令による没収保全額は5,408万46円と、17年から21年までの平均没収保全額に比べ79万4,028円上回った。

**暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額の推移**

	17年	18年	19年	20年	21年	17～21年 (平均)	22年
適用件数の総数	48	57	67	84	113	74	126
9条(経営支配)	0	1	0	1	0	0	0
10条(隠 匿)	21	18	35	41	49	33	46
11条(収 受)	27	35	25	21	41	30	44
23条(没収保全命令)	0	3	7	21	23	11	36
没収保全命令額	0	824,982	19,413,449	231,796,193	14,395,465	53,286,018	54,080,046

(23年4月企画分析課作成)

以上から、業績指標 については、組織的犯罪処罰法の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額が17年から21年までの平均をいずれも上回ったことから、目標を達成した。

**業績指標 銀行取引及び証券取引に係る暴力団排除条項の整備率**

22年の銀行取引に係る暴力団排除条項の整備率については、融資取引における整備率は91.4%で、全国銀行協会会員銀行のうち当該取引を扱わない会員銀行を除いた銀行数を母集団とした整備率(以下「実質整備率」という。)は100.0%、普通預金取引における整備率は65.2%で実質整備率は71.0%、

当座勘定取引における整備率は61.4%で実質整備率は68.5%、貸金庫取引における整備率は48.9%で実質整備率は78.3%、また、証券取引に係る暴力団排除条項の整備率は100.0%であり、いずれも、21年の整備率を大きく上回った。

銀行取引及び証券取引に係る暴力団排除条項の整備率

	21年	22年	(実質整備率)
銀行 融資取引における整備率	66.1%	91.4%	100.0%
銀行 普通預金取引における整備率	5.9%	65.2%	71.0%
取引 当座勘定取引における整備率	3.2%	61.4%	68.5%
取引 貸金庫取引における整備率	0.5%	48.9%	78.3%
証券取引における整備率	67.0%	100.0%	-

(23年4月暴力団対策課作成)

【事例】

- ・ 日本証券業協会は、21年3月、国家公安委員会から暴力団対策法に規定する不当要求情報管理機関として登録を受けたことから、協会会員からの照会に対する回答機能を高めるため、22年5月、協会会員に対する取引約款等への暴力団排除条項導入の義務付け等、厳格な自主規制規則を制定した。

以上から、業績指標 については、実質整備率を見ると、銀行取引のうち、融資取引は80%以上、融資取引以外の銀行取引は50%以上に達しており、また、証券取引は80%以上に達していることから、目標を達成した。

業績指標 公共工事における暴力団排除件数

22年中の公共工事における暴力団排除件数は106件と、19年から21年までの平均件数188件に比べ82件下回った。

公共工事における暴力団排除件数

	19年	20年	21年	19~21年 (平均)	22年
排除件数	79件	109件	375件	188件	106件

(23年4月暴力団対策課作成)

【事例】

- ・ 警備業法で定められた書類に虚偽の記載をしたとして業者(ビルメンテナンス業・警備業)の役員等を逮捕し、さらに、市が発注する市立病院の清掃業務の受注に関して談合したとして競売入札妨害でも捜査を進めたところ、代表者が山口組直系組長と密接な関係にあることが判明したことから、県に通報し、公共工事から排除した(滋賀)。

以上から、業績指標 については、山口組直系組長と密接な関係を有する業者を公共工事から排除するなど、暴力団対策上効果的な排除事例は認められたものの、公共工事における暴力団排除件数が19年から21年までの平均を下回ったことから、目標の達成が十分とは言い難い。

(参考指標)

暴力団対策法に係る行政命令の発出件数の推移

	18年	19年	20年	21年	22年
中止命令	2,488	2,427	2,270	2,119	2,130
再発防止命令	128	110	86	65	85
妨害防止命令	-	-	3	0	8
賞揚等禁止命令	-	-	61	30	8

(23年4月暴力団対策課作成)

評価の結果

業績指標 及び については目標の達成が十分とは言い難いものの、業績指標 及び については目標を達成したことから、業績目標としての「暴力団の存立基盤の弱体化」をおおむね達成したと認められる。

暴力団構成員等に対しては、その大量検挙や中枢幹部に対する取締り等、その人的基盤に打撃を与える取締りのほか、資金獲得活動に打撃を与える取

	<p>締りを推進し、その成果も見られるところであるが、依然として、暴力団は、各種業に介入したり、獲得した資金を巧妙に隠匿したりするなど、資金獲得活動の多様化・巧妙化・不透明化を図っていることから、引き続き、暴力団の存在基盤の弱体化を図るため、山口組・弘道会対策を中心として、暴力団組織の実態把握の強化とその人的基盤や資金獲得活動に打撃を与える取締りを推進する必要がある。</p> <p>また、暴追センター、民暴委員会及び各種業界団体等と連携し、暴力団関係企業の介入を阻止するなど、社会全体での暴力団排除活動を強力に展開していく必要がある。</p>
評価の結果の政策への反映の方向性	<p>暴力団の資金獲得活動の実態や組織実態等の解明を推進し、引き続き、徹底した取締りを行う。とりわけ、山口組・弘道会対策については、23年4月の山口組組長の出所後、組織の立て直しを図ることが予想されることから、その動向等を踏まえつつ、中枢幹部やその資金源となっている暴力団関係企業の取締りを徹底し、組織の立て直しを阻止するとともに、更なる打撃を与えていくこととする。また、23年度予算において認められた保護対策に必要な資機材を活用するなどして、暴力団排除関係者の保護の徹底を図ることで、各種取引や公共事業等からの暴力団排除を一層推進するなどして、社会全体での暴力団排除活動を推進していくこととする。</p>
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	<p>23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年の暴力団情勢（23年4月警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課・企画分析課）</li> <li>・犯罪統計書（17～22年警察庁）</li> <li>・J A F I C 年次報告書（平成22年）（23年4月警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官）</li> </ul>
評価を実施した時期	<p>22年4月から23年3月までの間</p>
政策所管課	<p>暴力団対策課、企画分析課</p>

基本目標 3 業績目標 2 平成22年度実績評価書

基本目標	組織犯罪対策の強化	
業績目標	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化	
業績目標の説明	我が国で乱用されている薬物の多くが海外から流入し、密売されていることから、その供給を遮断するため、薬物の密輸・密売に関わる組織の弱体化につながる取締りを強化する。	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：薬物事犯の検挙人員</p> <p>達成目標：薬物事犯の検挙人員を過去5年間の平均より増加させる。</p> <p>基準年：17～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠：          薬物事犯には、需要（末端乱用者等）と供給（営利犯）の両面が存在しており、取締り等の薬物対策においては、どちらか一方をおろそかにしては有効な対策となり得ず、両面を見据えた対策が必要であることから、需要と供給の両面を含む薬物事犯の検挙人員は、薬物密輸・密売組織の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：営利目的による薬物事犯の検挙人員</p> <p>達成目標：営利目的による薬物事犯の検挙人員を過去5年間の平均より増加させる。</p> <p>基準年：17～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠：          薬物密輸・密売組織は、営利目的で薬物の不正取引に関与し、国内に大量の薬物を流入させ、その密売を敢行していることから、営利目的による薬物事犯の検挙人員の増加は、薬物の供給を削減し、薬物密輸・密売組織から収益獲得の機会を奪うとともに、薬物密輸・密売組織に人的な打撃を与えることとなり、薬物密輸・密売組織の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額</p> <p>達成目標：麻薬特例法第5条（業として行う不法輸入等）、第6条（薬物犯罪収益等隠匿）、第7条（薬物犯罪収益等收受）及び第19条第3項（起訴前の没収保全命令）の適用件数及び没収保全額を過去5年間の平均より増加させる。</p> <p>基準年：17～21年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠：          薬物密輸・密売組織は、薬物の密輸・密売から得られる収益によって組織の維持、拡大を図っていることから、薬物犯罪収益等の剥奪につながる麻薬特例法第5条、第6条、第7条及び第19条第3項の適用件数等の増加は、薬物密輸・密売組織の資</p>

	金獲得活動に打撃を与えることとなり、薬物密輸・密売組織の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため。																																								
参考指標	参考指標 薬物事犯に係る暴力団構成員等の検挙人員とその割合																																								
業績目標達成のために行った施策	<p>「薬物対策重点強化プラン」の策定 22年11月に「薬物対策重点強化プラン」を策定し、「いわゆる『運び屋』方式等による薬物密輸事犯への対処」、「サイバー空間からの薬物密売事犯の根絶」等の4つの重点を盛り込み、同プランに基づく各施策を推進した。</p> <p>薬物密輸・密売組織の壊滅に向けた取締りの強化 薬物密輸・密売組織の中枢に位置する首領や幹部を対象とした通信傍受の実施、麻薬特例法の適用による薬物犯罪収益等の剥奪を徹底するなどして、これらの組織の壊滅に向けた取締りを強化した。</p> <p>末端乱用者に対する取締りの強化 薬物の需要根絶の観点から、単純所持、単純使用等の末端乱用者に対する取締りを強化するとともに、中学校、高校、大学等における薬物乱用防止教室・講習会の開催、企業等における薬物乱用根絶に向けた取組の支援等を行った。</p> <p>薬物事犯取締活動強化月間の実施 22年5月10日からの1か月間を薬物事犯取締活動強化月間に設定して、組織の総合力を発揮した取締りを実施した。</p> <p>薬物事犯捜査に関する知識・技能の習得を目的とした研修の実施 薬物事犯捜査に従事する者を対象として、事件指揮、通信傍受、コントロール・デリバリー等の各種捜査手法や効果的な装備資機材の活用方策等に関する研修を行った。</p> <p>密輸・密売対策用装備資機材の整備 22年度において、薬物密売組織等を壊滅するための薬物取締用車、同組織の実態解明と検挙を推進するための装備資機材等を整備した。</p> <p>国内関係機関との連絡会議、外国の取締機関との情報交換等による水際対策の強化 国内関係機関との連絡会議及び人事交流並びに外国の取締機関との情報交換及び合同オペレーションを実施するなどして、これらと連携した水際対策を推進した。</p>																																								
効果の把握の手法及びその結果	<p>(効果の把握の手法) 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。</p> <p>(結果) <b>業績指標 薬物事犯の検挙人員</b> 22年度中の薬物事犯の検挙人員は1万4,087人と、17年度から21年度までの平均人数に比べ733人少なかった。</p> <p>薬物事犯の検挙人員(注1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>17～21年度 (平均)</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検挙人員(人)</td> <td>15,819</td> <td>13,878</td> <td>15,234</td> <td>13,855</td> <td>15,312</td> <td>14,820</td> <td>14,087</td> </tr> </tbody> </table> <p>(23年4月薬物銃器対策課作成)</p> <p>注1：22年度は暫定値</p> <p>以上から、業績指標 については、薬物事犯の検挙人員は17年度から21年度までの平均を下回ったことから、目標の達成が十分とは言い難い。</p> <p>&lt;参考指標&gt; 薬物事犯に係る暴力団構成員等の検挙人員とその割合 薬物事犯に係る暴力団構成員等の検挙人員とその割合(注2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>17～21年度 (平均)</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴力団構成員等の検挙人員(人)</td> <td>7,845</td> <td>6,618</td> <td>7,323</td> <td>6,549</td> <td>7,424</td> <td>7,152</td> <td>6,840</td> </tr> <tr> <td>薬物事犯に占める比率(%)</td> <td>49.6</td> <td>47.7</td> <td>48.1</td> <td>47.3</td> <td>48.5</td> <td>48.3</td> <td>48.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(23年4月薬物銃器対策課作成)</p>		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17～21年度 (平均)	22年度	検挙人員(人)	15,819	13,878	15,234	13,855	15,312	14,820	14,087		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17～21年度 (平均)	22年度	暴力団構成員等の検挙人員(人)	7,845	6,618	7,323	6,549	7,424	7,152	6,840	薬物事犯に占める比率(%)	49.6	47.7	48.1	47.3	48.5	48.3	48.6
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17～21年度 (平均)	22年度																																		
検挙人員(人)	15,819	13,878	15,234	13,855	15,312	14,820	14,087																																		
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17～21年度 (平均)	22年度																																		
暴力団構成員等の検挙人員(人)	7,845	6,618	7,323	6,549	7,424	7,152	6,840																																		
薬物事犯に占める比率(%)	49.6	47.7	48.1	47.3	48.5	48.3	48.6																																		

注2：22年度は暫定値

**業績指標 営利目的による薬物事犯の検挙人員**

22年度中の営利目的による薬物事犯の検挙人員は804人と、17年度から21年度までの平均人数に比べ1人多かった。

**営利目的による薬物事犯の検挙人員（注3）**

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17～21年度 (平均)	22年度
検挙人員(人)	699	771	792	780	975	803	804

(23年4月薬物銃器対策課作成)

注3：22年度は暫定値

以上から、業績指標 については、営利目的による薬物事犯の検挙人員は17年度から21年度までの平均を上回ったことから、目標を達成した。

**業績指標 麻薬特例法の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額**

**1 麻薬特例法第5条（業として行う不法輸入等）、第6条（薬物犯罪収益等隠匿）及び第7条（薬物犯罪収益等收受）の適用状況**

22年中の麻薬特例法の適用件数は、第5条が31件、第6条が8件と、17年から21年までの平均適用件数に比べ第5条が11件（26.2%）少なく、第6条が2件（33.3%）多かった。また、第7条は1件と、平均適用件数に比べ2件（66.7%）少なかった。

**麻薬特例法第5条、第6条及び第7条の適用件数**

	17年	18年	19年	20年	21年	17～21年 (平均)	22年
第5条(件)	47	40	38	52	35	42	31
第6条(件)	3	5	5	10	5	6	8
第7条(件)	2	5	2	2	5	3	1

(23年4月薬物銃器対策課作成)

**2 麻薬特例法第19条に基づく起訴前の没収保全による没収保全額**

22年中の麻薬特例法第19条に基づく起訴前の没収保全による没収保全額は3,359万1,421円と、17年から21年までの平均没収保全額に比べ653万7,521円（16.3%）少なかった。

**麻薬特例法第19条に基づく起訴前の没収保全による没収保全額（注4）**

	17年	18年	19年	20年	21年	17～21年 (平均)	22年
没収保全額(円)	92,619,024	10,432,915	45,032,829	23,344,267	29,215,674	40,128,942	33,591,421

(23年4月薬物銃器対策課作成)

注4：22年は、表に示したほか、トラベラーズチェック11,500USドル、ネックレス1本、腕時計2個、普通乗用車1台の没収保全命令が発出された。

**【事例】**

22年3月、都内数か所を拠点として組織的に覚醒剤等の密売を敢行していたイラン人密売グループの主犯格を覚せい剤取締法違反及び麻薬特例法違反（いずれも営利目的譲渡）で検挙するとともに、同人らが覚醒剤等の密売で得ていた薬物犯罪収益と推定される現金（約230万円）を保管していたことから、この現金について、麻薬特例法による起訴前の没収保全命令の発出を受け没収保全された（警視庁）。

以上から、業績指標 については、麻薬特例法第6条の適用件数は17年から21年までの平均を上回ったものの、第5条及び第7条の適用件数並びに第19条に基づく起訴前の没収保全による没収保全額については、17年から21年までの平均を下回っていることから、目標の達成が十分とは言い難い。

<p>評価の結果</p>	<p>業績指標 については目標を達成したものの、業績指標 及び については目標の達成が十分とは言い難いことから、業績目標である「取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化」の達成は十分とは言い難い。  麻薬特例法第5条の適用件数の減少については、密輸・密売組織が首領の下で役割を細分化するとともに、組織防衛を徹底していることが原因と考えられる。また、第7条の適用件数及び第19条に基づく起訴前の没収保全による没収保全額の減少については、犯罪組織による薬物犯罪収益の隠匿手口が巧妙化していることが原因と考えられる。  今後は、薬物密輸・密売組織の首領・幹部の検挙に向けた突き上げ捜査を引き続き徹底するとともに、薬物密輸・密売組織の資金の流れに着目して薬物犯罪収益の更なる没収保全に努めるなど、薬物密輸・密売組織の弱体化に努める必要がある。</p>
<p>評価の結果の政策への反映の方向性</p>	<p>「薬物対策重点強化プラン」に基づく各施策を強力に推進するとともに、末端乱用者の徹底検挙による薬物需要の根絶、薬物密輸・密売組織の取締りの更なる強化及び薬物密輸・密売組織における薬物犯罪収益の解明による没収保全額の増加により、これらの薬物密輸・密売組織に打撃を与える。  また、引き続きこれらの組織に対する捜査を推進するための装備資機材の充実等を図る。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>平成22年中の薬物・銃器情勢（23年4月警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課）</p>
<p>評価を実施した時期</p>	<p>22年4月から23年3月までの間</p>
<p>政策所管課</p>	<p>薬物銃器対策課</p>

基本目標 3 業績目標 3 平成22年度実績評価書

基本目標	組織犯罪対策の強化	
業績目標	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化	
業績目標の説明	<p>暴力団等の犯罪組織が依然として拳銃を組織的に管理し、銃器発砲事件を引き起こしていることから、これら組織からの拳銃の押収を図るとともに、拳銃等に係る銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）違反事件の取締りを強化して暴力団等犯罪組織の弱体化を図り、銃器に係る脅威から国民の生命、身体を安全を確保する。</p>	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数</p> <p>達成目標：暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数を過去5年間の平均より減少させる。</p> <p>基準年：17～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 暴力団は、勢力維持・拡大のための対立抗争等において銃器発砲事件を発生させるが、暴力団による銃器犯罪に対する取締りが強化されれば、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生が抑制されることとなることから、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数は、暴力団等犯罪組織の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：暴力団構成員等による拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員</p> <p>達成目標：拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の暴力団構成員等の検挙人員を過去5年間の平均より増加させる。</p> <p>基準年：17～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 主として、暴力団が組織的に銃器使用による凶悪事件を発生させているところ、暴力団構成員等による拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件に対する取締りが強化されれば、暴力団に対し、人的打撃を与えることとなることから、暴力団構成員等による拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員は、暴力団等犯罪組織の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：暴力団構成員等からの拳銃の押収丁数</p> <p>達成目標：暴力団員構成員等からの拳銃の押収丁数を過去5年間の平均より増加させる。</p> <p>基準年：17～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 暴力団構成員等が所持する拳銃の押収が強化されれば、暴力団に対し、物的打撃を与えることとなることから、暴力団員等からの拳銃の押収丁数は、暴力団等犯罪組織の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
参考指標	参考指標	銃器発砲事件の発生件数

参考指標 拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件検挙人員

参考指標 拳銃の押収丁数

業績目標達成のために行った施策

犯罪組織の壊滅に向けた銃器摘発の強化  
 暴力団等犯罪組織の首領や幹部に焦点を当て、突き上げ 捜査を徹底するなどして、犯罪組織の壊滅に向けた銃器摘発を強化した。

拳銃取締り特別強化月間の実施  
 22年10月を拳銃取締り特別強化月間に設定して、組織の総合力を發揮した取締りを実施した。

銃器事犯捜査に関する知識及び技能の習得を目的とした研修の実施  
 銃器事犯捜査に従事する者を対象として、事件指揮、通信傍受、コントロール・デリバリー等の各種捜査手法や効果的な装備資機材の活用方策等に関する研修を実施した。

拳銃110番報奨制度の実施  
 20年5月から実施している拳銃110番報奨制度について、各都道府県警察による積極的な広報を実施し、22年中は、同制度を活用して1丁の拳銃を押収した。

銃器摘発用装備資機材の整備  
 22年度予算において、潜在化・巧妙化する銃器犯罪に対する捜査力の強化を図るため、ファイバースコープ及び地中拳銃検索装置等の捜査資機材を配備するとともに、同資機材を活用した拳銃の押収を推進した。

国内関係機関との連絡会議、外国の取締機関との情報交換等による水際対策の強化  
 国内関係機関との連絡会議及び外国の取締機関との情報交換を実施するなどして、これらと連携した水際対策を推進した。

効果の把握の手法及びその結果

(効果の把握の手法)  
 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。  
 (結果)

**業績指標 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数**  
 22年度中の暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数は18件と、17年度から21年度までの平均発生件数に比べ17件(48.6%)少なく、また、対立抗争に起因するとみられる銃器発砲事件の発生件数は0件であった。

暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数(注1)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17~21年度 (平均)	22年度
暴力団等(件)	50	40	36	29	22	35	18
対立抗争(件)	7	6	6	3	1	5	0

(23年4月薬物銃器対策課作成)

注1: 22年度は暫定値

以上から、業績指標 については、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数は、17年度から21年度までの平均を大幅に下回ったことから、目標を達成した。

<参考指標> 銃器発砲事件の発生件数  
 銃器発砲事件の発生件数(注2)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17~21年度 (平均)	22年度
発砲件数(件)	73	63	52	43	38	54	31
暴力団以外・不明(件)	23	23	16	14	16	18	13

(23年4月薬物銃器対策課作成)

注2: 22年度は暫定値

**業績指標 暴力団構成員等による拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員**

22年度中の暴力団構成員等による拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件

の検挙人員は86人と、17年度から21年度までの平均検挙人員に比べ66人（43.4%）少なかった。

暴力団構成員等による拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員（注3）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17～21年度 （平均）	22年度
暴力団構成員等の検挙人員(人)	175	181	152	136	117	152	86

（23年4月薬物銃器対策課作成）

注3：22年度は暫定値

以上から、業績指標 については、暴力団構成員等による拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員は、17年度から21年度までの平均を下回ったことから、目標の達成が十分とは言い難い。

< 参考指標 > 拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件検挙人員  
拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件検挙人員（注4）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17～21年度 （平均）	22年度
検挙人員(人)	250	287	248	220	190	239	167
暴力団構成員等以外(人)	75	106	96	84	73	87	81

（23年4月薬物銃器対策課作成）

注4：22年度は暫定値

#### 業績指標 暴力団構成員等からの拳銃の押収丁数

22年度中の暴力団構成員等からの拳銃の押収丁数は90丁と、17年度から21年度までの平均押収丁数に比べ107丁（54.3%）少なかった。

暴力団構成員等からの拳銃の押収丁数（注5）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17～21年度 （平均）	22年度
拳銃 押収丁数(丁)	260	186	247	146	146	197	90

（23年4月薬物銃器対策課作成）

注5：22年度は暫定値

以上から、業績指標 については、暴力団構成員等からの拳銃押収丁数は、17年度から21年度までの平均を下回ったことから、目標の達成が十分とは言い難い。

< 参考指標 > 拳銃の押収丁数  
拳銃の押収丁数（注6）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17～21年度 （平均）	22年度
拳銃 総押収丁数(丁)	477	447	562	470	426	476	391
暴力団構成員等以外(丁)	217	261	315	324	280	279	301

（23年4月薬物銃器対策課作成）

注6：22年度は暫定値

#### 評価の結果

業績指標 については目標を達成したものの、業績指標 及び については目標の達成が十分とは言い難いことから、業績目標である「銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化」の達成は十分とは言い難い。  
暴力団構成員等による拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員並びに押収丁数の減少については、暴力団等の組織防衛の強化により、捜査員が拳銃に係る情報を入手することが難しくなるとともに、拳銃の隠匿手口が巧妙化していることが原因と考えられる。今後、組織の総合力を発揮して、拳銃に係る更なる情報収集の強化、拳銃の徹底した搜索の実施等、対策を強化する必要がある。

<p>評価の結果の 政策への反映 の方向性</p>	<p>暴力団等犯罪組織に係る拳銃摘発の一層の強化を図るとともに、暴力団等犯罪組織による銃刀法違反事件の取締りを更に強化し、銃器に係る脅威から国民の生命及び身体の安全を確保するよう努める。 特に、暴力団等の組織防衛の強化や拳銃の隠匿手口の巧妙化に対しては、拳銃に係る情報収集の強化、拳銃の効果的な捜索の実施等の対策を講ずる必要があることから、拳銃110番報奨制度の更なる活用、装備資機材の充実等を図る。</p>
<p>学識経験を有する 者の知見の活用 に関する事項</p>	<p>23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>
<p>政策評価を行う過 程において使用し た資料その他の情 報に関する事項</p>	<p>平成22年中の薬物・銃器情勢（23年4月警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課）</p>
<p>評価を実施した時 期</p>	<p>22年4月から23年3月までの間</p>
<p>政策所管課</p>	<p>薬物銃器対策課、暴力団対策課</p>

基本目標 3 業績目標 4 平成22年度実績評価書

基本目標	組織犯罪対策の強化	
業績目標	来日外国人犯罪対策の強化	
業績目標の説明	来日外国人犯罪対策をめぐる情勢は依然として厳しいことから、これらの「国境を越える犯罪」に適切に対応するため、国内外の関係機関との連携を強化するための基盤を整えること等により、国際犯罪組織の壊滅に向けた実態解明及び事件検挙を強化するなど来日外国人犯罪対策を強化する。	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：国際犯罪組織の犯罪インフラ（不法滞在助長事犯等）及び組織的な背景を有する来日外国人犯罪（組織的侵入盗等）の検挙状況（事例）</p> <p>達成目標：国際犯罪組織の取締りを強化する。</p> <p>基準年：17～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 国際組織犯罪の敢行を容易にする犯罪インフラと組織的な背景を有する来日外国人犯罪が治安への重大な脅威となっていることから、国際犯罪組織の犯罪インフラ及び組織的な背景を有する来日外国人犯罪の検挙状況は、来日外国人犯罪対策の強化の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：国外逃亡被疑者等（注1）（うち外国人）の検挙・処罰件数（注2）及び事例</p> <p>注1：日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれがある者 注2：出入国審査で被疑者を発見し又は外国から被疑者の身柄の引渡しを受けて検挙した件数及び外国に所在する被疑者に対して国外犯処罰規定が適用された件数</p> <p>達成目標：国外逃亡被疑者等（うち外国人）の検挙・処罰件数の増加傾向を維持する。</p> <p>基準年：17～21年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 国外逃亡被疑者等の数は10年以降大きく増加しており、「逃げ得」を許さないための取組みである、国内外の関係機関と連携した水際における被疑者の検挙、国外に逃亡した被疑者の引渡しを受けての検挙及び国外犯処罰規定の適用の状況は、来日外国人犯罪対策の強化の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
参考指標	参考指標	来日外国人犯罪の検挙人員、検挙件数
	参考指標	来日外国人犯罪罪種別検挙件数
	参考指標	来日外国人犯罪の共犯件数
	参考指標	国外逃亡被疑者等の推移
業績目標達成のために行った施策	<p>法務省等の国内関係機関との緊密な情報交換等の推進 法務省と協議を行った。また、法務省を始めとする国内関係機関との緊密な情報交換を推進した。 各種協議等を通じた外国関係機関との連携強化 タイ、フィリピン、ブラジル等との間で、捜査協力等について実務者レベルで協議を行った。</p>	

	<p>来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間の実施</p> <p>22年6月を「来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間」とし、来日外国人犯罪の取締りの徹底、国際犯罪組織の実態解明の徹底及び不法滞在・不法就労防止のための指導啓発活動を推進した。</p> <p>国際犯罪組織の実態解明及び来日外国人犯罪の検挙 国際犯罪組織の組織運営、資金獲得活動等の実態解明を始め、国際犯罪組織が、犯罪を助長し、又は容易にする基盤である「犯罪インフラ」についての実態解明を行うとともに、組織の実態に応じた効果的な取締りを行った。</p> <p>事前旅客情報システム（APIS）（注）及び外国人個人識別情報認証システムの円滑な運用 法務省入国管理局と協力し、航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と警察庁が保有している指名手配者等の情報を照合するなどして事前旅客情報システム、外国人個人識別情報認証システムの円滑な活用を図った。</p> <p>注：Advance Passenger Information System の略。</p> <p>国際犯罪捜査及び国際捜査共助に関する知識及び技能の習得を目的とした国際警察センター捜査実務研修の実施 警察大学校国際警察センターにおいて、国際捜査を担当する警部及び警部補を対象に、国際犯罪捜査及び国際捜査共助に関する知識・技能の習得を目的とした研修を、22年5月及び22年12月の2回実施した。</p>
<p>効果の把握の手法及びその結果</p>	<p>（効果の把握の手法） 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果）</p> <p><b>業績指標</b> 国際犯罪組織の犯罪インフラ（不法滞在助長事犯等）及び組織的な背景を有する来日外国人犯罪（組織的侵入盗等）の検挙状況（事例）</p> <p>1 国際犯罪組織の犯罪インフラ（不法滞在助長事犯等）の検挙状況</p> <p>【事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>フィリピンパブ経営者らによる不法就労助長事件 フィリピンパブを経営する日本人男性らが、フィリピン人男女4人にペーパーカンパニーのウェブデザイナーを装わせて日本に転勤させ、18年8月22日から22年5月12日までの間、同男女4人を「企業内転勤」の資格で、フィリピンパブにおいて、ホステス等として働かせていた事件で、22年5月までに同店経営者等の日本人男性2人及びフィリピン人1人を出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）違反（不法就労助長）従業員（フィリピン人）4人を同法違反（資格外活動）で逮捕した（神奈川県）。</li> <li>ナイジェリア人らグループによる盗難自動車不正輸出事件 ヤード（周囲を鉄壁等で囲まれた作業所等であって、海外への輸出等を目的として、自動車等の解体、コンテナ詰め等の作業に使用していると認められる施設の警察における通称）経営者であるナイジェリア人の男（46）は、盗難自動車を買取り、ヤード内で解体して自動車部品としてナイジェリアに輸出していた。輸出するに当たり、同男は日本の貿易会社社長らと結託して、ナイジェリアでの関税の支払いを免れるため、輸出貨物量を過少申告していた。22年6月、ナイジェリア人1人、スリランカ人1人及び日本人2人を有価証券虚偽記入罪で逮捕した（兵庫県）。</li> </ul> <p>2 組織的な背景を有する来日外国人犯罪（組織的侵入盗等）の検挙状況</p> <p>【事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中国人らグループによるマンション等対象のサムターン回し等による広域窃盗事件 13年3月頃から関東以西の地域において発生した、サムターン回し</li> </ul>

等の侵入手口によるマンション等対象の空き巣事件、ドラッグストア対象の化粧品等を大量に窃取する万引き事件で、22年6月30日までに、中国人36人、日本人5人を窃盗で逮捕するとともに、1都1道16県に及ぶ空き巣、車上ねらい、万引き等合計717件（被害総額約1億8,000万円）を解決した（千葉、警視庁、熊本、鹿児島、岐阜、高知、石川、広島）。

・ **ブラジル人らグループによる広域自動車盗・部品ねらい事件**

21年9月頃から関東・中部地方において発生した高級四輪駆動車等対象の自動車盗、カーナビゲーションシステム対象の部品ねらい事件で、22年9月までに、実行犯のブラジル人15人を窃盗、盗品処分役の日本人2人を盗品等有償譲受け等で、それぞれ逮捕するとともに、8都県に及ぶ自動車盗、部品ねらい及び車上ねらい約520件（被害総額約1億2,000万円）を解決した。日本人被疑者は、ブラジル人から盗品のカーナビゲーションシステムを買い受け、インターネットを利用して売却していた（愛知、群馬、岐阜、静岡）。

以上から、業績指標 については、犯罪インフラ事犯及び組織的な背景を有する来日外国人犯罪（組織的侵入盗等）につき、その実態を解明するとともに、国際犯罪組織の弱体化・壊滅を図った事例があるものの、来日外国人犯罪の検挙状況等を勘案すると目標達成が十分とは言い難い。

< 参考指標 > 来日外国人犯罪の検挙人員、検挙件数（注1）

年次 区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17～21年度 (平均)	22年度
総検挙人員(人)	20,633	18,207	15,545	13,594	13,123	16,220	11,386
総検挙件数(件)	47,193	38,216	34,597	30,428	26,191	35,325	19,446

（23年4月国際捜査管理官作成）

注1：22年度は暫定値

< 参考指標 > 来日外国人犯罪罪種別検挙件数（注2）

年次 区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17～21年度 (平均)	22年度
刑法犯検挙件数(件)	32,891	26,063	24,927	22,700	19,075	25,131	14,032
凶悪犯	312	256	211	192	186	231	156
粗暴犯	725	792	846	859	823	809	847
窃盗犯	28,442	21,767	20,493	18,862	14,982	20,909	10,522
知能犯	740	665	941	653	1029	806	769
風俗犯	106	99	86	84	79	91	100
その他	2,566	2,484	2,350	2,050	1,976	2,285	1,638

（23年4月国際捜査管理官作成）

注2：22年度は暫定値

< 参考指標 > 来日外国人犯罪の共犯件数（注3）

年次 区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17～21年度 (平均)	22年度
刑法犯検挙件数(件)	32,891	26,063	24,927	22,700	19,075	25,131	14,032
単独犯事件(件)	8,598	8,835	9,200	8,619	7,790	8,608	6,545
共犯事件(件)	24,293	17,228	15,727	14,081	11,285	16,523	7,487
比率(%)	73.9	66.1	63.1	62.0	59.2	65.7	53.4

（23年4月国際捜査管理官作成）

注3：22年度は暫定値

**業績指標 国外逃亡被疑者等（うち外国人）の検挙・処罰件数及び事例**

1 国外逃亡被疑者等（うち外国人）の検挙件数

22年中の国外逃亡被疑者等（うち外国人）の検挙件数は40件と、21年に比べ2件（4.8%）減少した。

国外逃亡被疑者等（うち外国人）の検挙件数

年次	17年	18年	19年	20年	21年	17～21年	22年

区分						(平均)	
検挙件数	32	35	40	56	42	41	40

(23年4月国際捜査管理官作成)

【事例】

- 外交ルートに基づくスペインからの国外逃亡被疑者の身柄引渡し  
19年6月、東京都内の貴金属店に客を装って侵入し、店員に対して催涙スプレーを吹き付け、店内に陳列されていた2億8,000万円相当の貴金属を奪い取った強盗致傷事件で国際手配されていた国際的武装強盗団の構成員であるモンテネグロ人らについて、ICPO及び関係外国機関と連携を図りながら捜査中のところ、国際的武装強盗団の一人がスペインで身柄を拘束されていることが判明したことから、スペインに対し外交ルートによる身柄引渡し請求を行い、22年8月、身柄の引渡しを受け、同人を逮捕した(警視庁)。

2 国外逃亡被疑者等(うち外国人)の処罰件数

22年中の国外逃亡被疑者等(うち外国人)の処罰件数は5件と、21年に比べ5件増加した。

国外逃亡被疑者等(うち外国人)の処罰件数

年次	17年	18年	19年	20年	21年	17~21年 (平均)	22年
区分							
処罰件数	3	1	9	4	0	4	5

(23年4月国際捜査管理官作成)

【事例】

- ペルーに対する国外犯処罰規定の適用要請  
13年10月、群馬県内の公衆トイレ内で発生した殺人事件について、16年9月に日本から国外退去強制処分を受けたペルー人を被疑者と特定し、同人がペルー国内に潜伏しているものと認められたことから、19年2月、同国に対し外交ルートで国外犯処罰規定の適用を要請していたところ、22年7月、同国内で逮捕された(群馬)。

以上から、業績指標 については、検挙件数において若干の減少があったものの、処罰件数が増加していることから、目標をおおむね達成した。

評価の結果

業績指標 については目標達成が十分とは言い難く、業績指標 については目標をおおむね達成したものの、業績目標である「来日外国人犯罪対策の強化」は、達成が十分とは言い難い。

来日外国人犯罪は、検挙人員・件数が高い数値で推移しており、来日外国人犯罪をめぐる情勢は依然として厳しいことから、今後も継続して取締りの強化を図っていく必要がある。また、来日外国人犯罪対策のより一層の強化のため、国内外の関係機関との緊密な関係を構築し、情報交換を積極的に行い、国際組織犯罪の実態を解明し、徹底した事件検挙に努める必要がある。

評価の結果の  
政策への反映  
の方向性

国内関係機関との連携を強化し、情報交換を活発に行うなどして、犯罪のグローバル化対策対象事犯の検挙及び国際犯罪組織の実態解明を推進していく。加えて外国の治安当局との捜査協力を積極的に行うことにより、国境を越えて犯罪を敢行する国際組織犯罪の情報収集に努め、国際犯罪組織の根絶のための取組を充実させていく。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

来日外国人犯罪の検挙状況(平成22年確定値)(23年4月警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官)

評価を実施した時期	22年4月から23年3月まで
政策所管課	国際捜査管理官

基本目標 3 業績目標 5 平成22年度実績評価書

基本目標	組織犯罪対策の強化	
業績目標	犯罪収益対策の推進	
業績目標の説明	<p>犯罪による収益（以下「犯罪収益」という。）は、組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、これが移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えること、及び犯罪収益の移転によりこれを没収等で剝奪し、又は被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪収益の移転を防止するとともに、取締りによってこれを剝奪する。</p>	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：疑わしい取引の届出件数及び捜査機関等への情報提供件数</p> <p>達成目標：疑わしい取引の届出件数及び捜査機関等への情報提供件数の増加傾向を維持する。</p> <p>基準年：19～21年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 疑わしい取引の届出は、業務で收受した財産が犯罪収益である疑いがある場合に金融機関等の特定事業者が行うものであるが、これが増加すれば、犯罪収益に係る実態把握が進むことから、同届出件数は、犯罪収益対策の推進状況を測る一つの指標となるため。 また、国家公安委員会・警察庁は疑わしい取引の届出情報を集約して整理・分析を行った後、捜査機関等に提供しているが、情報提供件数が増加すれば、各捜査機関等においてマネー・ローンダリング事件の捜査等に活用される機会が増え、ひいては犯罪収益の移転防止につながることから、同提供件数は、犯罪収益対策の推進状況を測る一つの指標となるため。</p> <hr/> <p>業績指標</p> <p>指標：疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数</p> <p>達成目標：疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数の増加傾向を維持する。</p> <p>基準年：17～21年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 疑わしい取引に関する情報を端緒とする事件の検挙は、犯罪収益に係る取引を阻止又は抑止するものであるが、これが増加すれば、犯罪収益の移転の防止につながることから、疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数は、犯罪収益対策の推進状況を測る一つの指標となるため。</p> <hr/> <p>業績指標</p> <p>指標：組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額</p> <p>達成目標：組織的犯罪処罰法（第9条、第10条、第11条及び第23条）及び麻薬特例法（第5条、第6条、第7条及び第19条第3項）の適用件数及び没収保全額を過去5年間の平均値より増加させる。</p> <p>基準年：17～21年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠：</p>

	<p>犯罪組織は、獲得した資金の没収等や獲得した資金に起因して検挙される事態を回避するために、犯罪収益の隠匿等のマネー・ローンダリング行為を行うが、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用による検挙を推進するとともに、犯罪収益を剥奪することは、犯罪組織の資金獲得活動に打撃を与えることとなることから、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用件数等は、犯罪収益対策の推進状況を測る一つの指標となるため。</p> <p><b>業績指標</b> 指標：外国 F I U（注 1）との情報交換件数（注 2）</p> <p>注 1：Financial Intelligence Unit（資金情報機関）の略。「マネー・ローンダリング情報の受理・分析・提供を行う単一の政府機関」のことであり、金融機関等による疑わしい取引の届出に関する情報を犯罪捜査に有効に活用できるようにするため、各国が情報を一元的に集約・分析して捜査機関等に提供する機関として設置している。我が国の F I U は、JAFIC（Japan Financial Intelligence Center）との名称が国際的に通用している。</p> <p>注 2：情報交換件数は、JAFIC から外国 F I U に対する情報提供依頼件数、外国 F I U から JAFIC に対する情報提供依頼件数、外国 F I U から JAFIC に対する自発的情報提供件数、JAFIC から外国 F I U に対する自発的情報提供件数の合計を指すものとする。</p> <p>達成目標：外国 F I U との情報交換件数を増加させる。</p> <p>基準年：19～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 国内 F I U と外国 F I U との情報交換により、マネー・ローンダリング行為に係る各種情報等を関係国で共有することは、国際的な犯罪収益の実態把握及び追跡に資することから、外国 F I U との情報交換件数は、犯罪収益対策の推進状況を測る一つの指標となるため。</p>
<p>参考指標</p>	<p>参考指標 なし</p>
<p>業績目標達成のために行った施策</p>	<p>疑わしい取引の届出制度についての特定事業者の理解と協力の確保 ウェブサイトによる広報を実施したほか、関係省庁と連携し、金融機関等の特定事業者を対象とする研修会において疑わしい取引の届出制度に関する説明を行うなど、周知活動を推進した。</p> <p>疑わしい取引に関する情報の分析の強化 F I U の機能強化のため、分析体制の強化と分析手法の高度化に努めるとともに、都道府県警察に対する巡回教養を強化して分析能力の向上を図った。</p> <p>組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の積極的な適用 暴力団を始めとする犯罪組織から犯罪による収益を剥奪するため、犯罪組織の活動実態と資金獲得状況の把握に努め、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法を積極的に適用した。</p> <p>F A T F（注 3）等国際的な枠組みへの積極的な参画と外国 F I U との連携の強化 F A T F 等マネー・ローンダリング対策を推進するための国際機関等の活動に積極的に参画したほか、外国 F I U との情報交換枠組みの設定に取り組み、積極的かつ迅速な情報交換を行った。</p> <p>注 3：Financial Action Task Force（金融活動作業部会）の略。1989年（元年）のアルシュ・サミットにおいて、マネー・ローンダリング対策の推進を目的として設置された国際的な枠組みであり、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際的な基準の策定及び普及並びに国際協力の推進に指導的な役割を果たしている。</p>
<p>効果の把握の手法及びその結果</p>	<p>（効果の把握の手法） 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。</p> <p>（結果） <b>業績指標</b> 疑わしい取引の届出件数及び捜査機関等への情報提供件数 1 疑わしい取引の届出件数</p>

22年中の疑わしい取引の届出件数は29万4,305件と、21年に比べ2万1,980件(8.1%)増加した。

## 2 捜査機関等への情報提供件数

22年中の疑わしい取引の届出の捜査機関等への情報提供件数は20万8,650件と、21年に比べ1万8,901件(10.0%)増加した。

### 疑わしい取引の届出件数及び捜査機関等への提供件数

	19年	20年	21年	22年
届出件数(件)	158,041	235,260	272,325	294,305
提供件数(件)	98,629	146,330	189,749	208,650

(23年4月犯罪収益移転防止管理官作成)

以上から、業績指標 については、疑わしい取引の届出件数及び捜査機関等への情報提供件数が増加傾向を維持したことから、目標を達成した。

## 業績指標 疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数

22年中の疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数は390件と、21年に比べ、53件(15.7%)増加した。

### 疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数

	17年	18年	19年	20年	21年	22年
検挙した事件数(件)	18	50	99	175	337	390

(23年4月犯罪収益移転防止管理官作成)

以上から、業績指標 については、疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数が増加傾向を維持したことから、目標を達成した。

## 業績指標 組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額

### 1 組織的犯罪処罰法の適用状況

22年中の組織的犯罪処罰法の適用件数は、第9条が1件、第10条が139件、第11条が65件と、17年から21年までの平均適用件数に比べ、第9条が1件、第10条が19件(15.8%)、第11条が22件(51.2%)それぞれ多かった。

### 組織的犯罪処罰法第9条、第10条及び第11条の適用件数

	17年	18年	19年	20年	21年	17~21年 (平均)	22年
総数	107	134	177	173	226	163	205
9条(経営支配)	0	1	0	1	0	0	1
10条(隠匿)	65	91	137	134	172	120	139
11条(収受)	42	42	40	38	54	43	65

(23年4月企画分析課作成)

### 2 麻薬特例法の適用状況

22年中の麻薬特例法の適用件数は、第5条が31件、第6条が8件、第7条が1件と、17年から21年までの平均適用件数に比べ、第5条が11件(26.2%)少なく、第6条が2件(33.3%)多く、第7条が2件(66.7%)少なかった。

### 麻薬特例法第5条、第6条及び第7条の適用件数

	17年	18年	19年	20年	21年	17~21年 (平均)	22年
第5条(件)	47	40	38	52	35	42	31
第6条(件)	3	5	5	10	5	6	8
第7条(件)	2	5	2	2	5	3	1

(23年4月薬物銃器対策課作成)

### 3 起訴前の没収保全命令による没収保全額

22年中の組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全額は1億6,059万7,150円と、17年から21年までの平均没収保全額に比べ1億3,357万5,671円(45.4%)少なかった。また、麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全額は3,359万1,421円と、17年から21年までの平均没収保全額に比べ653万7,521円(16.3%)少なかった。

#### 組織的犯罪処罰法第23条に基づく起訴前の没収保全額(注4)

	17年	18年	19年	20年	21年	17~21年 (平均)	22年
没収保全額(円)	564,953,561	52,680,512	268,801,546	314,239,728	270,188,760	294,172,821	160,597,150

(23年4月企画分析課作成)

注4: 22年は、表に示したほか、土地605.95㎡、建物1棟、普通乗用車2台、ネックレス1本の没収保全命令が発出された。

#### 麻薬特例法第19条に基づく起訴前の没収保全額(注5)

	17年	18年	19年	20年	21年	17~21年 (平均)	22年
没収保全額(円)	92,619,024	10,432,915	45,032,829	23,344,267	29,215,674	40,128,942	33,591,421

(23年4月薬物銃器対策課作成)

注5: 22年は、表に示したほか、トラベラーズチェック11,500USドル、ネックレス1本、腕時計2個、普通乗用車1台の没収保全命令が発出された。

以上から、業績指標 については、17年から21年までの平均と比べ、組織的犯罪処罰法の適用件数は上回ったが、麻薬特例法の適用件数の一部、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全額は下回ったことから、目標の達成が十分とは言い難い。

#### 業績指標 外国F I Uとの情報交換件数

22年度中の外国F I Uとの情報交換件数は173件と、21年度に比べ50件(41.0%)増加した。

#### 外国F I Uとの情報交換件数

	19年度	20年度	21年度	22年度
JAFICから外国F I Uに対する情報提供依頼件数	34	41	61	78
外国F I UからJAFICに対する情報提供依頼件数	35	56	37	65
外国F I UからJAFICに対する自発的情報提供件数	32	22	20	21
JAFICから外国F I Uに対する自発的情報提供件数	3	1	5	9
合計	104	120	123	173

(23年4月犯罪収益移転防止管理官作成)

以上から、業績指標 については、外国F I Uとの情報交換件数が増加したことから、目標を達成した。

#### 評価の結果

業績指標 については目標の達成が十分とは言い難いものの、業績指標、及び については目標を達成したことから、業績目標である「犯罪収益対策の推進」をおおむね達成したと認められる。

暴力団等の犯罪組織が蓄えた犯罪収益は、新たな犯罪のための運転資金や武器の調達のための費用等に充てられ、犯罪組織を維持・強化するとともに、組織的な犯罪を助長していることから、犯罪組織を弱体化・壊滅するために、疑わしい取引に関する情報、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法を活用して犯罪収益の剥奪を一層推進していく必要がある。

#### 評価の結果の政策への反映の方向性

外国F I Uとの緊密な連携を図りながら、犯罪収益移転防止法の規定に基づき届け出られた疑わしい取引に関する情報について、迅速かつ的確な分析を行う能力の向上を図っていくこととする。

また、犯罪収益の没収保全に努めるとともに、組織的犯罪処罰法等の関係法令のほか、疑わしい取引に関する情報を活用して、マネー・ローンダリングの関与者の検挙、犯罪収益の剥奪を徹底し、犯罪収益が犯罪活動や

	犯罪組織の維持・拡大に利用されること等の防止を図っていくこととする。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	犯罪収益移転防止管理官（JAFIC）年次報告書（平成22年）（23年3月警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官）
評価を実施した時期	22年4月から23年3月までの間
政策所管課	犯罪収益移転防止管理官、企画分析課、暴力団対策課、薬物銃器対策課、国際捜査管理官

基本目標 4 業績目標 1 平成22年度実績評価書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保	
業績目標	歩行者・自転車利用者の安全確保	
業績目標の説明	全交通事故死者数に占める歩行中や自転車乗用中の割合は高く、近年自転車事故も増加するなどしていることから、歩行者・自転車利用者対策を推進し、歩行者・自転車利用者の安全を確保する。	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数</p> <p>達成目標：歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数を2割以上減少させる。</p> <p>基準年：17年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 全交通事故死者数のうち歩行中や自転車乗用中の死者が占める割合が諸外国と比べて著しく高くなっていること、歩行中や自転車乗用中の死者の過半数を占める高齢者が今後増加すること等から、歩行者・自転車利用者の安全確保のための施策を推進しているところであるが、歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数の減少は、歩行者・自転車利用者の安全確保の度合いを測る一つの指標となるため。(注)</p> <p>注：「交通安全対策推進プログラム」(18年4月策定)において、警察における目標として、歩行中・自転車乗用中死者数(歩行中又は自転車乗用中に交通事故に遭い死亡した者の数(交通事故の相手方の種別を問わない。))を22年までに約2割以上減少させることを掲げている。</p>
	業績指標	<p>指標：歩行者と自転車との交通事故件数</p> <p>達成目標：歩行者と自転車との交通事故件数を減少させる。</p> <p>基準年：17年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 自転車については幅広い利用者がある一方で、免許制度の対象外となっており、体系的な交通安全教育の仕組みが構築されていないこと等から、自転車の安全利用に係る対策を推進しているところであるが、自転車と歩行者との交通事故件数の減少は、歩行者・自転車利用者の安全確保の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
参考指標	参考指標	なし
業績目標達成のために行った施策	<p>生活道路対策及び幹線道路対策の推進 警察署と道路管理者とが緊密に連携し、地域住民等の意見を反映しつつ、歩行者及び自転車利用者にとって危険な地点・路線において交通事故抑止対策を実施するよう指導した。</p> <p>歩行空間のバリアフリー化 高齢者、障害者等の安全な横断を確保するため、バリアフリー対応型信号機の整備や道路標識・道路標示の高輝度化等を推進した。</p> <p>反射材の普及促進 22年秋の全国交通安全運動の全国重点として「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止(特に、反射材用品等の着用の推進)」とされたことから、反射材の着用を推進した。</p> <p>また、22年10月に、「反射材フェア2010」(全日本交通安全協会主催・警察庁後援)を開催したほか、反射材の効果等を体験する交通安全教室等を開催し、反射材の利用促進を図った。</p>	

薄暮時の早め点灯の促進

22年秋の全国交通安全運動の全国重点として「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進）」を定め、重点の推進項目の中で「自動車の前照灯の早め点灯の励行」を示した。

高齢者に対する交通安全教育の充実

参加・体験・実践型の交通安全教育を中心とする高齢者に対する交通安全教育の実施を推進した。都道府県警察に対し、こうした交通安全教育が全国各地において効果的に実施されるよう指導したところ、22年には全国で約5万9,000回（参加人員約308万5,000人）の交通安全教育が行われた。

改正道路交通法の施行（20年6月）を踏まえた自転車の通行ルールの周知徹底及び交通安全教育の推進

自転車利用者に対する普通自転車の歩道通行要件、児童・幼児の乗車用ヘルメット着用等のルールの周知徹底のため、5月の「自転車月間」（自転車月間推進協議会主催、警察庁等後援）や春・秋の全国交通安全運動等において、自転車の安全利用促進の広報キャンペーンを展開するとともに、小学生のみならず中学生、高校生、高齢者等を対象とした自転車教室を積極的に開催するなど交通安全教育を推進した。

児童・幼児用ヘルメットの着用促進

自転車教室等の機会を捉え、児童・幼児の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用努力義務の内容を周知するとともに、転倒時におけるヘルメットの頭部への被害軽減効果について知識の普及を図り、児童・幼児用ヘルメットの着用の促進を図った。

自転車側面への反射材の備付け

夜間における自転車の交通事故の防止を図るため、「平成22年春の全国交通安全運動推進要綱」（平成22年2月2日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）及び「平成22年秋の全国交通安全運動推進要綱」（平成22年7月1日同本部決定）に沿って、運動期間中のキャンペーン等において灯火の取付けの徹底と反射材の普及促進を図った。

自転車の走行空間の確保

自転車専用通行帯の設置等自転車走行空間の確保を推進した。

自転車利用者の交通違反に対する指導取締りの強化

「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止、歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対する指導警告活動を一層強力に推進するとともに、歩行者や通行車両に具体的危険を生じさせたり、現場における指導警告に従わないなど悪質・危険な違反者に対しては、積極的な検挙措置を講じるよう、都道府県警察を指導した。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）

各業績指標について、基準年に対する22年中の状況を測定する。

（結果）

業績指標 歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数

- ・ 22年中の歩行中の交通事故死者数は基準年である17年に比べ390人(18.5%)減少し、1,714人となった。なお、歩行中の交通事故死者数は17年以降減少し続けている。
- ・ 22年中の自転車乗車中の交通事故死者数は基準年である17年に比べ188人(22.2%)減少し、658人となった。なお、自転車乗車中の交通事故死者数は17年以降減少し続けている。

状態別交通事故死者数の推移（各年12月末）

	17年	18年	19年	20年	21年	22年
歩行中(人)	2,104	2,051	1,943	1,721	1,717	1,714
自転車乗用中(人)	846	812	745	717	695	658

（23年5月交通企画課作成）

以上から、業績指標 については、歩行中の交通事故死者数の減少率は2割に満たなかったものの、自転車乗用中の事故死者数の減少率は2割を超えていることから、おおむね目標を達成した。

	<p><b>業績指標 歩行者と自転車との交通事故件数</b>  22年中の交通事故発生件数のうち、歩行者と自転車との交通事故件数は2,760件と、基準年である17年に比べ184件(7.1%)の増加となった。なお、18～20年にかけて事故件数は連続で増加していたが、21年から減少に転じ、22年は前年に比べて174件の減少となっている。</p> <p style="text-align: center;">歩行者と自転車との交通事故件数の推移(各年12月末)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> <th>21年</th> <th>22年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数(件)</td> <td>2,576</td> <td>2,767</td> <td>2,856</td> <td>2,942</td> <td>2,934</td> <td>2,760</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(23年5月交通企画課作成)</p> <p>以上から、業績指標 については、増加傾向に歯止めがかかったものの、目標の達成が十分とは言い難い。</p>		17年	18年	19年	20年	21年	22年	件数(件)	2,576	2,767	2,856	2,942	2,934	2,760
	17年	18年	19年	20年	21年	22年									
件数(件)	2,576	2,767	2,856	2,942	2,934	2,760									
<p>評価の結果</p>	<p>業績指標 については目標の達成が十分とは言い難いものの、業績目標についてはおおむね目標を達成したことから、業績目標である「歩行者・自転車利用者の安全確保」についてはおおむね達成した。</p> <p>自転車と歩行者との交通事故件数については、基準年である17年を上回り、減少させるとの目標の達成に至らなかったが、21年からは減少に転じていることから、自転車の安全利用に係る対策を引き続き推進する必要がある。</p>														
<p>評価の結果の政策への反映の方向性</p>	<p>改正道路交通法による自転車の通行ルール等の改正を契機として、自転車と歩行者との交通事故件数を減少させるため、通行環境整備の推進、幅広い自転車利用者に対する通行ルールの周知と安全教育の推進、街頭における指導啓発活動、取締りの強化等の施策を推進した結果、自転車と歩行者との交通事故件数を減少傾向に転じさせることができたものと認められることから、引き続きこれらの施策を継続して推進する。</p>														
<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。</p>														
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締り状況について(23年1月交通企画課作成広報資料)</li> <li>・平成22年中の交通事故の発生状況について(23年2月交通企画課作成広報資料)</li> </ul>														
<p>評価を実施した時期</p>	<p>22年4月から23年3月までの間</p>														
<p>政策所管課</p>	<p>交通企画課、交通指導課、交通規制課</p>														

基本目標 4 業績目標 2 平成22年度実績評価書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保	
業績目標	高齢運転者による交通事故の防止	
業績目標の説明	高齢社会の進展に伴い、今後、高齢運転者による交通事故の増加が懸念されること等から、高齢運転者対策を推進し、高齢運転者による交通事故の防止を図る。	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：70歳以上高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数</p> <p>達成目標：70歳以上高齢運転者による交通死亡事故を前年よりも減少させた上、達成年までに約1割以上抑止する。</p> <p>基準年：17年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠：          高齢社会の進展に伴い、高齢運転者による交通事故が増加しており、70歳以上の高齢者については、免許保有者10万人当たりの死亡事故件数が多い年齢層であることから、高齢者講習等を通じて高齢運転者の安全意識を高めるなどの措置を講じているところであるが、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の抑止は、高齢運転者による交通事故の抑止の度合いを測る指標となるため。(注)</p> <p>注：「交通安全対策推進プログラム」(18年4月策定)において、警察における目標として、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故を22年までに約1割以上抑止することを掲げている。</p>
参考指標	参考指標	70歳以上の高齢運転免許保有者数
業績目標達成のために行った施策	<p>信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等</p> <p>講習予備検査の適正な実施</p> <p>高齢運転者が自己の記憶力・判断力の状態を自覚し、安全運転を継続するため、講習予備検査の適正な実施について都道府県警察を指導した。</p> <p>講習予備検査等の検証改善等に関する調査研究の実施</p> <p>講習予備検査等の問題点を抽出し、23年度に実施する検証手法を確立した。また、高齢運転者の安全運転継続のために、高齢者講習におけるドライビングシミュレーターの活用方法についての実験を行い、より効果的な高齢者講習を実施するための検討を進めた。</p> <p>講習予備検査の結果に基づく効果的な高齢者講習の実施</p> <p>高齢者講習において、講習予備検査の結果に基づき、受講者一人一人の状況に応じた、きめ細やかな指導を行うよう、都道府県警察を指導した。</p> <p>臨時適性検査の的確な実施</p> <p>臨時適性検査を的確に実施するため、専門医との緊密な連携体制の強化等について都道府県警察を指導した。</p> <p>高齢運転者標識の使用促進</p> <p>高齢運転者等への支援の実施</p> <p>高齢者講習の受講待ちの解消や免許更新窓口の拡大等について、都道府県警察を指導した。</p>	
効果の把握の手法及びその結果	<p>(効果の把握の手法)</p> <p>業績指標について、基準年に対する22年中の状況を測定する。</p> <p>(結果)</p> <p><b>業績指標 70歳以上高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>22年中の70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数は681件と、基準年である17年に比べ77件(10.2%)減少したが、21年に比べ41件(6.4%)増加した。</li> </ul>	

- 22年中の70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数は9.4件と、基準年である17年に比べ4.6件(32.9%)減少したが、21年に比べ0.1件(1.1%)増加した。

70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数

	17年	18年	19年	20年	21年	22年
件数(件)	758	697	684	674	640	681

(23年4月運転免許課作成)

70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数

	17年	18年	19年	20年	21年	22年
件数(件)	14.0	12.2	11.1	10.3	9.3	9.4

(23年4月運転免許課作成)

以上から、業績指標 については、22年を除いた4年間において、70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故が前年よりも減少しており、また基準年から達成年にかけて1割以上減少していることに加え、70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数が基準年から達成年にかけて3割以上減少していることから、おおむね目標を達成した。

<参考指標 > 70歳以上の高齢運転免許保有者数

70歳以上の高齢運転免許保有者数

	17年	18年	19年	20年	21年	22年
運転免許保有者数(人)	5,402,449	5,725,321	6,158,972	6,532,054	6,859,885	7,245,836

(23年4月運転免許課作成)

評価の結果	業績指標 についてはおおむね目標を達成していることから、業績目標である「高齢運転者による交通事故の防止」についてもおおむね達成していると認められる。
評価の結果の政策への反映の方向性	高齢運転者による交通事故の更なる減少に向け、引き続き高齢運転者に係る施策を実施する。特に、高齢運転者に対する免許更新時における講習予備検査とその結果に基づいた高齢者講習の適正かつ効果的な実施に努める。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通統計(平成22年版)(23年5月交通局作成)</li> <li>運転免許統計(平成22年版)(23年5月運転免許課作成)</li> </ul>
評価を実施した時期	22年4月から23年3月までの間
政策所管課	交通企画課、運転免許課

基本目標 4 業績目標 3 平成22年度実績評価書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保	
業績目標	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立	
業績目標の説明	依然として飲酒運転による死亡事故が多発していること等から、継続して悪質・危険運転者対策を推進し、交通秩序の確立を図る。	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：悪質性、危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数</p> <p>達成目標：悪質性、危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数の減少傾向を維持する。</p> <p>基準年：17年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 飲酒運転や最高速度違反等の悪質危険な運転行為による交通死亡事故は、減少傾向にあるものの、依然として多いことから、悪質性・危険性の高い違反に重点を指向した取締りを推進し、さらに、悪質・危険な運転行為による事故については、危険運転致死傷罪を的確に適用するなどしているところであるが、悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数の減少は、交通秩序の確立の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数</p> <p>達成目標：暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数の減少傾向を維持する。</p> <p>基準年：17年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 暴走族による不法事案を未然に防止し、住民の安全と平穏を確保するため、各部門と連携して総合的な暴走族対策を推進しているところであるが、暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数等の減少は、交通秩序の確立の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
参考指標	参考指標	暴走族構成員の検挙件数
業績目標達成のために行った施策	<p>悪質性、危険性、迷惑性の高い運転行為への対策の強化 無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、信号無視等交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反及び迷惑性が高く住民からの取締り要望の多い違反に重点を置いた取締りを強化するよう、都道府県警察を指導した。</p> <p>使用者の背後責任の追及等 事業活動に関して行われた悪質・危険な運転行為による交通事故について、背後責任の追及を念頭に捜査を尽くすとともに、欠陥の疑いのある自動車による交通事故等について関係機関への確実な通報等を行うよう、都道府県警察を指導した。</p> <p>総合的な暴走族対策の推進 交通部門、少年部門、地域部門等が連携した暴走族取締りを実施したほか、関係省庁や自治体と連携した総合的な暴走族対策を推進した。</p> <p>科学的な交通事故事件捜査の推進 科学的な交通事故事件捜査を推進するため、衝突実験に基づく事故解析等の専門的研修を行う交通事故鑑識官養成専科を開催し、高度な知識及び技能を有する交通捜査員を養成した。</p>	

悪質・危険運転者に対する迅速・的確な行政処分の実施  
 21年に改正された道路交通法により、悪質・危険運転者に対する行政処分が強化されたことから、法改正の効果を発揮するためにも迅速な違反等の登録、処分の早期決定による早期執行及び長期未処理事案の解消を推進し、迅速・的確な行政処分を実施するよう都道府県警察を指導した。  
 常習飲酒運転者に講ずべき安全対策に関する調査研究の結果に基づいたモデル事業の実施  
 常習飲酒運転者に講ずべき安全対策に関する調査研究の結果に基づいた新しい取消処分者講習（モデル事業）を4府県警察において実施し、より効果的な処分者講習を実施するための検討を進めた。  
 取消処分者講習、停止処分者講習等の充実  
 行政処分の強化に伴い、飲酒運転等の違反者に対する停止処分者講習や取消処分者講習の一層の充実と講習効果向上のための改善について、都道府県警察を指導した。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）  
 各業績指標について、基準年に対する22年中の状況を測定する。

（結果）

**業績指標 悪質性、危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数**

- ・ 22年中の飲酒運転による交通死亡事故は287件と、基準年である17年に比べ420件（59.4%）、21年に比べ5件（1.7%）減少した。
- ・ 22年中の無免許運転による交通死亡事故は63件と、基準年である17年に比べ85件（57.4%）、21年に比べ8件（11.3%）減少した。
- ・ 22年中の最高速度違反による交通死亡事故は292件と、基準年である17年に比べ366件（55.6%）、21年に比べ36件（11.0%）減少した。
- ・ 22年中の信号無視による交通死亡事故は152件と、基準年である17年に比べ91件（37.4%）減少したものの、21年に比べ1件（0.7%）増加した。
- ・ 22年中の歩行者妨害等による交通死亡事故は274件と、基準年である17年に比べ71件（20.6%）、21年に比べ14件（4.9%）減少した。
- ・ 22年中の指定場所一時不停止による交通死亡事故は152件と、基準年である17年に比べ98件（39.2%）、21年に比べ4件（2.6%）減少した。

**原付以上運転者（第1当事者）の法令違反別死亡事故件数の推移**

年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	前年比
飲酒運転	707	611	430	305	292	287	-1.7%
無免許運転	148	108	87	94	71	63	-11.3%
最高速度違反	658	520	449	356	328	292	-11.0%
信号無視	243	209	198	189	151	152	0.7%
歩行者妨害等	345	361	306	296	288	274	-4.9%
指定場所一時不停止	250	233	217	194	156	152	-2.6%

（23年4月交通指導課作成）

以上から、業績指標 については、信号無視による交通死亡事故が22年中にわずかに増加したことを除き、減少傾向にあることから、目標をおおむね達成した。

**業績指標 暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数**

- ・ 22年末現在で警察が把握した暴走族構成員数は9,064人と、基準年である17年に比べ6,022人（39.9%）、21年に比べ1,390人（13.3%）減少した。
- ・ 22年中の暴走族のい集・走行回数は3,566回と、基準年である17年に比べ1,003回（22.0%）、21年に比べ6回（0.2%）減少した。
- ・ 22年中の暴走族に関する110番通報件数は4万8,284件と、基準年である17年に比べ2万5,080件（34.2%）、21年に比べ7,265件（13.1%）減少した。

**暴走族構成員数等の推移**

年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	前年比
構成員数	15,086	13,677	12,584	11,516	10,454	9,064	-13.3%
い集・走行回数	4,569	4,730	4,174	3,568	3,572	3,566	-0.2%

	<table border="1" data-bbox="475 150 1273 183"> <tr> <td>110番通報件数</td> <td>73,364</td> <td>65,520</td> <td>64,057</td> <td>57,593</td> <td>55,549</td> <td>48,284</td> <td>-13.1%</td> </tr> </table> <p data-bbox="906 185 1264 219">(23年4月交通指導課作成)</p> <p data-bbox="448 248 1428 315">以上から、業績指標 については、減少傾向にあることから、目標を達成した。</p> <p data-bbox="448 347 1428 448">&lt;参考指標 &gt; 暴走族構成員の検挙件数 22年中の暴走族構成員の検挙件数は2万8,580件と、17年に比べ2万387件(41.6%)、21年に比べ1,318件(4.4%)減少した。</p> <p data-bbox="501 479 817 512">暴走族構成員の検挙件数</p> <table border="1" data-bbox="475 512 1372 577"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> <th>21年</th> <th>22年</th> <th>前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検挙件数</td> <td>48,967</td> <td>40,259</td> <td>34,601</td> <td>33,215</td> <td>29,898</td> <td>28,580</td> <td>-4.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="991 580 1351 613">(23年4月交通指導課作成)</p>	110番通報件数	73,364	65,520	64,057	57,593	55,549	48,284	-13.1%	年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	前年比	検挙件数	48,967	40,259	34,601	33,215	29,898	28,580	-4.4%
110番通報件数	73,364	65,520	64,057	57,593	55,549	48,284	-13.1%																		
年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	前年比																		
検挙件数	48,967	40,259	34,601	33,215	29,898	28,580	-4.4%																		
<p data-bbox="201 640 347 674">評価の結果</p>	<p data-bbox="443 640 1428 775">業績指標 についてはおおむね目標を達成し、また、業績指標 についても目標を達成したことから、業績目標である「飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立」については、おおむね達成した。</p>																								
<p data-bbox="272 808 424 909">評価の結果の 政策への反映 の方向性</p>	<p data-bbox="443 808 1428 969">今後とも、引き続き飲酒運転を始めとする悪質性・危険性の高い違反に重点を指向した取締りを推進するとともに、暴走族の根絶に向けた対策を推進し、交通秩序の確立に努める。 なお、取締りに当たっては、交通事故の発生状況、住民の要望等を踏まえ、交通事故の抑止に効果的な取締りに努める。</p>																								
<p data-bbox="201 1122 432 1223">学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p data-bbox="443 1122 1428 1189">23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>																								
<p data-bbox="201 1285 432 1352">政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<ul data-bbox="448 1133 1428 1267" style="list-style-type: none"> <li>平成22年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締り状況について(23年1月交通企画課作成広報資料)</li> <li>平成22年中の暴走族の実態及び取締り結果について(23年2月交通指導課作成広報資料)</li> </ul>																								
<p data-bbox="201 1386 432 1440">評価を実施した時期</p>	<p data-bbox="475 1386 817 1420">22年4月から23年3月まで</p>																								
<p data-bbox="201 1447 432 1440">政策所管課</p>	<p data-bbox="475 1447 959 1480">交通企画課、交通指導課、運転免許課</p>																								

基本目標 4 業績目標 4 平成22年度実績評価書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保	
業績目標	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少	
業績目標の説明	シートベルトやチャイルドシートの被害軽減効果に鑑み、改正道路交通法により後部座席シートベルトの着用が義務付けられることも踏まえ、後部座席等におけるシートベルトの着用促進、チャイルドシートの正しい使用の徹底による交通事故死者数の減少を図る。	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：シートベルト（チャイルドシートを含む）非着用死者数</p> <p>達成目標：シートベルトの着用を徹底し、シートベルト非着用死者数の減少傾向を維持する（注1）。</p> <p>注1：「交通安全対策推進プログラム」（平成18年4月策定）において、警察における目標として、「シートベルト非着用による死者数を減少させる。チャイルドシート不使用による死者数を減少させる。」ことを掲げている。</p> <p>基準年：17年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： シートベルトは、法令で着用が義務付けられているものの、いまだシートベルト非着用死者数が800人を超えており、また、シートベルト非着用時の致死率は高いことから、シートベルトの着用を徹底させる施策を推進しているところ、シートベルト非着用死者数は、シートベルト着用徹底の度合いを測る一つの指標となるため</p>
参考指標	参考指標	過去5年間のシートベルト着用者率（自動車乗車中の死傷者に占める着用の死傷者の割合）
	参考指標	過去5年間のチャイルドシートの使用率
業績目標達成のために行った施策	<p>義務化を踏まえた取締りの実施及び積極的な広報啓発活動による後部座席等におけるシートベルトの着用促進</p> <p>自動車の乗員全てにシートベルトの着用が義務付けられたことを踏まえ、関係機関・団体と連携したシートベルトの着用徹底キャンペーンの展開等の広報啓発活動や、シートベルトコンビンサー（衝突時の衝撃を体験する装置）を用いた参加・体験型の交通安全教育等により、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用促進を図るとともに、シートベルトの着用に係る指導・取締りを推進した。</p> <p>チャイルドシートの正しい使用の徹底</p> <p>22年4月、社団法人日本自動車連盟と合同でチャイルドシート使用状況調査を実施し、その結果を踏まえ、広報と連動した街頭活動の強化や、幼稚園、保育所、病院等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発活動の推進等チャイルドシート使用率向上のための指導・広報を実施するよう都道府県警察を指導した。</p>	
効果の把握の手法及びその結果	<p>（効果の把握の手法） 各業績指標について、基準年に対する22年の状況を測定する。</p> <p>（結果） <b>業績指標 シートベルト（チャイルドシートを含む。以下同じ。）非着用死者数</b></p> <p>22年中のシートベルト非着用死者数は、基準年である17年に比べ、669人（47.4%）減少し、741人となった。同死者数は、22年のみ前年と比べて25人（前年比3.5%）の増加となったが、基準年以降はおおむね減少傾向を維持することができた。</p>	

## シートベルト非着用死者数の推移

	17年	18年	19年	20年	21年	22年
死者数(人)	1,410	1,210	1,001	816	716	741

(23年5月交通企画課作成)

以上から、業績指標 については、シートベルト非着用死者数が17年より大きく減少しており、おおむね毎年減少していることから、おおむね目標を達成した。

<参考指標> 過去5年間のシートベルトの着用者率(自動車乗車中の死傷者に占める着用の死傷者の割合)

22年のシートベルト着用者率は93.4%と、18年に比べて4.3ポイント、21年に比べて0.1ポイント上昇した。

## シートベルト着用者率の推移

着用者率(%)	18年	19年	20年	21年	22年
全体	89.1	89.1	91.3	93.3	93.4
運転席	97.0	97.3	97.6	97.9	98.0
助手席	92.9	93.5	94.8	95.8	96.1
後部席	30.6	30.0	46.2	59.7	59.6

(23年5月交通企画課作成)

<参考指標> 過去5年間のチャイルドシート使用率

22年のチャイルドシート使用率は56.8%と、18年に比べて7.4ポイント、21年に比べて2.0ポイント上昇した。

## チャイルドシート使用率の推移(注2)

	18年	19年	20年	21年	22年
使用率(%)	49.4	46.9	50.2	54.8	56.8

(23年5月交通企画課作成)

注2: 毎年4月、警察庁と社団法人日本自動車連盟が、全国100か所(原則として毎年同一の場所)で聴き取りにより実施

## 評価の結果

業績指標 についてはおおむね目標を達成したことから、業績目標である「被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少」についてはおおむね達成した。

評価の結果の  
政策への反映  
の方向性

シートベルト着用率の向上については、関係機関・団体等と連携し、各種講習等のあらゆる機会及び各種広報媒体を通じて、非着用の場合の車外放出の危険性等を強調した広報啓発活動を展開するほか、衝突実験映像、シートベルトコンピンサー等を用いた着用による被害軽減効果を実感できる交通安全教育等を推進するとともに、チャイルドシート使用率の向上については、幼稚園や保育所における保護者への広報、関係機関・団体等と連携した正しい取付け方法の指導等を実施していく。

学識経験を有する  
者の知見の活用  
に関する事項

23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程  
において使用した資料  
その他の情報に関する事項

- ・平成22年中の交通事故の発生状況について(23年2月交通企画課作成広報資料)
- ・警察庁・JAF合同チャイルドシート使用率実態調査(22年4月交通企画課作成広報資料)

## 評価を実施した時期

22年4月から23年3月までの間

## 政策所管課

交通企画課

基本目標 4 業績目標 5 平成22年度実績評価書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保	
業績目標	道路交通環境の整備	
業績目標の説明	第2次社会資本整備重点計画（21年3月31日閣議決定）に即して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備する。	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故</p> <p>達成目標：交通安全施設等の整備により、死傷事故を以下のとおり抑止する。          信号機の高度化等により、死傷事故を約4万件/年抑止          あんしん歩行エリアの整備（注1）により、エリア内の歩行者・自転車死傷事故を約2割抑止  <small>注1：死傷事故発生割合の高い地区を指定の上、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施</small>          事故危険箇所対策（注2）により、対策実施箇所における死傷事故を約3割抑止  <small>注2：死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路を選定の上、集中的に交通安全施設等を整備</small></p> <p>基準年：19年度 達成年：24年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠：          第2次社会資本整備重点計画において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため。</p>
	業績指標	<p>指標：信号制御の高度化により抑止される二酸化炭素の排出量</p> <p>達成目標：信号制御の高度化により二酸化炭素の排出量を約46万t-CO<sub>2</sub>/年削減させる。</p> <p>基準年：19年度 達成年：24年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠：          第2次社会資本整備重点計画において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため。</p>
	業績指標	<p>指標：信号制御の高度化により短縮される交差点等の通過時間</p> <p>達成目標：信号制御の高度化により対策実施箇所において通過時間を約2.2億人時間/年短縮させる。</p> <p>基準年：19年度 達成年：24年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠：          第2次社会資本整備重点計画において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため。</p>
	業績指標	<p>指標：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）の重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路における信号機等のバ</p>

	<p style="text-align: center;">リアフリー化の割合</p> <p>達成目標：原則として、バリアフリー法の重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路全てにおいて、バリアフリー対応型信号機等を整備する。</p> <p>基準年：19年度 達成年：24年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 第2次社会資本整備重点計画において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため。</p>									
<p>参考指標</p>	<p>参考指標 なし</p>									
<p>業績目標達成のために行った施策</p>	<p>特定交通安全施設等整備事業（主な事業内容は、別添1参照） 特定交通安全施設等整備事業の最終予算</p> <table border="0"> <tr> <td>20年度 補助金ベース</td> <td>233億円【事業費ベース</td> <td>467億円】</td> </tr> <tr> <td>21年度 補助金ベース</td> <td>226億円【事業費ベース</td> <td>451億円】</td> </tr> <tr> <td>22年度 補助金ベース</td> <td>205億円【事業費ベース</td> <td>410億円】</td> </tr> </table>	20年度 補助金ベース	233億円【事業費ベース	467億円】	21年度 補助金ベース	226億円【事業費ベース	451億円】	22年度 補助金ベース	205億円【事業費ベース	410億円】
20年度 補助金ベース	233億円【事業費ベース	467億円】								
21年度 補助金ベース	226億円【事業費ベース	451億円】								
22年度 補助金ベース	205億円【事業費ベース	410億円】								
<p>効果の把握の手法及びその結果</p>	<p>（効果の把握の手法） 第2次社会資本整備重点計画に定められた成果目標に照らして、交通死傷事故発生件数の抑止、交通の円滑化、二酸化炭素排出量の削減等の交通安全施設等の整備による効果を評価する。</p> <p>（結果） 22年度末（23年3月末）現在における効果は、次のとおりであった（別添2参照）。</p> <p><b>業績指標 交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故</b> 信号機の高度化等により、死傷事故は22年度末（23年3月末）までに年間当たり約2万9千件抑止されているものと推計される。 以上から、業績指標 については、おおむね目標の達成に向けて推移していると認められる。 なお、あんしん歩行エリアの整備及び事故危険箇所対策については、効果測定中である。</p> <p>-----</p> <p><b>業績指標 信号制御の高度化により抑止される二酸化炭素の排出量</b> 信号制御の高度化により、二酸化炭素の排出量は22年度末までに年間当たり約20.0万t-CO<sub>2</sub>抑止されていると推計される。 以上から、業績指標 については、おおむね目標の達成に向けて推移していると認められる。</p> <p>-----</p> <p><b>業績指標 信号制御の高度化により短縮される交差点等の通過時間</b> 信号制御の高度化により、対策実施箇所における交差点等の通過時間は22年度末までに約1.0億人時間/年短縮されていると推計される。 以上から、業績指標 については、おおむね目標の達成に向けて推移していると認められる。</p> <p>-----</p> <p><b>業績指標 バリアフリー法の重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路における信号機等のバリアフリー化の割合</b> 信号機等のバリアフリー化の割合は、22年度末現在で96.0%となった。 以上から、業績指標 については、おおむね目標の達成に向けて推移していると認められる。</p>									
<p>評価の結果</p>	<p>業績指標 、 、 及び についてはおおむね目標の達成に向けて推移していると認められることから、業績目標である「道路交通環境の整備」についてはおおむね達成に向けて推移していると認められる。</p>									

評価の結果の 政策への反映 の方向性	実施した施策に成果があったと認められることから、第2次社会資本整備重点計画に定められた成果目標を確実に達成するために、引き続き特定交通安全施設等整備事業を推進することとする。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。</li> <li>・ 信号機の高度化等による効果の測定方法は、外部有識者からなる「交通安全施設の効果に関する調査研究委員会」(委員長：大藏泉横浜国立大学教授(当時))により確立された効果測定手法を用いた。</li> </ul>
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	交通安全施設の効果測定報告書(23年3月警察庁委託)
評価を実施した時期	22年4月から23年3月までの間
政策所管課	交通規制課

## 主な特定交通安全施設等整備事業

事業項目	事業内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集中制御化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両感知器等によって収集した渋滞情報等を基に、複雑に交差する都市内の道路や交通量の多い幹線道路の信号機を、交通管制センターのコンピュータにより面的に制御する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プログラム多段系統化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象区間内の信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させ、交通の流れを円滑化する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 半感応化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幹線道路に交差する道路に車両感知器を設置し、車両が感知されないときは幹線道路の信号を優先的に青にする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閑散時押ボタン化、閑散時半感応化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幹線道路の交差点のうち、夜間等の交通閑散時は従道路の交通量がほとんどない交差点を対象として、ピーク時は通常の制御を行い、閑散時は幹線道路側を青、従道路側を赤としておき、従道路側に車両を感知(歩行者の場合は押ボタン操作)した時のみ信号表示を変える。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 右折感応化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 右折矢印信号の表示時間を、右折車両の交通量に応じて変化させる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多現示化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 右折矢印信号を設置するなどして信号現示を増加させ、特定の方向に進行する交通流を分離する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プログラム多段化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させることにより、交通量に応じた信号制御を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 速度感応化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異常な高速度で暴走する車を感知した場合、進行方向の信号を赤にする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高速走行抑止システム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高速走行車両を検知し、これに対し警告板で警告を与え、減速、安全運転を促す。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対向車接近表示システム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見通しの悪いカーブ等において、車両感知器により対向車の接近を感知し、「対向車接近」等の警告を表示する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者等感応化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者や身体障害者等が、専用の押ボタンや携帯する専用の発信器を操作することにより、歩行者用信号の青時間を延長する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩行者感応化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横断歩行者を感知した場合は歩行者用信号の青時間を延長し、感知しない場合は短縮する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者用付加装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩行者用信号機の表示内容を音響により視覚障害者に知らせる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 音響式歩行者誘導付加装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者等の歩行者に対してチャイム等により歩行者用青信号の開始を知らせる。</li> </ul>

## 信号機の高度化等による各種効果（22年度末現在）

交通事故抑止効果  
信号機の高度化等

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		右折感応化		多現示化		半感応化	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
20年度	2,457	835	675	338	232	297	931	1,257	517	243
21年度	2,285	777	633	317	169	216	913	1,233	354	166
22年度	2,289	778	490	245	119	152	788	1,064	276	130
小計	7,031	2,391	1,798	899	520	666	2,632	3,553	1,147	539

事業 年度	信号灯器のLED化		対向車接近表示		閑散時押ボタン化		閑散時半感応化		速度感応化	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
20年度	4,274	4,830	5	9	52	24	264	150	17	31
21年度	4,292	4,850	9	16	32	15	197	112	16	29
22年度	3,211	3,628	1	2	33	15	108	62	6	11
小計	11,777	13,308	15	27	117	54	569	324	39	71

事業 年度	歩車分離化		歩行者感応化		視覚障害者用付加装置		高齢者等感応化		音響式歩行者誘導付加装置	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
20年度	172	208	44	50	852	452	298	185	298	176
21年度	220	266	20	23	809	429	189	117	234	138
22年度	169	204	11	12	686	364	142	88	204	120
小計	561	679	75	85	2,347	1,244	629	390	736	434

事業 年度	信号機新設									
	全感応		半感応		プログラム多段		押ボタン		一灯点滅	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
20年度	3	6	162	311	613	1,177	289	249	18	26
21年度	3	6	96	184	459	881	167	144	14	20
22年度	0	0	113	217	292	561	126	108	3	4
小計	6	12	371	712	1,364	2,619	582	501	35	50

事業 年度	計 抑止件数
20年度	10,852
21年度	9,939
22年度	7,766
小計	28,557

・「抑止件数」とは、信号機の高度化等により抑止されたと推計される死傷事故件数であり、上記「交通安全施設の効果測定」により、1事業当たりの整備前後の死傷事故発生状況について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを死傷事故抑止係数（アウトカム係数）とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの抑止件数を累計することにより算出している。

- ・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
- ・事業内容の詳細は、別添 1 参照。

## 二酸化炭素排出量削減効果 信号制御の高度化

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		右折感応化		多現示化		半感応化		合計
	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	削減効果
20年度	2,457	56,069	675	9,227	232	2,619	931	2,132	517	3,361	73,408
21年度	2,285	52,144	633	8,653	169	1,908	913	2,091	354	2,301	67,097
22年度	2,289	52,235	490	6,698	119	1,344	788	1,805	276	1,794	63,875
小計	7,031	160,447	1,798	24,579	520	5,871	2,632	6,027	1,147	7,456	204,380

・「削減効果」とは、信号機の高度化等により削減されたと推計される二酸化炭素排出量（単位：t-CO<sub>2</sub>/年）であり、上記「交通安全施設の効果測定」により、1事業当たりの整備前後の交通円滑化効果について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを二酸化炭素削減効果係数（アウトカム係数）とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの削減効果を累計することにより算出している。

・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

・事業内容の詳細は、別添1参照。

## 交通円滑化効果 信号制御の高度化

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		右折感応化		多現示化		半感応化		合計
	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	短縮効果
20年度	2,457	29,086	675	4,786	232	1,105	931	1,104	517	818	36,899
21年度	2,285	27,050	633	4,489	169	805	913	1,083	354	560	33,986
22年度	2,289	27,097	490	3,475	119	567	788	935	276	437	32,510
小計	7,031	83,233	1,798	12,750	520	2,476	2,632	3,122	1,147	1,815	103,394

・「短縮効果」とは、交通安全施設等整備事業により1年間に短縮されたと試算される自動車利用者の旅行時間を表す。単位は（千人・時間/年）であり、1,000人の自動車利用者の旅行時間が1年間に1時間短縮されることを意味する。

・「短縮効果」の算出に当たっては、上記「交通安全施設の効果測定」により、1事業当たりの整備前後の交通円滑化効果について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを短縮効果係数（アウトカム係数）とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの短縮効果を累計することにより算出している。

・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

・事業内容の詳細は、別添1参照。

（23年5月交通規制課作成）

基本目標 5 業績目標 1 平成22年度実績評価書

基本目標	国の公安の維持	
業績目標	<p>重大テロ事案等（注1）の予防鎮圧</p> <p>注1：国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズム及び過激な反グローバリズム運動に伴う大規模暴動等</p>	
業績目標の説明	的確な警備措置を講ずることにより、重大テロ事案等の予防鎮圧を図る。	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：重大テロ事案等の発生状況（事例）</p> <p>達成目標：重大テロ事案等の未然防止を図る。</p> <p>基準年：17～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 重大テロ事案等の発生状況は、重大テロ事案の予防鎮圧に向けた取組の推進状況を測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：重大テロ事案等の対処に係る各種訓練の実施状況（件数及び事例）</p> <p>達成目標：各種訓練を的確に実施する。</p> <p>基準年：17～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 各種訓練の実施状況は、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた取組の推進状況を測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：治安警備及び警衛・警護の実施状況（事例）</p> <p>達成目標：的確な警備措置を行い、警備対象の安全を図る。</p> <p>基準年：17～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 治安警備及び警衛・警護の実施状況は、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた取組の推進状況を測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：情報交換等関係機関との連携状況（事例）</p> <p>達成目標：関係機関との連携を強化する。</p> <p>基準年：17～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 関係機関との連携状況は、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた取組の推進状況を測る一つの指標となるため。</p>
参考指標	参考指標	治安警備及び警衛・警護実施件数
業績目標達成のために行った施策	<p>2010年 A P E C に向けた警戒警備等の実施</p> <p>2010年 A P E C（アジア太平洋経済協力）首脳会議等の開催に伴い、各都道府県警察では、所要の警護警備諸対策を実施した。</p> <p>重要施設等の警戒警備</p> <p>厳しい国際テロ情勢を踏まえ、総理大臣官邸、国会、空港、原子力発電所、米国関連施設等の警戒警備を情勢に応じ適切に実施した。</p>	

重大テロ事案等対処に係る各種訓練  
 重大テロ事案等の発生に際し、迅速かつ的確な対処を行い、被害の最小化を図るため、各種訓練を実施した。  
 大規模警衛・警護警備  
 その時々警備事象や情勢等に応じ、適切な警備体制を確立し、的確に警衛（注2）・警護（注3）警備を実施した。  
 関係機関との情報交換等の連携  
 重大テロ事案等対処に係る内閣官房等関係機関との情報交換を行うなど、緊密な連携を図った。

注2：天皇及び皇族の御身の安全を確保し、あわせて歓送迎者の雑踏等による事故の防止を図ることを目的とする警察活動をいう。

注3：内外の要人の身の安全を確保するための警察活動をいう。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）  
 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。  
 （結果）  
**業績指標 重大テロ事案等の発生状況（事例）**  
 業績指標 については、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた各種施策を推進した結果、重大テロ事案等の発生はなかったことから、目標を達成した。

**業績指標 重大テロ事案等の対処に係る各種訓練の実施状況（件数及び事例）**  
 22年度中の国民保護（化学テロ対処等）図上訓練の実施回数は6回、国民保護実動訓練の実施回数は3回と、国家公安委員会・警察庁国民保護計画が策定された17年度から21年度までの平均実施回数と比較すると、国民保護（化学テロ対処等）図上訓練に関しては2回少なく、国民保護実動訓練に関しては1回少なかった。  
 22年度中の自衛隊との共同実動訓練の実施回数は10回と、21年度に比較して少なかったが、17年度から21年度までの平均実施回数と比較すると1回多く、近年の訓練実施平均回数を維持できた。  
 22年度中の海上保安庁との共同訓練の実施回数は3回と、17年度から21年度までの平均実施回数3回と同数であった。

訓練の実施回数（回）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
国民保護（化学テロ対処等）図上訓練	1	7	10	14	10	6
国民保護実動訓練	1	4	5	4	4	3
自衛隊との共同図上訓練	5				2	3
自衛隊との共同実動訓練	1	5	8	9	22	10
海上保安庁との共同訓練	2	2	5	3	3	3

（23年4月警備企画課・警備課作成）

【事例】

- 23年1月、茨城県警察が、内閣官房が主催する国民保護訓練に茨城県等と共に参加し、茨城県庁舎において放射性物質（セシウム137）を含んだ爆発物（ダーティボム）が爆発したという事態を想定した共同実動訓練を行うなど、全国で初めて放射性物質を利用したテロに対応するための訓練を実施し、国民保護に関する対処能力の向上を図るとともに、国民の保護のための措置に対する国民の理解促進を図った。
- 23年3月、北海道警察（函館方面本部）と陸上自衛隊第28普通科連隊との間で、強力な殺傷力を有する武器を所持した武装工作員等が我が国に上陸するなど、一般の警察力による治安維持が困難である事態を想定したシナリオに基づき、部隊の緊急輸送、武装工作員の制圧等に関する共同実動訓練を実施し、相互の任務分担及び共同対処要領の検証等を通じて、警察と自衛隊が円滑かつ緊密に連携して事案に対処し得る体制の強化を図った。

以上から、業績指標 については、21年度に比較して訓練の実施回数は減少したが、放射性物質を利用したテロへの対処に係る実動訓練等、これまでに行っていない新たな想定訓練に参加するなど、各種訓練を的確に実施したことから、目標を達成した。

### 業績指標 治安警備及び警衛・警護の実施状況（事例）

22年度中においても、国内外のテロ等諸情勢を踏まえ、適時・適切に治安警備等を実施した。

#### 【事例】

- 22年度中、我が国において開催されたAPEC首脳会議等に際して、要人の安全と会議の円滑な進行を確保するため、警察庁に「2010年APEC警備対策委員会」を設置し、全国警察の総力を挙げて国内外における情報収集・分析、関係省庁との連携による水際対策、官民一体となった公共交通機関対策、爆発物原料物質等の管理者対策及びサイバーテロ対策、重要施設、要人等の警戒警備の徹底等の諸対策を推進した。その結果、重大な違法行為の発生を未然に防止してAPEC警備を無事完遂し、開催国としての治安責任を果たした。
- 22年度中、天皇皇后両陛下は、第61回全国植樹祭御臨場（5月、神奈川）、第30回全国豊かな海づくり大会御臨席（6月、岐阜）、第65回国民体育大会御臨場（9月、千葉）等のため、行幸啓になった。警察では、皇室と国民との親和に配慮した警衛警備を実施し、御身辺の安全確保と歓送迎者の雑踏事故防止を図った。
- 22年4月には、鳩山首相（当時）の核セキュリティサミット出席等に伴う米国訪問、6月の菅首相のG8サミット出席等に伴うカナダ訪問等の警護に際し、関係国の警護当局と緊密に連携して首相の身辺の安全を確保した。
- 22年7月の参議院議員通常選挙に際して、多数の警護対象者が全国で遊説活動を行ったが、関係都道府県警察では、所要の警護警備諸対策を実施し、国内要人の身辺の安全を確保した。

あわせて、重要施設等の警戒警備については、国内外の諸情勢に応じて警戒体制の見直しを図りながら継続して実施している。22年度中も、発生する事象、国内外の諸情勢を踏まえた的確な警戒警備を実施した。

以上から、業績指標 については、国内外の諸情勢を踏まえた警戒警備、警衛・警護警備を推進したことにより、警備対象の安全が図られたことから、目標を達成した。

#### < 参考指標 > 治安警備及び警衛・警護の実施件数

治安警備及び警衛・警護の実施件数（件）

	17年	18年	19年	20年	21年	22年
治安警備実施件数	8,263	9,395	8,081	8,172	7,445	7,312
警衛実施件数	5,440	4,976	4,778	4,739	4,974	5,299
警護実施件数	18,915	17,277	20,337	18,092	17,765	17,223

（23年4月警備企画課・警備課作成）

### 業績指標 情報交換等関係機関との連携状況（事例）

22年度には、9都道府県警察が、それぞれ対応する陸上自衛隊の連隊等との間で、中小規模の共同実動訓練を実施するなど、より実践的な訓練に努めた。

また、各都道府県警察においては、武力攻撃事態等や緊急処理事態に備え、国と地方公共団体が共同して実施する国民保護に係る訓練に参加し、被災情報等の収集要領、住民の避難要領等について検討を行うなど、事態発生時における関係機関との連携強化に努めた。

さらに、都道府県警察と海上保安本部との間で共同訓練を引き続き実施し、警察と海上保安庁との一層円滑かつ緊密な連携の構築を図るなどして、関係機関との連携強化に努めた。

#### 【事例】

- 22年7月、原子力発電所に係る警戒警備に関し、静岡県警察と清水海上保安部等の間で、原子力発電所の破壊を企図するテロリストが船舶を使用し、海から敷地内に侵入した事態を想定した共同実動訓練を実施す

	<p>るなど、警察と海上保安庁が円滑かつ緊密に連携して対処し得る体制の強化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 22年12月、青森県警察及び岩手県警察が、県境を越えた大規模な住民避難等に関する国民保護図上訓練（内閣官房主催）に参加するなど、国民保護に関する対処能力の向上を図るとともに、国民の保護のための措置に対する国民の理解促進を図った。</li> <li>・ 23年2月、武装工作員等事案を想定し、京都府警察と陸上自衛隊第7普通科連隊との間で共同実動訓練を実施するなど、警察と自衛隊が円滑かつ緊密に連携して対処し得る体制の強化を図った。</li> </ul> <p>以上から、業績指標 については、関係機関との連携強化を的確に推進したことから、目標を達成した。</p>
評価の結果	<p>業績指標 、 、 及び については目標を達成したことから、業績目標である「重大テロ事案等の予防鎮圧」を達成したと認められる。</p>
評価の結果の政策への反映の方向性	<p>今後とも、情勢に応じた適時・適切な警戒警備、大規模警衛・警護警備等の実施、関係機関との連携強化及び各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進する。</p> <p>また、これら警備措置や事案対処に当たる部隊等の装備資機材や体制の充実強化を図り、その対処能力の更なる向上に努めることにより、国の公安の維持に万全を期する。</p>
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	<p>23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。</p>
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治安の回顧と展望（平成22年版）（警察庁警備局）</li> <li>・ 「平成22年の警備情勢を顧みて」焦点第279号（23年3月）（警察庁警備局）</li> </ul>
評価を実施した時期	<p>22年4月から23年3月までの間</p>
政策所管課	<p>警備課、警備企画課</p>

基本目標 5 業績目標 2 平成22年度実績評価書

基本目標	国の公安の維持	
業績目標	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	
業績目標の説明	的確な警備措置を講ずることにより、大規模自然災害等の重大事案発生に伴う被害の最小化等を図る。	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：大規模自然災害等の重大事案への対処に係る各種訓練の実施状況（件数及び事例）</p> <p>達成目標：各種訓練を的確に実施する。</p> <p>基準年：17～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 各種訓練の実施状況は、大規模自然災害等の重大事案への的確な対処に向けた取組の推進状況を測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：災害警備活動の実施状況（事例）</p> <p>達成目標：重大事案発生に伴う被害の最小化を図る。</p> <p>基準年：17～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 災害警備活動の実施状況は、大規模自然災害等の重大事案への的確な対処に向けた取組の推進状況を測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：情報交換等関係機関との連携状況（事例）</p> <p>達成目標：関係機関との連携を強化する。</p> <p>基準年：17～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 関係機関との連携状況は、大規模自然災害等の重大事案への的確な対処に向けた取組の推進状況を測る一つの指標となるため。</p>
参考指標	参考指標	災害種別ごとの発生件数、警察官の平均出動人員及び出動延べ人員
	参考指標	広域緊急援助隊及び広域緊急援助隊特別救助班の事案ごとの出動延べ人員
業績目標達成のために行った施策	<p>東日本大震災への対応</p> <p>23年3月11日、東日本大震災が発生したことから、警察庁及び都道府県警察において所要の体制を確立し、内閣官房、内閣府等関係機関との情報交換を行いつつ、各種災害警備活動を実施した。</p> <p>災害警備活動</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害の拡大を防止するため、関係都道府県警察においては、所要の体制を確立して各種災害警備活動を実施した。</p> <p>大規模災害対策用資機材の整備</p> <p>大規模災害発生時に対処に当たる広域緊急援助隊等の装備資機材等を充実させるなど、大規模災害対処能力を充実強化した。</p>	

関係機関との情報交換等の連携  
 大規模自然災害発生時の対処等について内閣官房、内閣府等関係機関との情報交換を行うなど、緊密な連携を図った。  
 重大事案対処に係る各種訓練  
 災害の発生に際し、迅速かつ的確な対処を行い被害の最小化を実現するため、全国の都道府県警察において各種実戦的訓練を実施した。

効果の把握の手法及びその結果

(効果の把握の手法)

各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。

(結果)

**業績指標 大規模自然災害等の重大事案への対処に係る各種訓練の実施状況(件数及び事例)**

災害の発生に際し、迅速・的確な対処を行い被害の最小化を実現するため、各種災害を想定し、実際の建物を使用した救出訓練等を含む実戦的な広域緊急援助隊合同訓練を継続的に実施した。

広域緊急援助隊合同訓練の実施回数(回)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
広域緊急援助隊合同訓練	9	8	8	8	8	8

(23年4月警備課作成)

**【事例】**

- ・ 22年8月、北海道警察広域緊急援助隊は、北広島河川防災ステーションにおいて、直下型地震を想定し、被災情報の収集から救出・救助に至る訓練、交通路確保訓練、トリアージ訓練、検視訓練、映像配信訓練及び住民参加の避難訓練を実施した。
- ・ 22年9月、東北管区広域緊急援助隊は、陸上自衛隊駐屯地において、実車両を埋没させての土砂埋没車両救出救助訓練等の実戦的な訓練を実施した。

以上から、業績指標 については、重大事案対処に係る各種訓練を的確に実施したことから、目標を達成した。

**業績指標 災害警備活動の実施状況(事例)**

22年度中は、これまでの各種災害現場での活動状況を踏まえ、広域緊急援助隊等の自活能力を強化するための装備資機材等を整備するなどの措置を講じたほか、6月から7月にかけての中国・中部地方における大雨の際には、広域緊急援助隊を的確に運用した。

また、23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震においては、全国から広域緊急援助隊(特別救助班を含む。)を派遣したほか、警察用航空機や災害救助犬を活用するなどして被災者の救出救助や行方不明者の捜索を実施し、大規模災害発生に伴う被害の最小化を図る措置を講じた。

大規模自然災害等における災害警備活動

**【事例】**

- ・ 22年6月から7月にかけて、中国・中部地方における大雨により、土砂災害等が発生したことから、広島県警察を始めとする関係県警察は災害警備本部等を設置し対応に当たるとともに、各県警察から広域緊急援助隊を派遣し、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の活動を実施した。
- ・ 23年3月11日に三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」が発生し、国内観測史上最大規模の地震となったことから、警察庁及び関係都道府県警察等においては、緊急災害警備本部等を設置して被災情報を収集するとともに、被災県を除く都道府県警察より広域緊急援助隊等を派遣して被災者の救出・救助、行方不明者の捜索等を実施するなど、的確な初動措置を講じた。その後も継続的な警備部隊等の特別派遣を行っており、行方不明者の捜索や、被災地での警戒・警ら活動等の災害警備活動を実施している。
- ・ 東北地方太平洋沖地震によって発生した津波により、福島第一原子力

発電所において原子力事故が発生したことから、その周辺地域において大規模な避難誘導を行うとともに、行方不明者の捜索、検問、警戒・警ら活動等を実施している。

以上のように、業績指標 については、大規模自然災害等の重大事案発生に伴い、各種災害警備活動を実施しているところである。

< 参考指標 > 災害種別ごとの発生件数、警察官の平均出勤人員及び延べ人員

災害警備活動に伴う警察官の出勤人員数(人)(注1)

	17年	18年	19年	20年	21年	22年
警察官の出勤人員数	20,423	24,635	43,503	39,869	35,671	17,241

(23年4月警備課作成)

注1：台風、大雨、強風、高潮、地震及び津波の発生時に災害警備活動に従事した都道府県警察の警察官(現場臨場したものに限る)の延べ数

災害種別ごとの発生件数、警察官の延べ出勤人員数及び平均出勤人員数

	17年			18年		
	地震	台風	計	地震	台風	計
件数(注2)(件)	3	2	5	0	3	3
人的	死者(人)	1	27	0	9	9
	行方不明者(人)	0	3	0	1	1
被害	負傷者(人)	1,156	184	0	435	435
延べ出勤人員数(人)	12,581	5,663	18,244	0	3,347	3,347
平均出勤人員数(人)	4,194	2,832		0	1,116	

	19年			20年		
	地震	台風	計	地震	台風	計
件数(件)	5	3	8	6	0	6
人的	死者(人)	16	6	18	0	18
	行方不明者(人)	0	2	2	6	6
被害	負傷者(人)	2,718	189	640	0	640
延べ出勤人員数(人)	29,053	6,819	35,872	28,526	0	28,526
平均出勤人員数(人)	5,811	2,273		4,754	0	

	21年			22年		
	地震	台風	計	地震	台風	計
件数(件)	4	2	6	7	2	9
人的	死者(人)	1	30	0	0	0
	行方不明者(人)	0	2	2	0	0
被害	負傷者(人)	326	164	3	10	13
延べ出勤人員数(人)	983	17,269	18,252	1,052	530	1,582
平均出勤人員数(人)	246	8,635		150	265	

(平成23年4月警備課作成)

注2：件数は、警察庁において警備連絡室以上の警備本部等を設置した数

< 参考指標 > 広域緊急援助隊及び広域緊急援助隊特別救助班の事案ごとの出勤延べ人員

個別の事案ごとの広域緊急援助隊及び特別救助班の出勤延べ人員(人)

区分	17年度		18年度	19年度
出勤事案	JR西日本福知山線列車脱線事故(4月)	台風第14号(9月)	JR東日本羽越線(特急)列車事故(12月)	能登半島地震(3月)
広域緊急援助隊人員	171	88	45	380
特別救助班人員(注3)	66	20	44	22

区分	20年度		21年度	22年度
	岩手・宮城内陸	岩手県沿岸北部	中国・九州	広島県梅雨
				東日本

出勤事案	地震(6月)	を震源とする地震(7月)	北部豪雨(7月)	前線による大雨(7月)	大震災(3月)
広域緊急援助隊人員	1,397	124	346	71	6,009
特別救助班人員(注3)	306	6	51	0	286

(23年4月警備課作成)

注3：数字は広域緊急援助隊人員の内数

### 業績指標 情報交換等関係機関との連携状況(事例)

22年度においては、6月から7月にかけての中国・中部地方における大雨に際し、関係省庁連絡会議等の場を通じ、内閣官房、内閣府、消防庁等関係機関との間で緊密な連絡体制を確保し、情報の共有化を図った。

また、3月に発生した東日本大震災に際して、政府では緊急参集チーム、被災者生活支援各府省連絡会議等各種会議が設置されるとともに、被災地においては現地対策本部が設置されたことから、関係機関との間で緊密な連絡体制を確保し、情報の共有化を図るとともに、自衛隊・消防と連携して被災者の避難誘導や救出・救助に当たるなど、関係機関との連携強化を推進している。

これらのことから、業績指標 については、目標を達成した。

### 評価の結果

業績指標 については、現在も災害警備活動を行っているところであるが、業績指標 及び については目標を達成したことから、業績目標である「大規模自然災害等の重大事案への的確な対処」をおおむね達成したと認められる。

#### 評価の結果の政策への反映の方向性

今後とも、関係機関との連携強化及び各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進する。

また、23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震が未曾有の被害をもたらした、地震に伴って発生した福島第一原子力発電所における事故が国民生活に甚大な影響を及ぼしていることから、津波を始めとする大規模自然災害や原子力災害に的確に対処するため、政府における検討状況を踏まえて、警察庁においても従来の対策の見直しを行う。これに伴い、大規模自然災害等の重大事案発生時に必要な装備資機材や体制を強化する。

さらに、各種警備措置や事案対処に当たる部隊等に必要な装備資機材や体制の充実強化を図り、その対処能力の更なる向上に努めることにより、国の公安の維持に万全を期する。

#### 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。

#### 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

- ・治安の回顧と展望(平成22年版)(警察庁警備局)
- ・「平成22年の警備情勢を顧みて」焦点第279号(23年3月)(警察庁警備局)

#### 評価を実施した時期

22年4月から23年3月までの間

#### 政策所管課

警備課

基本目標 5 業績目標 3 平成22年度実績評価書

基本目標	国の公安の維持	
業績目標	警備犯罪取締りの的確な実施	
業績目標の説明	<p>主要警備対象勢力（注1）による違法事案に対する的確な対処、関係機関との連携強化等により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを的確に実施する。</p> <p>注1：警備犯罪（国の公安又は利益に係る犯罪、警備実施に関連する犯罪その他各種の社会運動に伴う犯罪）を行い、又は行うおそれのある主要な対象</p>	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：警備犯罪の検挙状況（検挙件数及び検挙事例）及び対処状況（対処事例）</p> <p>達成目標：主要警備対象勢力による違法事案に対し、的確な取締りを実施する。</p> <p>基準年：17～21年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 主要警備対象勢力による違法事案への対処の状況は、警備犯罪の取締りの推進状況を測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：入国管理局との合同摘発を始めとする関係機関との連携状況（不法滞在者数及び合同摘発人員数の推移並びに摘発事例）</p> <p>達成目標：関係機関との連携を強化する。</p> <p>基準年：17～21年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 関係機関との連携状況は、警備犯罪取締りの推進状況を測る一つの指標となるため。</p>
参考指標	参考指標	なし
業績目標達成のために行った施策	<p>主要警備対象勢力による違法事案の取締り等 極左暴力集団、右翼等の主要警備対象勢力による組織的違法行為等各種違法事案の取締りを実施した。</p> <p>入国管理局との合同摘発等関係機関との連携 合同摘発や情報交換等、法務省入国管理局等の関係機関との連携を図った。</p> <p>入管法第65条の活用 不法滞在者の摘発強化と退去強制の効率化のため、入管法第65条に基づく入国警備官への被疑者の引渡し制度（注2）の活用を図った。</p> <p>注2：入管法第65条は、刑事訴訟法の特例として、入管法第70条の罪（不法残留罪等）の被疑者を逮捕した場合で、その者が他に罪を犯した嫌疑がないなど一定の条件を満たすときは、48時間以内に当該被疑者を入国警備官に引き渡すことができると規定している。</p> <p>不法滞在者対策用装備資機材の整備 現場における偽変造旅券識別能力の向上を図るため、旅行文書用電子照会システムのデータ更新を行った。</p>	
効果の把握の手法及びその結果	<p>（効果の把握の手法） 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。</p> <p>（結果） 業績指標 警備犯罪の検挙状況(検挙件数及び検挙事例)及び対処状況(対処事例)</p>	

## 1 警備犯罪の検挙状況

22年中のオウム真理教に係る事件検挙件数・人員は1件2人で、17年から21年までの平均事件検挙件数・人員2件4人より少なかった。

22年中の極左暴力集団に係る事件検挙件数・人員は29件39人で、17年から21年までの平均事件検挙件数・人員38件67人より少なかった。

22年中の右翼関係事件検挙件数・人員は1,667件1,757人で、17年から21年までの平均事件検挙件数・人員1,690件1,971人とほぼ同水準であった。22年中の右翼による「テロ、ゲリラ」事件検挙件数・人員については、同年中に右翼による「テロ、ゲリラ」事件が発生しなかったことなどから、0件0人で、17年から21年までの平均検挙件数・人員3件4人より少なかった。

22年中の入管法違反の送致件数・人員は4,048件3,601人で、17年から21年までの平均送致件数・人員8,411件7,352人より少なかった。

22年中の外国人登録法違反の送致件数・人員は22件17人で、17年から21年までの平均送致件数・人員96件43人より少なかった。

22年中の集団密航事件検挙数・人員は2件8人で、17年から21年までの平均検挙件数・人員8件17人より少なかった。

### 警備犯罪の検挙件数・人員

	17年	18年	19年	20年	21年	17年~21年 (平均)	22年
オウム真理教に係る 事件検挙件数・人員	1件 8人	0件 0人	3件 4人	2件 4人	2件 3人	2件 4人	1件 2人
極左暴力集団に係る 事件検挙件数・人員	37件 55人	30件 76人	26件 33人	64件 109人	33件 61人	38件 67人	29件 39人
右翼関係事件検挙件 数・人員	1,647件 2,095人	1,686件 2,021人	1,752件 2,018人	1,689件 1,853人	1,675件 1,867人	1,690件 1,971人	1,667件 1,757人
右翼による「テロ、ゲリラ」 事件検挙件数・人員(注3)	5件 5人	5件 11人	3件 3人	2件 2人	0件 0人	3件 4人	0件 0人
入管法違反送致件数 ・人員(注4)	12,624件 11,143人	10,561件 9,191人	7,751件 6,770人	6,049件 5,230人	5,072件 4,428人	8,411件 7,352人	4,048件 3,601人
外国人登録法違反送 致件数・人員(注4)	126件 47人	116件 35人	92件 43人	77件 50人	68件 40人	96件 43人	22件 17人
集団密航事件検挙件 数・人員	11件 24人	9件 15人	10件	8件 16人	2件 4人	8件 17人	2件 8人

(23年4月公安課・外事課作成)

注3：右翼関係事件検挙件数・人員の内数である。

注4：「入管法違反送致件数・人員」、「外国人登録法違反送致件数・人員」は、日本人が被疑者である事件を含む。

### 【事例】

- 22年12月、飲食店営業許可を受けずに、布教の場としてスナックを営んでいたオウム真理教信者2人を食品衛生法違反（無許可営業）で逮捕した（大阪）。
- 22年2月、東京都千代田区内の法政大学市ヶ谷キャンパス前において、拡声器を使用し大音量で宣伝活動を行った中核派系全学連活動家ら6人を威力業務妨害罪等で逮捕した（警視庁）。
- 22年6月、東京都内のマンションに設定された革マル派の非公然アジトを摘発した（警視庁）。
- 22年8月、危険物の取扱所としての許可を受けていない自己の会社敷地内において、法定の指定数量を超える危険物（石油類）を大型貨物自動車等に給油していた右翼団体幹部らを消防法（危険物の貯蔵及び取扱制限等）違反で逮捕した（愛媛）。
- 20年に発生した国内区間搭乗制度を悪用した航空機によるタイ人集団密航事件で、不法入国者を検挙し継続的に捜査を実施した結果、22年6月、密航組織を摘発し、入管法違反（営利目的で集団密航者を本邦にらせる罪）で日本人被疑者6人を逮捕した。  
なお、被疑者6人のうち、タイに在住していた2人については、外交ルートによる身柄の引取りを行った（千葉）。
- 22年5月、警察及び海上保安庁との合同捜査により、長崎県田平港に

において、韓国釜山から小型船で密入国した韓国人等14人を入管法違反(不法入国等)で逮捕するとともに、不法滞在の韓国人を長崎から韓国に向け不法に出国させた同船船長等2人を入管法違反(不法出国幫助等)で逮捕した。また、その後の突き上げ捜査により、韓国人ブローカー4人を入管法違反(不法出国幫助等)で逮捕した(警視庁・長崎・千葉)。

## 2 主要警備対象勢力への対処の状況

### (1) オウム真理教

22年度中も21年度に引き続き、無差別大量殺人行為を再び起こさせないため、関係機関と連携してオウム真理教の実態解明に努めるとともに、オウム真理教による組織的違法行為に対する取締りを推進した。その結果、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく観察処分適用を回避するため麻原彰晃こと松本智津夫からの脱却を装っていた上祐派について、同派に対する全国初の事件化を通じて、その欺まん性・危険性を明らかにした。

### (2) 極左暴力集団

22年度中も21年度に引き続き、極左暴力集団に対する取締りを推進し、「テロ、ゲリラ」事件の発生を未然に防止するとともに、革マル派の非公然アジト1か所を摘発するなど、組織の実態解明に努めた。

### (3) 右翼

22年度中も21年度に引き続き、右翼による銃器犯罪や資金獲得を目的とした犯罪の検挙を通じ、「テロ、ゲリラ」事件の発生を未然に防止するとともに、市民の平穏な生活に支障を及ぼす悪質な街頭宣伝活動に対して、様々な法令を適用して事件検挙に努めた。

なお、対処事例については、上記1の事例と同様である。

## 3 入管法第65条の活用

22年中の入管法第65条の適用人員は1,630人で、17年から21年までの平均人員5,236名より少なかった。

### 入管法第65条の適用人員

	17年	18年	19年	20年	21年	17年~21年 (平均)	22年
適用人員(人)	5,706	6,647	6,199	4,834	2,793	5,236	1,630

(23年4月外事課作成)

以上のとおり、主要警備対象勢力の検挙状況については、オウム真理教に係る事件の検挙件数・人員及び極左暴力集団に係る事件検挙件数・人員は17年から21年の平均を下回り、右翼関係事件の検挙件数・人員は同平均とほぼ同水準にとどまったものの、革マル派の非公然アジトの摘発やオウム真理教の拠点施設への捜索等を通じ、これら勢力の活動実態を解明するとともに、右翼による「テロ、ゲリラ」事件を未然に防止するなど、主要警備対象勢力への対処は的確に行われた。

また、入管法違反の送致件数及び送致人員並びに同法第65条の適用人員が17年から21年の平均を下回ったものの、これは我が国における不法滞在者数が17年から21年までの5年間で約半減したことにも留意する必要があり、また、漁船による密入国等、犯行手口が複雑・巧妙化している中、関係機関と緊密に連携した結果、組織的な集団密航事件の検挙を通じこれらの実態を解明するなど、入管法違反事件等への対処は的確に行われた。

よって、業績指標 については、主要警備対象勢力への対処が的確に行われたことから、目標をおおむね達成した。

### 業績指標 入国管理局との合同摘発を始めとする関係機関との連携状況(不法滞在者数及び合同摘発人員数の推移並びに摘発事例)

不法滞在外国人の集まる場所等を重点に、法務省入国管理局との合同摘発を恒常的に実施するなど、不法滞在外国人数の縮減に向けた取締りを推進

したものの、22年中の合同摘発人員は5,426人で、17年から21年までの平均摘発人員10,503人より少なかった。

不法入国については、海上保安庁、法務省入国管理局、財務省関税局及び外国関係機関と連携して、航空機や船舶利用による集団密航事件等を検挙している。

不法滞在者数

	18年	19年	20年	21年	22年	23年
人数(人)	約22万人	約20万人	約17万4千人	約12万8千～約13万6千人	約10万5千人～約11万4千人	約9万～約10万人 推計

(法務省の公表による(各年1月1日現在。ただし、平成23年の数値は国際捜査管理官による推計))

入国管理局との合同摘発人員

	17年	18年	19年	20年	21年	17年~21年(平均)	22年
適用人員(人)	9,294	12,101	11,902	11,669	7,551	10,503	5,426

(23年4月外事課作成)

【事例】

- ・ 22年5月、入国管理局との合同摘発により、風俗店でホステスとして稼働していた中国人留学生等9人を入管法違反(資格外活動)で摘発するとともに、同留学生を働かせていたとして、同店の経営者ら2人を入管法違反(不法就労助長)で検挙した(岡山)。
- ・ 22年7月、警察及び入国管理局の連携により、IT関連企業のマレーシア人経営者が、入管法に定められた特例措置を悪用し、カンボジア人3人をIT技術者として入国させ、スーパーで単純作業に従事させていたとして同経営者ら4人を入管法違反(不法就労助長)で逮捕した(福岡)。

以上から、業績指標 については、合同摘発や入管法違反事件の捜査等を通じて、入国管理局等関係機関との連携強化を図り、警察を含めた関係機関が取締りを強化した結果、合同摘発人員数は17年から21年までの平均を下回ったものの、我が国における不法滞在者数の減少傾向をより一層推し進め、我が国における不法滞在者数が18年から22年までの間に約半減していることにも寄与していることから、目標をおおむね達成した。

評価の結果

業績指標 及び については、ともに目標をおおむね達成したことから、業績目標である「警備犯罪取締りの的確な実施」をおおむね達成したと認められる。

しかし、依然として、漁船による密入国等、犯行手口が複雑・巧妙化していることから、引き続き、不法滞在者数をより減少させるため、今後とも取締りの強化を図る必要がある。

評価の結果の  
政策への反映  
の方向性

引き続き、主要警備対象勢力に対する的確な対処により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを的確に実施する。

また、不法滞在者については、18年から22年までの5年間で約半減したものの、いまだ多数の不法滞在者が存在していることから、入国管理局との合同摘発等関係機関との連携強化や退去強制の効率化の推進により、不法滞在者の更なる取締りの強化を推進する。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情

- ・ 治安の回顧と展望(平成22年版)(警察庁警備局)
- ・ 「平成22年警備情勢を顧みて」焦点第279号(23年3月)(警察庁警備局)

報に関する事項	
評価を実施した時期	22年4月から23年3月までの間
政策所管課	公安課、外事課

基本目標 5 業績目標 4 平成22年度実績評価書

基本目標	国の公安の維持	
業績目標	国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処	
業績目標の説明	諜報事案、拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案、国際テロ等に係る国内外の情報収集・分析機能を強化することにより、対日有害活動・国際テロ等の未然防止を図るとともに、これら事案に的確に対処する。	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：国内外の関係機関との情報交換等の連携状況（事例）</p> <p>達成目標：関係機関との連携を強化する。</p> <p>基準年：17～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 関係機関の連携強化の推進状況は、諜報・国際テロ等の未然防止に向けた取組及びこれらの事案への的確な対処の推進状況を測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：国際テロの発生状況（事例）</p> <p>達成目標：国際テロの未然防止を図る。</p> <p>基準年：17～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 国際テロの発生状況は、国際テロの未然防止に向けた取組の推進状況を測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：北朝鮮による拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に係る事案への取組状況（事例）</p> <p>達成目標：北朝鮮による拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に的確に対処する。</p> <p>基準年：17～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 北朝鮮による拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に係る事案への取組状況は、これら事案に対する的確な対処の推進状況を測る一つの指標となるため。</p>
参考指標	参考指標	なし
業績目標達成のために行った施策	<p>官邸、関係機関等との連携 内閣情報会議、合同情報会議等において、官邸、内閣官房等に対し政府の意思決定に資する情報の提供を行った。</p> <p>外国治安情報機関等との多種多様な情報交換 外事情報部長による外国治安情報機関等とのハイレベルかつ緊密な情報交換等に加え、実務担当者による情報交換等を実施した。</p> <p>情報収集・分析機能の強化 外事課及び国際テロリズム対策課において、所要の増員措置を講じることにより、対日有害活動や国際テロ等に関連する情報の収集・分析体制の</p>	

<p>効果の把握の手法及びその結果</p>	<p>強化を図った。</p> <p>(効果の把握の手法) 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。</p> <p>(結果) <b>業績指標 国内外の関係機関との情報交換等の連携状況(事例)</b> 外事情報部長によるハイレベルかつ緊密な情報交換及び実務担当者による情報交換等を積極的に実施し、これまでカウンターパートでなかった機関とも協力関係を構築するに至るなど、従来以上に外国治安機関等との緊密な連携が図られた。 また、22年9月にオーストラリアで実施されたP S I (注) 航空阻止訓練に参加したほか、22年11月から12月にかけて、国際協力機構(J I C A)と「国際テロ事件捜査セミナー」を共催し、世界各国のテロ対策実務担当者に対してテロ事件の捜査技術に関するノウハウを提供するなど、国際的な取組に積極的に参加した。 さらに、税関等関係機関と緊密に連携した結果、22年度中に、対北朝鮮措置に係る違法行為を5件検挙したほか、大量破壊兵器関連物資等に関する事件を1件検挙した。</p> <p>注：Proliferation Security Initiative の略。国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器、ミサイル及びそれらの関連物資の拡散を阻止するために、国際法及び各国国内法の範囲内で、参加国が共同してとり得る移転 (transfer) 及び輸送 (transport) の阻止のための措置を検討・実践する取組</p> <p>以上から、業績指標 については、国内外の関係機関との情報交換等の連携が強化されていることから、目標を達成したと認められる。</p> <hr/> <p><b>業績指標 国際テロの発生状況(事例)</b> 外事情報部長による外国治安情報機関等とのハイレベルかつ緊密な情報交換、内閣情報会議、合同情報会議等における関係機関に対する情報の提供等により、国内外の関係機関との連携を強化し、テロ関連情報の収集・分析を強化した。 また、テロリスト等の入国及び銃器・爆発物等の持込みを防ぐため、入国管理局、税関等の関係省庁と連携し、国際海空港における水際対策を実施した。 さらに、22年11月に開催されたA P E C 首脳会議等に際しては、爆発物原料販売事業者や旅館業者等のテロリストがテロの準備段階において利用する可能性のある施設等の管理者に対し、不審情報の即報等の協力を要請する対策を推進した結果、実際にこれらの管理者から不審情報が提供され、その情報に基づき不審点を解明するなど、官民一体となった日本型テロ対策を推進した。 これらの国際テロ対策を積極的に推進した結果、22年度中、我が国において国際テロの発生はなかったことから、業績指標 については、目標を達成した。</p> <hr/> <p><b>業績指標 北朝鮮による拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に係る事案への取組状況(事例)</b> 警察は、22年度中、パワーショベル不正輸出事件1件を検挙したほか、北朝鮮による拉致容疑事案について捜査を推進するなど、対日有害活動に的確に対処した。</p> <p>【事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大量破壊兵器の開発等に使用されるおそれがあるものとして、経済産業大臣により外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づき輸出許可を要するとの通知を受けていたパワーショベル1台を、同大臣の許可を受けないで、21年4月、中国経由で北朝鮮向けに不正に輸出したことから、22年6月、貿易会社社長らを外為法違反(無許可輸出)で検挙した(福岡・熊本)。</li> </ul> <p>以上から、業績指標 については、今後取組をより一層強化する必要があるものの、対日有害活動に係る事案への的確な対処が行われたことから、目</p>
-----------------------	---

	標をおおむね達成した。
評価の結果	<p>業績指標 及び については目標を達成し、業績指標 については目標をおおむね達成したことから、業績目標である「国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処」をおおむね達成したと認められる。</p> <p>しかしながら、依然として厳しい国際テロ情勢及び活発化する対日有害活動をめぐる状況を踏まえると、情報収集・分析機能をより一層強化していく必要があるものと認められる。</p>
評価の結果の政策への反映の方向性	情報収集・分析機能は一定の強化が図られたが、引き続き、情報収集・分析態勢の強化、国内外の関係機関との情報交換を図り、情報収集・分析機能の強化を進めていく。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治安の回顧と展望(平成22年版)(警察庁警備局)</li> <li>・「平成22年の警備情勢を顧みて」焦点第279号(23年3月)(警察庁警備局)</li> </ul>
評価を実施した時期	22年4月から23年3月までの間
政策所管課	外事課、国際テロリズム対策課

基本目標 6 業績目標 1 平成22年度実績評価書

基本目標	犯罪被害者等の支援の充実	
業績目標	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	
業績目標の説明	<p>犯罪被害者等は、犯罪による直接的被害に加えて、精神的苦痛、経済的損害等の様々な被害を被っており、多様な場面において支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等の総合的な支援を充実させる。</p>	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：犯罪被害給付制度の運用状況（申請に係る被害者数、支給被害者数、不支給被害者数、裁定・決定金額及び平成20年度法律・政令改正に伴う経済的支援の拡充に係る被害者数、裁定・決定金額）</p> <p>達成目標：犯罪被害給付制度の適切な運用を図る。</p> <p>基準年：17～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠：          犯罪被害給付制度の運用状況は、総合的な犯罪被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため。          （犯罪被害者等基本計画（17年12月27日閣議決定））</p>
	業績指標	<p>指標：身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給件数</p> <p>達成目標：性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者に対する初診料等の適切な支給を図る。</p> <p>基準年：17～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠：          身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給の状況は、総合的な被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため。          （犯罪被害者等基本計画（17年12月27日閣議決定））</p>
	業績指標	<p>指標：犯罪被害者等に対するカウンセリング体制の整備状況（警察における臨床心理資格を有する被害者相談専門要員の配置数、その他の被害者相談専門要員の配置数）</p> <p>達成目標：それぞれの指標について最近の増加傾向を維持する。</p> <p>基準年：17～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠：          犯罪被害者等に対するカウンセリング体制の整備状況は、総合的な被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため。          （犯罪被害者等基本計画（17年12月27日閣議決定））</p>
	業績指標	<p>指標：関係機関・団体等との連携状況（民間被害者支援団体における相談受理件数、犯罪被害者等早期援助団体の指定数及び警察からの情報提供件数）</p> <p>達成目標：それぞれの指標について最近の増加傾向を維持する。</p> <p>基準年：17～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠：</p>

	民間被害者支援団体における相談受理件数等の増加が総合的な被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため。 (犯罪被害者等基本計画(17年12月27日閣議決定))																				
参考指標	参考指標	刑法犯による死者及び重傷者数の数																			
	参考指標	主な身体犯の犯罪認知件数																			
	参考指標	交通事故による死者及び重傷者の数																			
	参考指標	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律に基づく給付制度の運用状況																			
業績目標達成のために行った施策	<p>被害者支援推進計画の推進 警察庁において「平成22年度犯罪被害者支援推進計画」を策定し、都道府県警察に示すとともに、当該計画に基づき、各種支援施策を推進した。</p> <p>被害者支援に対する適正な支援の推進 犯罪被害者支援に携わる警察職員の士気高揚を図るため、真に国民のニーズを踏まえた犯罪被害者支援活動及び効果的な施策に対して、表彰を実施した。</p> <p>研修(被害者支援指導専科及び被害者カウンセリング技術上級専科)の実施 警察大学校等において、被害者支援専科、被害者カウンセリング技術専科といった犯罪被害者支援に関する各種研修を実施した。</p> <p>広報の推進 毎年11月を広報実施月に設定して、犯罪被害者支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底について、重点的に広報を実施するとともに、年間を通じて、関係機関・団体と連携を図った。</p> <p>社会全体で被害者を支え、地域社会が一丸となって犯罪と対決する気運の醸成 犯罪被害者等や関係機関・団体と連携し、中高生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」や大学生を対象にした被害者支援に関する講義等を実施するなど、あらゆる機会を活用して、犯罪被害の実態、命の大切さ等につき国民の理解を深め、社会全体で被害者を支え、犯罪と対決する気運の醸成を図った。</p> <p>全国被害者支援フォーラム等を通じた民間被害者支援団体との連携の推進 犯罪被害者支援の日における民間被害者支援団体が主催する「全国被害者支援フォーラム2010」を後援した。</p>																				
効果の把握の手法及びその結果	<p>(効果の把握の手法) 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。</p> <p>(結果) <b>業績指標</b> 犯罪被害給付制度の運用状況(申請に係る被害者数、支給被害者数、不支給被害者数、裁定・決定金額及び平成20年度法律・政令改正に伴う経済的支援の拡充に係る被害者数、裁定・決定金額)</p> <p>22年度中の申請に係る被害者数は585人と、21年度中に比べ4人(0.7%)減少した。</p> <p>22年度中に都道府県公安委員会から支給裁定を受けた被害者数は534人と、21年度に比べ4人(0.7%)減少した。22年度中に都道府県公安委員会から支給裁定を受けた被害者数のうち、20年度法律・政令改正により支給額が拡大した被害者数は112人と、21年度に比べ59人増加した。</p> <p>22年度中の裁定金額は約13億1,100万円と、21年度と比べ約3,400万円増加した。22年度中の裁定金額のうち、20年度法律・政令改正により拡大した支給範囲に当たる金額は約6億4,000万円と21年度と比べ約2億9,800万円増加した。</p> <p>犯罪被害給付制度の運用状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">年度別</th> <th style="width:10%;">17年度</th> <th style="width:10%;">18年度</th> <th style="width:10%;">19年度</th> <th style="width:10%;">20年度</th> <th style="width:10%;">21年度</th> <th style="width:10%;">22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							年度別	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度							
年度別	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度															

					うち法律・政令改正の効果 (注1)		うち法律・政令改正の効果		うち法律・政令改正の効果
申請	被害者 (申請者)	465 (608)	491 (649)	448 (574)	462 (565)	-	589 (719)	-	585 (718)
裁定	支給被害者 (申請者)	394 (520)	435 (583)	407 (546)	388 (510)	1 (1)	538 (656)	53 (56)	534 (641)
	不支給被害者 (申請者)	18 (21)	23 (27)	38 (42)	19 (22)	0	28 (31)	0	29 (32)
	計 (申請者)	412 (541)	458 (610)	445 (588)	407 (532)	1 (1)	566 (687)	53 (56)	563 (673)
裁定・決定金額 (百万円)	1,133	1,272	932	907	13	1,277	342	1,311	640

(23年5月刑事企画課作成)

注1:「うち法律・政令改正の効果」とは、被害者又は申請者のうち、以下の法律・政令改正により支給額が増額となった者の人数を計上している。

<平成20年7月1日から施行された法律・政令改正の概要>

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第15号)

- ・ 重傷病給付金等について休業損害を加算

犯罪被害者等が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため、従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日がある場合、重傷病給付金及び遺族給付金の額に、休業損害を考慮した額を加算

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成20年政令第170号)

- ・ 生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金の引上げ

生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金の最高額を約1,600万円から約3,000万円に引上げ、平均収入が低い30歳未満の犯罪被害者について最低額を大幅に引上げ

- ・ 重度後遺障害を負った被害者に対する障害給付金の引上げ

障害等級第1級に該当し、常に介護を要する状態にある犯罪被害者に対する障害給付金の最高額を約1,800万円から約4,000万円に引上げ、平均収入が低い30歳未満の犯罪被害者について最低額を大幅に引上げ

以上から、業績指標 については、裁定を受けた被害者数は前年度から若干減少しているものの裁定・決定金額は増加しており、また、20年7月1日に施行された法律・政令改正により支給額が拡大された裁定を受けた被害者数及び裁定・決定金額は大幅に増加していることから、犯罪被害給付制度の適切な運用を図るという目標を達成した。

<参考指標 > 刑法犯による死者及び重傷者の数

刑法犯(過失犯を除く。)による死者及び重傷者の数(人)(注2)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
刑法犯(過失犯を除く。)による死者	880	813	798	831	714	636
刑法犯(過失犯を除く。)による重傷者	2,928	2,776	2,701	2,602	2,598	2,628
合計	3,808	3,589	3,499	3,433	3,312	3,264

(23年5月刑事企画課作成)

注2:刑法犯のうち、過失致死傷罪、重過失致死傷罪、業務上過失致死傷罪及び失火罪を除いたもの。

また、重傷者とは、全治1か月以上の障害を負った者をいう。

括弧内の数字は21年度との比較を表す。

22年度は暫定値

**業績指標 身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給件数**

22年度中の身体犯被害者に対する診断書料の支給件数は4,312件と、21年度に比べて334件(8.4%)増加した。また、初診料の支給件数は3,218件と、21年度に比べ、210件(6.5%)増加した。検案書料の支給件数は1,269件と、21年度に比べ312件(32.6%)増加した。

身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給状況(件)(注3)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
診断書料	3,027	4,072	4,165	4,030	3,978	4,312 (+334)
初診料	1,726	2,803	2,984	2,857	3,008	3,218 (+210)
検案書料	163	334	638	542	957	1,269 (+312)

(23年5月給与厚生課作成)

注3：括弧内の数字は21年度との比較を表す。

以上から、業績指標 については、診断書料、初診料及び検案書料の支給件数がいずれも前年度より増加しており、これらの数値は17年度から22年度にかけて増加傾向にあり、性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の適切な支給を図るという目標は達成したと認められる。

< 参考指標 > 主な身体犯の犯罪認知件数

主な身体犯の犯罪認知件数(件)(注4)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
殺人	1,361	1,264	1,235	1,254	1,101	1,047 (-54)
強盗	5,726	5,033	4,419	4,373	4,433	3,894 (-539)
強姦	2,013	1,934	1,755	1,517	1,349	1,260 (-89)
傷害	34,345	33,359	30,150	28,145	26,217	26,303 (+86)
強姦わいせつ	8,709	8,343	7,550	7,007	6,607	6,972 (+365)

(23年5月刑事企画課作成)

注4：括弧内の数字は21年度との比較を表す。

22年度は暫定値

4月1日現在の数字

業績指標 犯罪被害者等に対するカウンセリング体制の整備状況(警察における臨床心理資格を有する被害者相談専門要員の配置数、その他の被害者相談専門要員の配置数)

臨床心理資格を有する被害者相談専門要員は、23年3月末現在、全国で84人配置されており、22年3月末と同数を維持している。また、その他の被害者相談専門要員は、23年3月末現在、全国で174人配置されており、22年3月末に比べ11人(5.9%)減少しているが、これら人員減のうち7名は、統計基準日が人事異動期に重なったことから一時的に生じたものであり、5月20日現在、その全てが補充されている。また、その他の4名については、1名が部門間人事交流元(少年課)への復帰、3名が退職による減であるが、退職による減については、現在補充のため、適任者を探しているところであり、昨年度の状態をほぼ維持している。

被害者相談専門要員の配置数(人)(注5)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
臨床心理資格を有する相談要員	75	74	84	85	84	84 (0)
その他の相談要員	131	131	141	182	185	174 (-1)

(23年5月給与厚生課作成)

注5：括弧内の数字は21年度との比較を表す。

22年度は暫定値

4月1日現在の数字

以上から、業績指標 については、「その他の相談要員」の数が微減しているものの、カウンセリング業務における要となる「臨床心理資格を有する相談要員」については前年数を維持していることから、それぞれの指標について最近の増加傾向を維持するという目標はおおむね達成したと認められる。

**業績指標 関係機関・団体等との連携状況（民間被害者支援団体における相談受案件数、犯罪被害者等早期援助団体の指定数及び警察からの情報提供件数）**

犯罪被害者支援活動を一層充実させるために設立された「NPO法人全国被害者支援ネットワーク」に加盟している民間被害者支援団体の設立数は、23年3月末現在、47都道府県48団体である。22年度中の民間被害者支援団体における相談受案件数は2万2,192件で、21年度に比べ2,673件（13.7%）増加している。また、民間被害者支援団体のうち、犯罪被害者等早期援助団体（注6）の指定を受けている団体は39団体と、22年3月末に比べ、9団体（30%）増加している。警察から犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供件数も606件と、21年度に比べ64件（11.8%）増加している。これらの数値については、17年度以降毎年増加している。

注6：犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づき、都道府県公安委員会から犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められ、当該事業を行うものとして指定された非営利法人。犯罪被害者等早期援助団体に対しては、犯罪被害者の同意に基づき、警察から被害者の氏名及び住所その他犯罪被害の概要に関する情報が提供されることから、事件発生直後から警察との連携により、犯罪被害者等に、迅速かつ適切な支援を提供することができる。

**民間被害者支援団体との連携状況（注7）**

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
民間被害者支援団体における相談受理（件）	13,548	15,107	15,572	17,027	19,519	22,192 (+2,673)
犯罪被害者等早期援助団体の指定（団体・累計）	9	10	17	24	30	39 (+9)
警察からの情報提供数（件）	226	387	393	415	542	606 (+64)

（23年5月給与厚生課作成）

注7：括弧内の数字は21年度との比較を表す。

以上から、業績指標 については、民間被害者支援団体における相談受案件数、犯罪被害者等早期援助団体の指定数及び警察からの情報提供件数のいずれも増加したことから、それぞれの指標について最近の増加傾向を維持するという目標は達成したと認められる。

**<参考指標> 交通事故による死者及び重傷者の数**

**交通事故による死者及び重傷者の数（人）（注8）**

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
死者	6,776	6,236	5,499	5,134	4,892	4,834 (-58)
重傷者	68,154	63,516	60,343	55,727	53,226	50,376 (-2,850)

（23年5月交通企画課作成）

注8：括弧内は21年度との比較を表す。

また、重傷者とは、全治1か月以上の障害を負った者をいう。

22年度は暫定値

**<参考指標> オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律に基づく給付制度の運用状況（注9）**

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律に基づく給付制度の運用状況

	20年度	21年度	22年度

	申請	3,421	2,179	484
	裁定	2,476	2,944	658
	支給	1,809	3,496	757
	支給額(万円)	127,040	121,050	50,990
	(23年5月給与厚生課作成)			
	注9：オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律は平成20年12月18日に施行され、平成22年12月18日以降は原則として給付申請できない。			
評価の結果	<p>業績指標 については目標をおおむね達成し、業績指標 、 及び については目標を達成したことから、業績目標である「犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等総合的な支援の充実」をおおむね達成したと認められる。</p> <p>今後、業績指標 の評価を踏まえ、犯罪被害者等に対するカウンセリング体制について、更なる充実を図る必要がある。</p>			
評価の結果の政策への反映の方向性	<p>今後とも、民間被害者支援団体等の関係機関・団体と連携を図りつつ、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等総合的な支援の充実を図る。</p> <p>特に、犯罪被害者等に対するカウンセリング体制の更なる充実を図るため、適任者の確保、研修の充実等について、都道府県警察に対する必要な指導を行っていくこととする。</p>			
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	犯罪統計資料(17年から22年)(警察庁)			
評価を実施した時期	22年4月から23年3月までの間			
政策所管課	給与厚生課			

基本目標 7 業績目標 1 平成22年度実績評価書

基本目標	安心できるIT社会の実現	
業績目標	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止	
業績目標の説明	ITが国民生活や社会経済活動に多大な影響を与える存在となっていることを踏まえ、情報セキュリティを確保するとともに、ネットワークを悪用した犯罪を始めとするサイバー犯罪の取締り、サイバーテロ対策等を進めることにより、安心できるIT社会を実現する。	
業績指標及び達成目標	業績指標	<p>指標：不正アクセス行為の検挙率</p> <p>達成目標：不正アクセス行為の検挙率を過去5年間の平均より増加させる。</p> <p>基準年：17～21年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 不正アクセス行為の対象となり得るITの利用機会が増大している中、不正アクセス行為の検挙率の増加は、IT社会における情報セキュリティの確保の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：サイバーテロの発生状況</p> <p>達成目標：サイバーテロの発生及び被害の拡大を防止する。</p> <p>基準年：17～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： サイバーテロの発生状況は、IT社会における情報セキュリティの確保の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：技術支援件数</p> <p>達成目標：技術支援件数について、最近の増加傾向を維持する。</p> <p>基準年：17～21年度 達成年：22年度</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 犯罪捜査において電磁的記録の解析を行う件数（技術支援件数）の増加は、IT社会における情報セキュリティの確保の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
	業績指標	<p>指標：ネットワーク利用犯罪の検挙件数</p> <p>達成目標：ネットワーク利用犯罪の検挙件数について、最近の増加傾向を維持する。</p> <p>基準年：17～21年 達成年：22年</p> <p>目標設定の考え方及び根拠： 犯罪の実行に不可欠な手段としてネットワークを利用する犯罪の検挙件数の増加は、ネットワークを悪用した犯罪の抑止の度合いを測る一つの指標となるため。</p>
参考指標	参考指標	サイバー犯罪等に関する相談受理件数

	<p>参考指標 インターネット・ホットラインセンターが受理した違法・有害情報件数</p> <p>参考指標 出会い系サイトを利用して犯罪被害に遭った児童数</p> <p>参考指標 インターネット利用者数</p>
<p>業績目標達成のために行った施策</p>	<p>捜査官の育成、各種資機材の整備等によるサイバー犯罪対策の体制の強化</p> <p>サイバー犯罪対策に従事する警察職員に対し、サイバー犯罪の防止及び捜査、電磁的記録解析等に関する専門知識を習得させるための教養を実施した。また、サイバー犯罪捜査のための資機材を整備するとともに、ファイル共有ソフトによるファイルの流通状況等の実態を把握するためのP2P観測システムを運用した。さらに、違法情報の効率的な捜査活動を推進するため、新たな捜査態勢である全国協働捜査方式（注1）の試行を開始した。</p> <p>警察職員への研修等によるサイバーテロ対策のための体制の強化</p> <p>サイバー攻撃手法等に関する教養及び民間委託による訓練等を実施した。また、リアルタイム検知ネットワークシステムを運用した。</p> <p>各種講演やセミナーによる教養及びホームページ等を活用した情報発信を通じた情報セキュリティ対策に関する広報啓発</p> <p>各種講演やセミナーによる教養、警察庁セキュリティポータルサイト（@police）、情報セキュリティ対策DVD、広報啓発用リーフレット等により、情報セキュリティに関する広報啓発を行った。</p> <p>サイバーテロ対策セミナー、訓練等の実施による重要インフラ事業者等との連携強化</p> <p>都道府県警察のサイバーテロ対策プロジェクトにおいて、重要インフラ事業者等への個別訪問を行い、捜査に対する協力等の要請を行うとともに、サイバーテロ対策協議会、サイバーテロ対策セミナー等を開催し、情報セキュリティに関する情報提供や意見交換等を行ったほか、重要インフラ事業者等と事案発生を想定した共同訓練を実施し、緊急対処能力の向上を図るなど、官民連携の強化に努めた。</p> <p>国際捜査協力、情報セキュリティに関する情報共有等によるサイバー犯罪取締り等のための国際連携の強化</p> <p>G8ハイテク犯罪サブグループ会合への出席、警察庁・FBIサイバー犯罪ワーキング・グループやアジア太平洋地域サイバー犯罪捜査技術会議の開催、国際的なサイバー攻撃対処演習である「サイバーストーム」への参加等により、犯罪取締り等のための諸外国との国際連携を強化した。</p> <p>先端的なサイバー犯罪に対応するための効果的な抑止・捜査手法の活用の推進</p> <p>ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害事犯について、23都道府県警察において一斉取締りを行うなど効果的な取締りを実施した。また、サイバー犯罪の捜査情報を共有するシステムを運用し、各都道府県警察において個別に把握した捜査情報等の共有を図った。</p> <p>デジタルフォレンジック（注2）に係る会議の開催等による国内捜査関係機関との連携強化</p> <p>デジタルフォレンジック連絡会を開催し、情報技術の解析に係る国内捜査関係機関との情報共有を行った。</p> <p>総合セキュリティ対策会議の開催等による産業界等との連携強化</p> <p>総合セキュリティ対策会議において、不正アクセス対策、違法・有害情報対策及びサイバーボランティア育成の3テーマについて分科会を設けて議論を行ったほか、プロバイダ連絡協議会等において情報交換を行った。また、電子機器等の解析に必要な技術情報を得るため、民間企業との技術協力を推進した。</p> <p>ホットライン業務（注3）の効果的運用</p> <p>インターネット・ホットラインセンター（警察庁委託業務）において、インターネット上の違法・有害情報に関する通報を受理し、22年中にはサイト管理者等に対し16,422件の削除依頼等を行い、12,450件（75.8%）が削除された。</p>

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の効果的な運用

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律違反について、22年中は412件の検挙を行った。

児童ポルノのブロックの自主的導入に向けた環境整備

インターネット上の児童ポルノの流通を防止するため、プロバイダによる実効性のあるブロックの自主的導入に向けた環境整備を実施した。

注1：インターネット・ホットラインセンターから警察庁に対して通報された違法情報の発信元を割り出すための初期捜査を警視庁が一元的に行い、捜査すべき都道府県警察を警察庁が調整する捜査方式

注2：犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続

注3：インターネット利用者からインターネット上の違法情報（児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚醒剤等規制薬物の販売に関する情報等、インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報）、有害情報（違法情報には該当しないが、犯罪や事件を誘発するなど公共の安全と秩序の維持の観点から放置することのできない情報）に係る通報を受け付け、違法情報については警察に通報するとともに、プロバイダ等に削除依頼を実施し、有害情報についてはプロバイダ等に対して契約約款等に基づく削除等の措置を依頼する業務

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）

各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。

（結果）

**業績指標 不正アクセス行為の検挙率**

22年中の不正アクセス行為の検挙率は84.9%と、17年から21年の平均検挙率に比べ11.5ポイント（15.7%）増加した。

不正アクセス行為の検挙率

	17年	18年	19年	20年	21年	17～21年 （平均）	22年
検挙率（%）	46.8	74.3	79.3	76.0	90.7	73.4	84.9

（23年5月情報技術犯罪対策課作成）

以上から、業績指標 については、不正アクセス行為の検挙率を過去5年間の平均より増加させるという目標を達成した。

**業績指標 サイバーテロの発生状況**

22年度中のサイバーテロの発生件数は0件であった。

サイバーテロ発生状況

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
件数（件）	0	0	0	0	0	0

（23年5月警備企画課作成）

以上から、業績目標 については、サイバーテロの発生を防止するという目標を達成した。

**業績指標 技術支援件数**

技術支援件数については、17年度から21年度まで増加傾向にあるところ、22年度は20,850件と、21年度よりやや減少しているものの、20年度と比較しても増加していることから、増加傾向を維持していると考えられる。

技術支援件数

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
件数（件）	11,601	15,803	18,045	18,959	21,143	20,850

（23年5月情報技術解析課作成）

以上から、業績目標 については、技術支援件数について最近の増加傾向を維持するという目標を達成した。

**業績指標 ネットワーク利用犯罪の検挙件数**

ネットワーク利用犯罪の検挙件数は近年増加傾向にあり、22年中は5,199件と、21年に比べ1,238件（31.3%）増加した。

ネットワーク利用犯罪の検挙件数

	17年	18年	19年	20年	21年	22年
件数(件)	2,811	3,593	3,918	4,334	3,961	5,199

(23年5月情報技術犯罪対策課作成)

以上から、業績目標 については、ネットワーク利用犯罪の検挙件数について最近の増加傾向を維持するという目標を達成した。

< 参考指標 > サイバー犯罪等に関する相談受案件数

22年中の都道府県警察における相談受案件数は7万5,810件と、21年に比べ7,929件(95%)減少した。

サイバー犯罪等に関する相談受案件数

	17年	18年	19年	20年	21年	22年
詐欺・悪質商法	41,480	21,020	32,824	37,794	40,315	31,333
インターネット・オークション	17,451	14,905	12,707	8,990	7,859	6,905
名誉毀損・誹謗中傷	5,782	8,037	8,871	11,516	11,557	10,212
迷惑メール	3,975	2,930	4,645	6,038	6,538	9,836
違法情報・有害情報	5,317	4,335	3,497	4,039	3,785	3,847
不正アクセス・ウイルス	3,965	3,323	3,005	4,522	4,183	3,668
その他	6,293	6,917	7,644	9,095	9,502	10,009
合計	84,173	61,467	73,193	81,994	83,739	75,810

(23年5月情報技術犯罪対策課作成)

< 参考指標 > インターネット・ホットラインセンターが受理した違法・有害情報件数

22年中の違法・有害情報該当件数は4万4,683件と、21年に比べ1万715件(31.5%)増加した。

インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報及び有害情報件数

	18年 (注4)	19年	20年	21年	22年
違法情報	2,591	12,818	14,211	27,751	35,016
有害情報	617	3,600	6,122	6,217	9,667

(23年5月情報技術犯罪対策課作成)

注4：6月から12月まで

< 参考指標 > 出会い系サイトを利用して犯罪被害に遭った児童数

22年中の出会い系サイトを利用して犯罪被害に遭った児童数は254人と、21年に比べ199人(43.9%)減少した。

出会い系サイトを利用して犯罪被害に遭った児童数

	17年	18年	19年	20年	21年	22年
人数(人)	1,061	1,153	1,100	724	453	254

(23年5月情報技術犯罪対策課作成)

< 参考指標 > インターネット利用者数

22年中の日本のインターネット利用者数は9,462万人と、21年に比べ54万人増加した。

インターネット利用者数(万人)

	18年	19年	20年	21年	22年
人数	8,754	8,811	9,091	9,408	9,462

(23年5月総務省作成)

評価の結果

業績指標 、 、 及び については目標を達成したことから、業績目標

	<p>である「情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止」を達成したと認められる。</p> <p>しかしながら、サイバー犯罪対策については、犯罪の手口が高度化・多様化していることや、インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報・有害情報件数が依然として増加を続けていること等を踏まえ、取組を更に強力に推進する必要がある。</p> <p>また、サイバーテロ対策については、サイバー攻撃手法の高度化に加え、サイバーテロには至らないまでも、22年9月、中国のハッカー集団を称する者が、我が国の政府機関等に対しサイバー攻撃を行うよう呼び掛け、警察庁のウェブサーバに対してこれに関連したとみられるアクセスが集中するなどの事案が発生していることから、今後も更に取組を強化する必要がある。</p> <p>さらに、犯罪に悪用されている技術の高度化・複雑化や電子機器、ソフトウェア等の種類の増加・多様化が進んでおり、引き続き犯罪捜査に対する効果的かつ効率的な技術支援を行う必要がある。</p>
<p>評価の結果の政策への反映の方向性</p>	<p>不正アクセス行為やネットワーク利用犯罪は、国民にとって身近な犯罪であり、国民の日常生活にも大きく影響することから、最新の情報通信技術に精通した捜査官を育成するとともに、大規模な不正アクセス事件等に対応するため、サイバー犯罪捜査に必要となる各種資機材を整備することなどにより、サイバー犯罪の取締り及び抑止のための活動を強化する。</p> <p>また、サイバーテロ対策に係る体制の強化並びに事案の未然防止及び事案発生時における迅速・的確な対処のための取組を進めるほか、電子機器等を解析する能力の強化、国内外関係機関・民間企業との連携等デジタルフォレンジックに係る取組の強化により効果的かつ効率的な技術支援を行うなど、情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止を更に強力に推進することとする。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年中のサイバー犯罪の検挙状況等について（23年3月広報資料）</li> <li>・平成22年中の「インターネット・ホットラインセンター」の運用状況について（23年4月広報資料）</li> <li>・平成22年中の出会い系サイト等に起因する事犯の検挙状況について（23年2月広報資料）</li> <li>・平成22年通信利用動向調査（総務省統計調査）</li> </ul>
<p>評価を実施した時期</p>	<p>22年4月から23年3月までの間</p>
<p>政策所管課</p>	<p>情報技術犯罪対策課、警備企画課、情報技術解析課</p>